

由利本荘市 都市計画マスタープラン

人と自然が共生する躍動と創造の^ま^ち都市

令和 6 年 8 月

秋田県由利本荘市

目 次

1	都市計画マスタープランとは.....	1
1-1	都市計画マスタープランの目的と視点	1
1-2	都市計画マスタープランの位置付け	1
1-3	計画の前提及び目標年次	3
(1)	計画の対象区域	3
(2)	計画の目標年次	3
1-4	都市計画マスタープランの構成	4
1-5	都市計画マスタープラン改定の視点	5
2	由利本荘市の現況と課題.....	7
2-1	由利本荘市の概要と特性	7
(1)	由利本荘市の概要	7
(2)	由利本荘市の特性	27
2-2	都市計画の現況	28
(1)	土地利用	28
(2)	道路・交通体系	31
(3)	都市施設	31
(4)	市街地整備	31
2-3	既往計画	33
(1)	由利本荘都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	34
(2)	由利本荘市総合計画 新創造ビジョン 後期基本計画.....	37
(3)	由利本荘市国土利用計画	41
(4)	由利本荘市都市交通マスタープラン	42
2-4	市民から見たまちづくりの課題	43
(1)	市民意向調査の概要	43
(2)	集計結果の概要	45
(3)	市民意向のまとめ	55
2-5	都市計画の課題	56
3	まちづくりの基本方針.....	59
3-1	まちづくりの基本理念と将来像	59
3-2	将来都市構造	60
3-3	都市づくりの基本方針	63

4	全体構想	64
4-1	土地利用の方針	64
(1)	土地利用の基本的な考え方	64
(2)	用途地域の設定状況	64
(3)	用途地域における土地利用	65
(4)	用途地域の指定のない区域の土地利用	65
4-2	市街地整備の方針	69
(1)	基本的な考え方	69
(2)	主な取組	69
4-3	道路・交通体系の方針	72
(1)	基本的な考え方	72
(2)	主な取組	72
4-4	都市施設の方針	77
(1)	基本的な考え方	77
(2)	主な取組	77
4-5	景観と自然環境の保全・活用の方針	83
(1)	基本的な考え方	83
(2)	主な取組	83
5	地域別構想	84
5-1	基本方針	84
(1)	地域別構想の概要	84
(2)	地域別構想の構成	84
5-2	地域区分	85
5-3	由利本荘都市計画区域（本荘区域）	88
(1)	本荘市街地中部地区	88
(2)	本荘市街地梵天地区	95
(3)	本荘市街地南部地区	102
(4)	本荘市街地北部地区	111
(5)	本荘市街地東部地区	120
5-4	由利本荘都市計画区域（矢島区域）	128
	矢島市街地地区	128
6	計画の実現・推進方策	136
6-1	推進方策	137
(1)	住民自治による協働のまちづくり	137
(2)	自然環境との共生	138
(3)	産業・観光・交流の推進	140
6-2	計画の進行管理	142

7	資料編	143
7-1	都市計画マスタープランによる効果	143
(1)	都市計画マスタープランを策定することによる主な効果	143
(2)	都市計画の指定に伴うメリット・デメリット	143
(3)	(参考) 都市計画決定状況による規制内容の比較	144
7-2	用語集	145



1 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープランの目的と視点

本市は、1市7町の合併により平成17（2005）年3月22日に誕生した都市です。旧来の8つの地域が有する特性や伝統・文化が共生・融合し、そしてそれぞれの地域核が有機的に働き合うバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

この都市計画マスタープランは、本市のまちづくりの指針として次のような目的と視点を持って作成するものです。

- 平成22（2010）年の前回計画策定時から14年が経過し、社会経済情勢の変化により本市の地域課題も大きく変化していることを踏まえて、改めて本市の都市計画の長期的な基本方針を示します。
- まちづくりを具体化していく手段としての都市計画の役割を明確にします。
- 本市の都市計画をまちづくりの観点から総括的に示します。
- 市民の意向を反映させるとともに、市民にわかりやすい都市計画を描きます。

1-2 都市計画マスタープランの位置付け

由利本荘市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、地方自治法に基づき策定された「由利本荘市総合計画」及び秋田県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づきながら、市の主体的視点や市民意向なども踏まえて、今後の本市のまちづくりを進めていくための指針です。まちづくりの将来像とその実現のための道筋を示すガイドラインとしての役割を果たすとともに都市計画についての市民の理解と協力を深めるための役割も有しています。

「由利本荘市総合計画」が市民生活に関わる様々なまちづくりの基本方針を示すものであるのに対して、都市計画マスタープランは総合計画のまちづくりを都市空間として実現化していく手段として、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

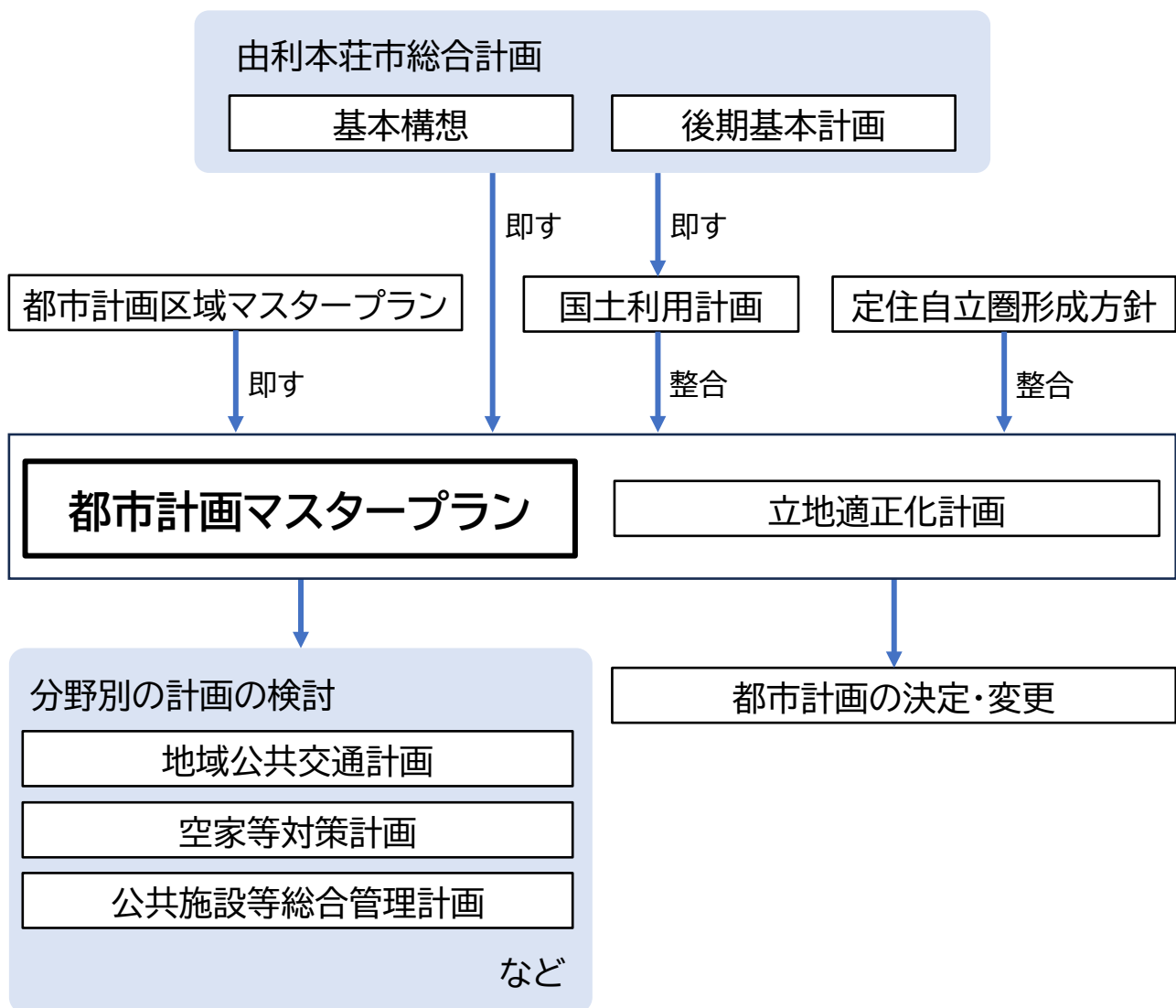


図 1-1 都市計画マスタープランの位置付け

1-3 計画の前提及び目標年次

(1) 計画の対象区域

本市を構成する旧 1 市 7 町のうち都市計画区域は、旧本荘市の由利本荘都市計画区域（本荘区域）と旧矢島町の由利本荘都市計画区域（矢島区域）の 2 カ所が定められています。

都市計画マスタープランは、市域全体を対象とする市総合計画に示されたまちづくりを都市空間として実現していくための指針であり、都市計画のおよぶ範囲（都市計画法の適用区域）、すなわち都市計画区域を本来の対象とします。ただし、本市を構成する 8 つの地域全てを含む市全体の望ましい将来像を都市計画的な視点から描くことも重要であると考え、全体構想では都市計画区域を原則としつつも必要に応じて市域全体を対象として検討を行います。

地域別構想では、由利本荘都市計画区域のうち、用途地域の指定があり、都市計画的な問題を抱える本荘区域の 5 つの地域と、矢島区域を対象とします。なお、「H18 年度秋田県都市計画指導調査」で拡大想定区域とした大内地域・由利地域・西目地域は、拡大における更なる検討が必要であるため、今回の地域別構想の対象には含めないものとします。

●本計画における対象区域

○全体構想

都市計画区域を原則とするが、必要に応じて市域全体を対象区域とします。

○地域別構想

都市計画区域を対象とします。

(2) 計画の目標年次

本市の目指すべき将来像を明らかにするという趣旨に鑑み、長期的視野に立った構想とすること、また、立地適正化計画の目標年次と整合を図る必要があることから、本計画の策定時点から 20 年後の令和 26（2044）年を目標年次とします。

●本計画における目標年次

令和 26（2044）年

1-4 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、本市における都市づくりの前提となる事項を示す「由利本荘市の現況」、目指すべき将来像とその実現に向けた課題を示す「まちづくりの基本方針」、都市計画区域及び市域全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」及び地域別の都市づくりの方向性を示す「地域別構想」により構成します。

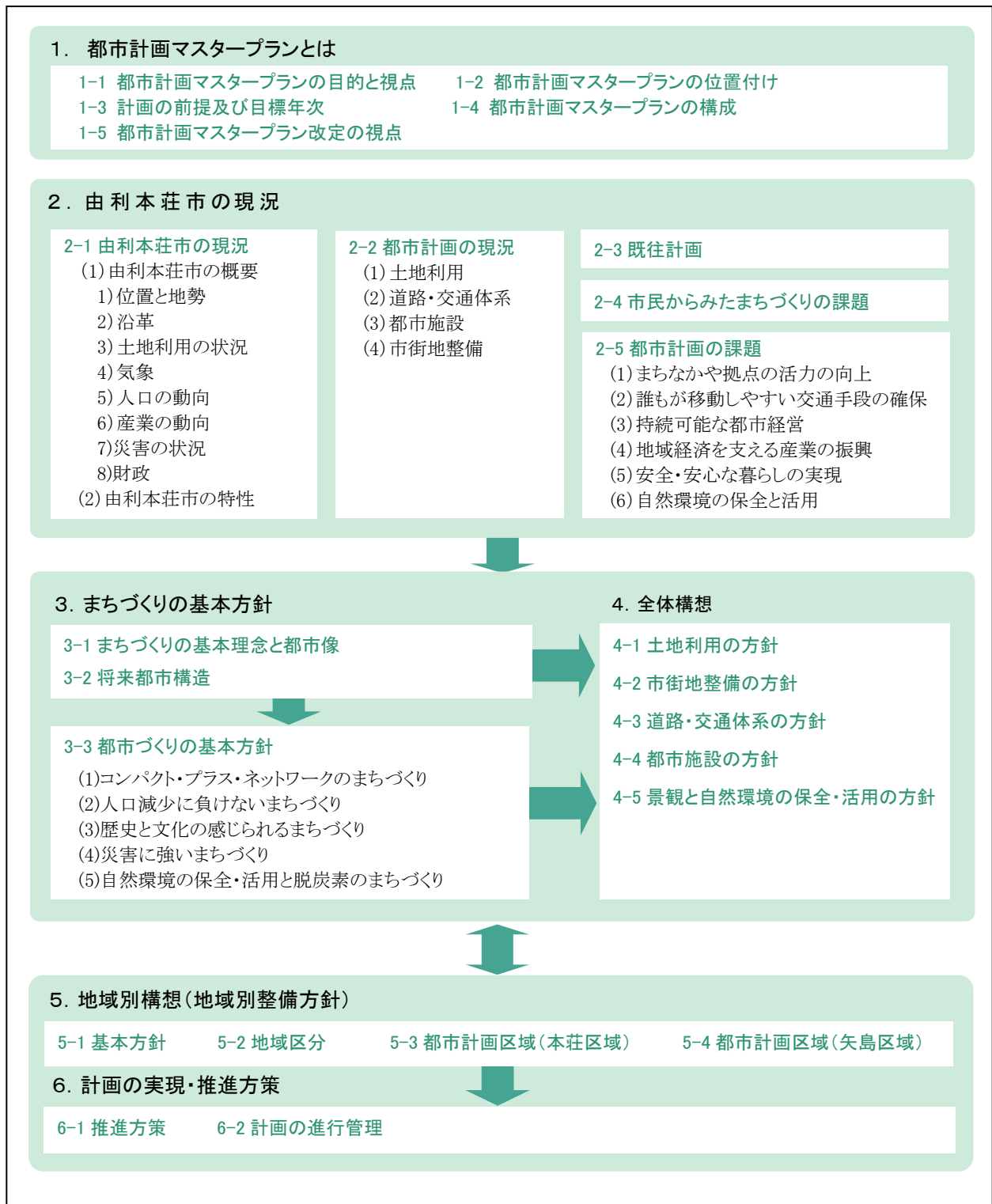


図 1-2 都市計画マスタープランの構成図



1-5 都市計画マスタープラン改定の視点

都市計画マスタープランの改定にあたって留意すべき点を、現行計画の策定時（平成 22（2010）年）から現在までの間の社会経済情勢の変化や上位関連計画を踏まえて、以下に整理します。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現

本市は、本荘広域都市圏の中心的な都市として、市内だけでなく周辺の市町村で生活する人々の暮らしを支える役割を担っており、梵天地区での住宅や大型商業施設の立地拡大や、大門・本町通りでの地区計画を定めた住民主体でのまちづくり活動のように、地区の特色を生かした市街地整備が進められています。

一方で、危機的な人口減少に直面し、このままでは病院や商店といった都市機能の維持が難しくなっています。都市機能を支える人口を維持し、本市を持続可能に保つためには、本市の中核を担う本荘地域のまちなかにぎわい創出に加え、まちなか以外の地域でも地域固有の新たな魅力を創出することで、本市で暮らす人々が「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、立地適正化計画や地域公共交通計画と整合を図りながら、都市機能の集まる拠点と市街地が機能的に結ばれたコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現に向けた取組を進めます。

(2) 人口減少が進む中でも、誰もが希望をもって活躍できる社会の実現

本市の人口減少には歯止めがかからず、高齢化率も上昇を続けています。また、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市の経済活動のみならず地域の歴史や文化に根差した地域活動までにも大きな影響を与えました。

一方で、新型コロナウイルス感染症による大都市での過密を回避する動きや、テレワーク・ワーケーションの浸透により地方にいながら大都市の仕事が出来るようになったことなどにより、地方への視点が変わりつつあります。人口減少を緩やかにし、誰もが希望をもって活躍できる社会を実現するため、一番堰まちづくりプロジェクトの推進や産業の誘致など、地域に新たな住民や雇用を呼び込む取組を進めます。

(3) 防災・減災の主流化

近年、地球温暖化が原因とみられる異常気象に起因し、各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、令和 5（2023）年には秋田県内でも大雨による浸水被害や土砂災害被害が発生しました。また、本市は、海岸域を有しており、東日本大震災の経験などから津波の発生も考慮する必要があります。このように津波や子吉川の洪水浸水が想定される本荘市街地を擁する本市でも、自然災害から市民の暮らしを守るために、あらゆる主体が意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる、防災・減災を主流としたまちづくりの方針を本計画に位置付けます。

一方で、従来からのハード対策だけでは限界もあることから、特に水害に対しては、堤防などの河川整備だけでなく、あらゆる分野の連携により災害リスクを低減する「流域治水」の考え方にに基づき取組を進めます。

(4) ゼロカーボンシティの実現

平成 23（2011）年の東日本大震災を機に、わが国のエネルギーに対する見方は大きく変わりました。発電量に占める割合が大きく低下した原子力エネルギーに代わって、再生可能エネルギーが注目を集めるようになりました。

本市は国内有数の風力発電の適地として全国トップクラスの発電出力を持つばかりでなく、豊かな森林が二酸化炭素を吸収して温室効果ガス削減に貢献しており、「由利本荘市ゼロカーボンシティ宣言」も踏まえ、率先して令和 32（2050）年のカーボンニュートラルを目指す必要があります。そのため、まちづくりにおいても二酸化炭素排出量を減らすとともに吸収量を増やすための取組を進めます。

2 由利本荘市の現況と課題

2-1 由利本荘市の概要と特性

(1) 由利本荘市の概要

1) 位置と地勢

本市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市・横手市・湯沢市・羽後町に接し、県都秋田市には 20km～60km の圏内にあります。

南には標高 2,236m の秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を一級河川子吉川が貫流して日本海に注ぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の 3 地帯から構成されています。

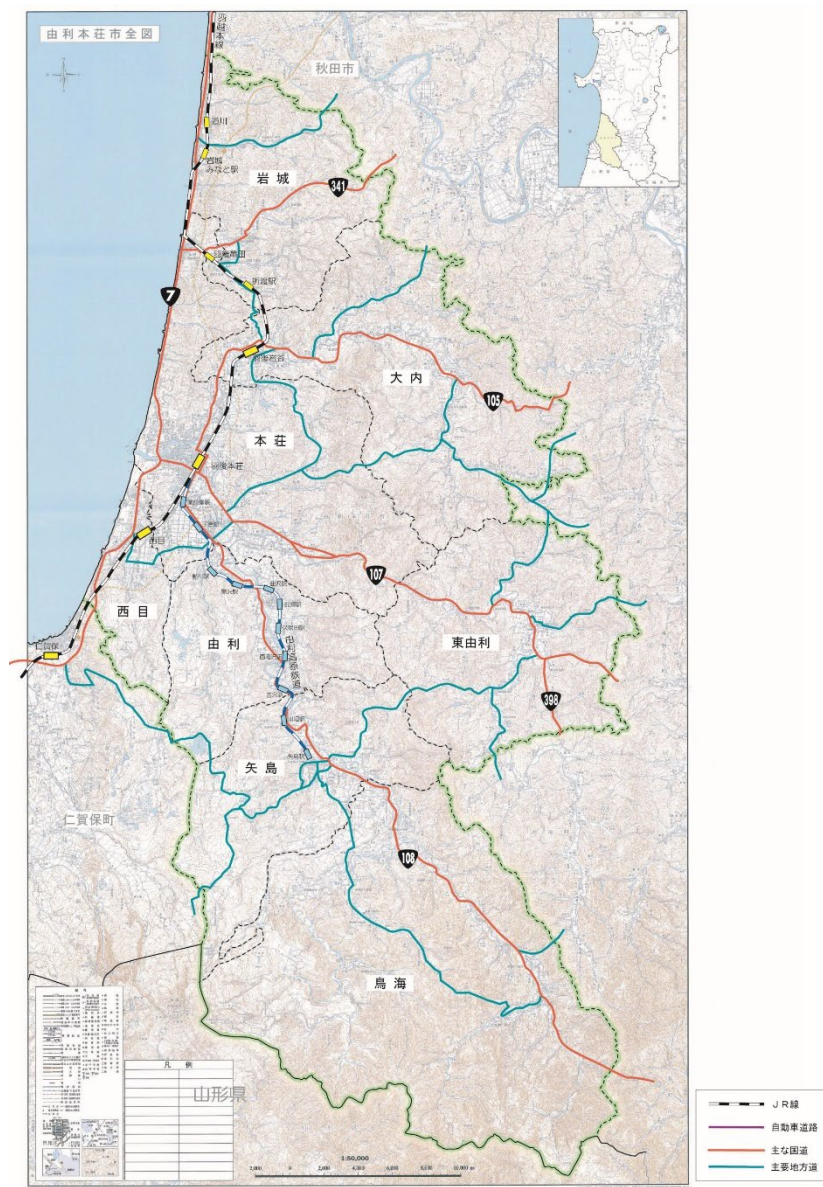


図 2-1 由利本荘市の位置と地勢

出典：由利本荘市の統計資料 平成 17 年度版(秋田県由利本荘市)



図 2-2 子吉川流域の地形鳥瞰図（イメージ）

出典：「子吉川の概要」 国土交通省東北地方整備局 より

2) 沿革

本市は、古くから歴史・文化的に深いつながりを有した本荘由利地域の1市7町（本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町）が合併し、平成17（2005）年3月に誕生した都市です。

本市は、全国で17位、秋田県では第1位（令和5（2023）年4月現在）である1,209.59平方キロメートルという広い面積と約7.5万人の人口を有しています。

3) 土地利用の状況

本市の土地利用は、森林が市域の約 74%を占めており、田・畑は約 10%、道路が約 3 %、宅地は約 2 %となっています。

本市は、その生い立ちから合併前の旧市町である 8 つの地域から構成されますが、地域別に見た面積構成は、鳥海地域が約 27%を占めるのに対し、西目地域は約 3 %となっています。

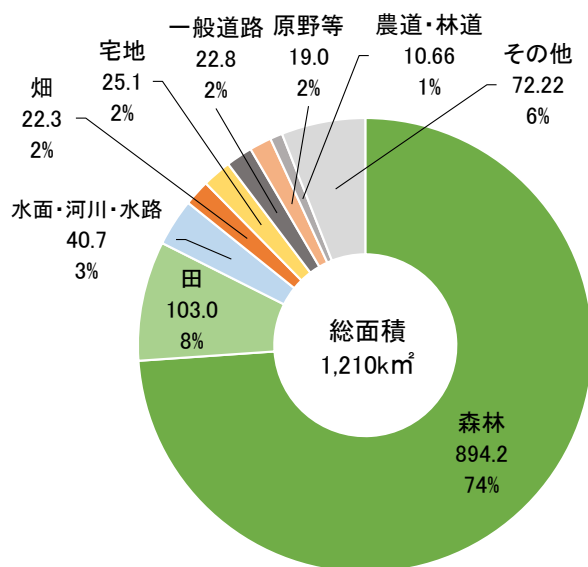


図 2-3 土地利用面積構成比（由利本荘 計）
（R2 現在）

出典：由利本荘市の統計 令和 4 年度版

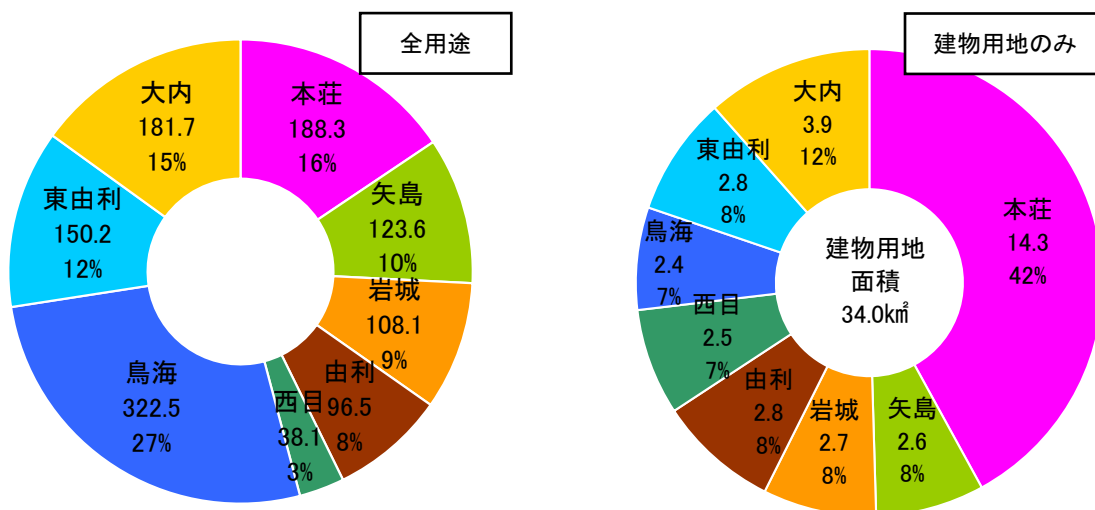


図 2-4 地域別面積構成比（全用途・建物用地のみ）
（H25 現在（全用途）・H28 現在（建物用地のみ））

出典：由利本荘市の統計 令和 4 年度版（全用途）
国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（建物用地のみ）

4) 気象

広大な面積を有する本市の気象は、山間地域、子吉川流域地域、海岸平野地域に大別されますが、総じて冬季における寒冷積雪と夏季における高温多湿を特徴とする日本海性の気候です。年間降水量は2000mm～2300mm程度で、夏季と並んで冬季の降雪による降水量が多く、12月～3月までの降水量は合計700mm以上に達します。

また、人口の集中する海岸平野地域は対馬暖流の影響により冬季の気温が比較的高く、降雪量も内陸、山岳地域に比べ少なく、秋田県下で最も温暖な地域となっています。

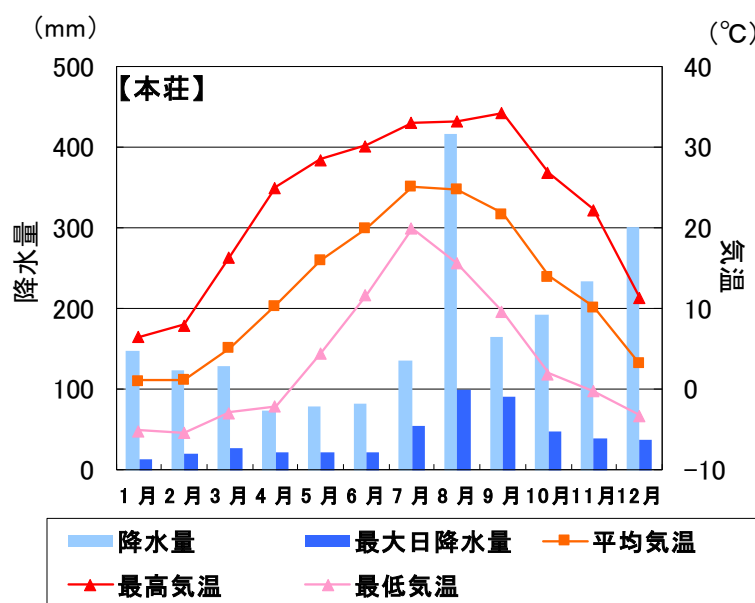


図 2-5 令和4（2022）年の気象（本荘地域）

出典：気象統計情報

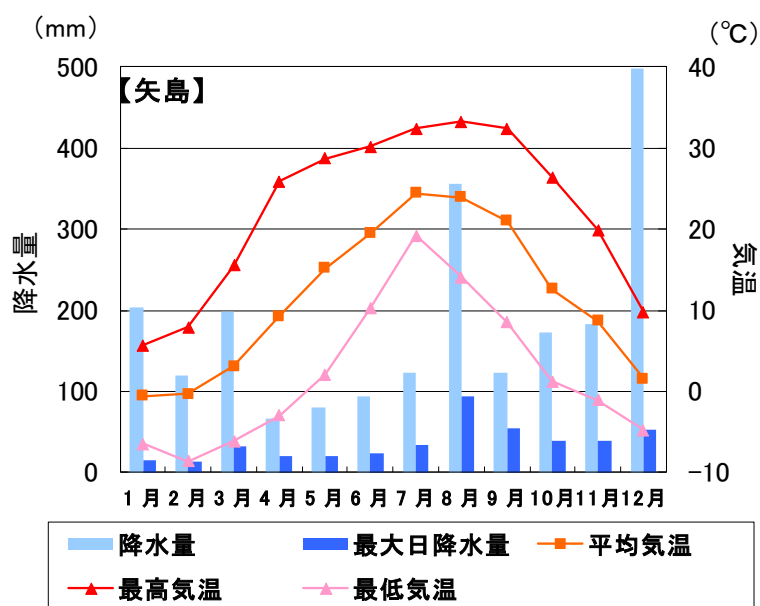


図 2-6 令和4（2022）年の気象（矢島地域）

出典：気象統計情報

5) 人口の動向

①人口

本市を構成する8つの地域の総人口は、昭和60(1985)年の96,589人をピークに減少に転じ、令和2(2020)年現在、74,707人となっています。(国勢調査結果)

人口減少傾向が続く中、世帯数は横ばいで推移しており、1世帯当たりの人員の減少、いわゆる核家族化が進行していることがわかります。

今後の本市の人口については、中山間地域の減少が予想され、市総合計画では令和7(2025)年度の目標人口を70,000人以上としています。

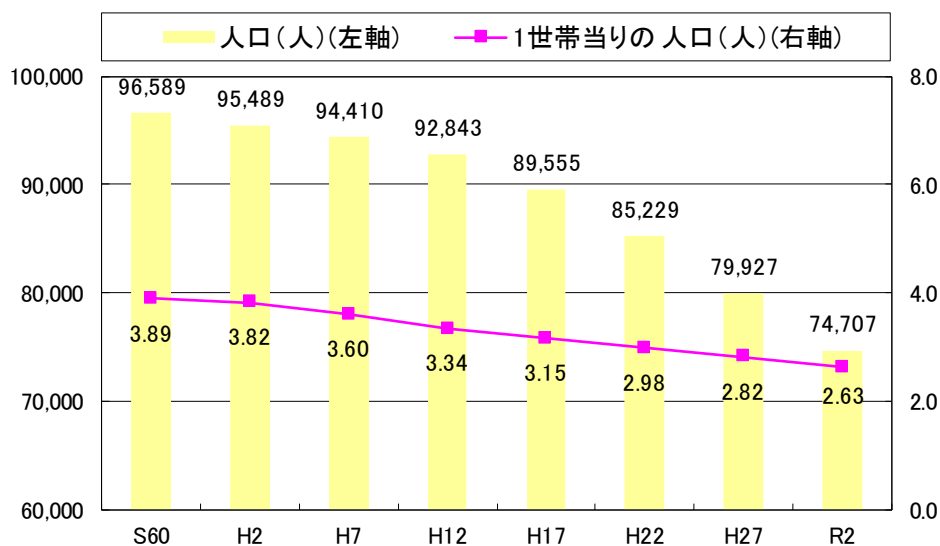


図 2-7 人口総数の推移 (国勢調査)

出典：国勢調査

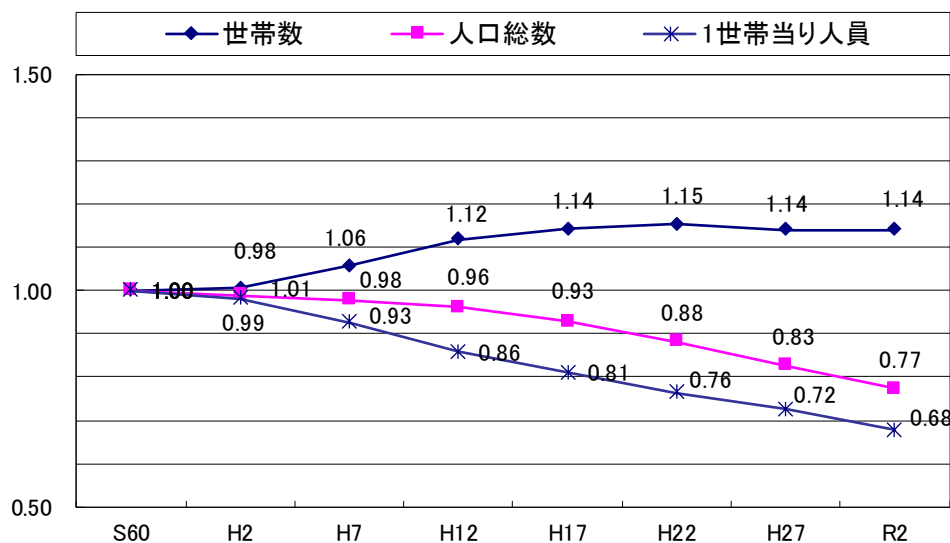


図 2-8 昭和60(1985)年を1とした場合の人口指標の推移

出典：国勢調査

②地域別の人口

本市を構成する 8 つの地域別に人口・世帯数の分布を見ると、本荘地域が人口・世帯とも全市の半数以上を占めています。その次に大内地域が人口・世帯数が 8 ～ 9 % で、その他の 6 地域は概ね 4 ～ 8 % の割合となっています。

■地域別の人口・世帯数分布状況

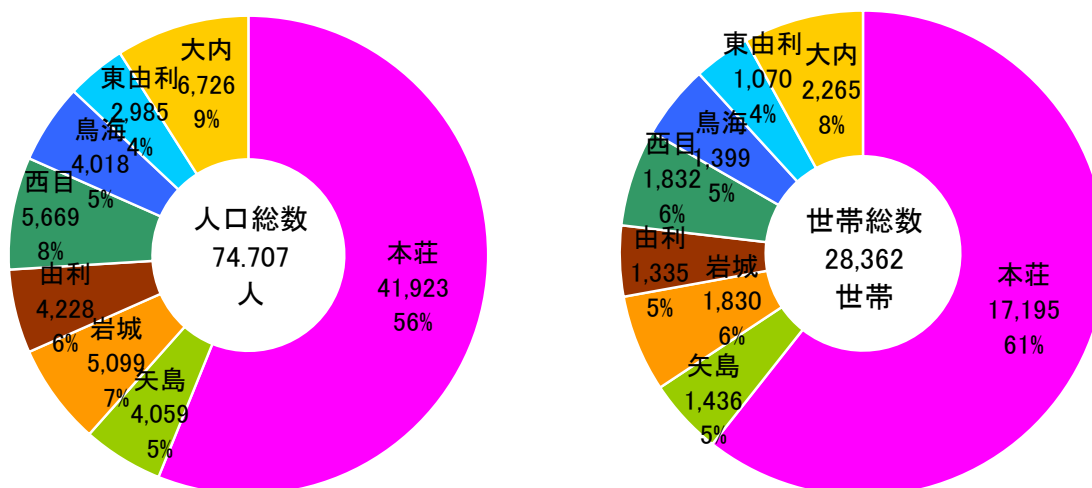


図 2-9 地域別人口・世帯数（令和 2（2020）年）現在）

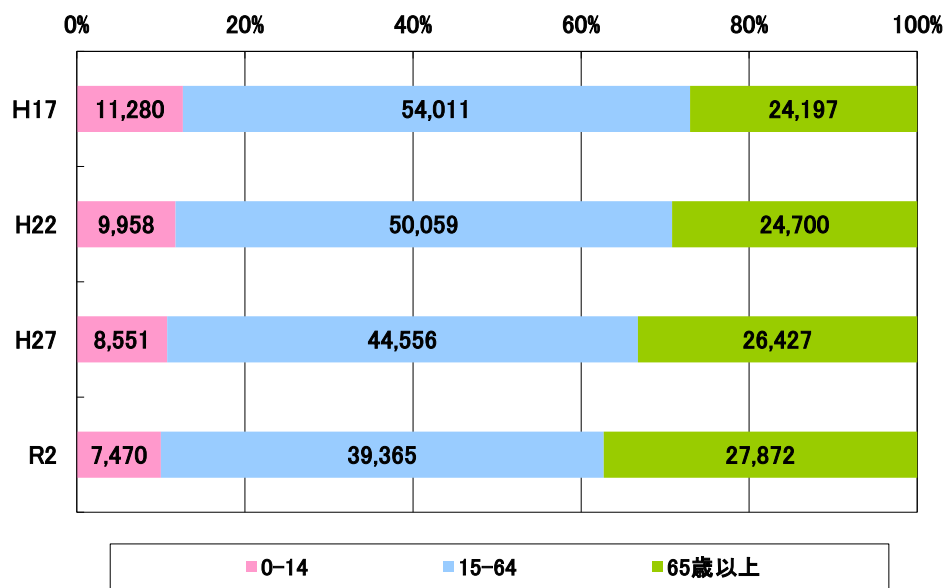
出典：由利本荘市の統計 令和 4 年度版

③年齢構成

年齢構成は、年少人口（0 ～ 14 歳）の比率が 10.0%、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）が 52.7%、老年人口（65 歳～）が 37.3%となっています。（令和 2（2020）年現在）

老年人口の割合は年々増加が続き、平成 7（1995）年に年少人口の割合を超え令和 2（2020）年には約 37%と 3 人に 1 人を上回っています。この値は全国平均の高齢化率 28.8%（令和 2（2020）年）と比較すると高い割合を示していますが、秋田県の平均と比較するとほぼ同様の速度で進行していると言えます。

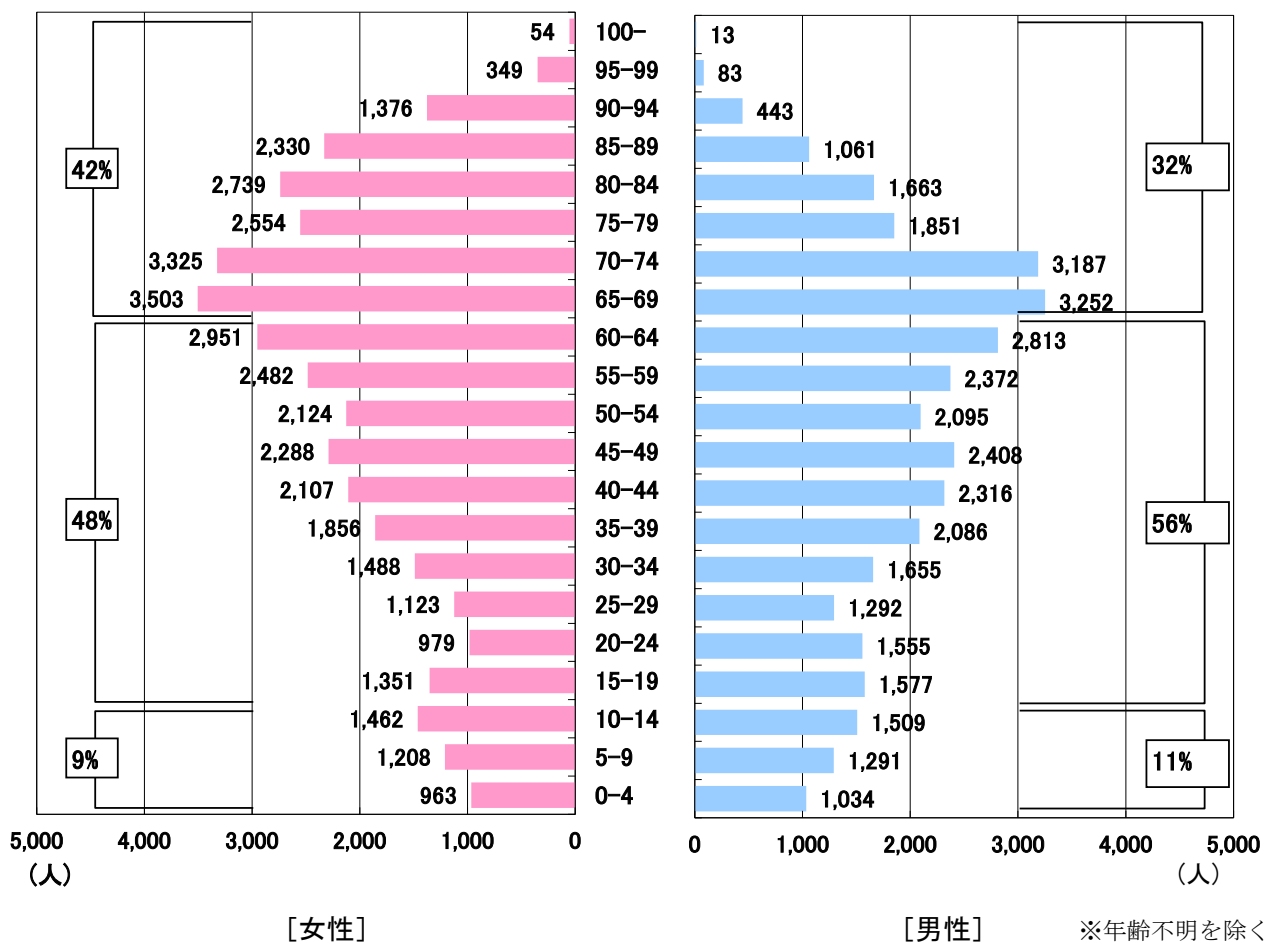
「高齢社会白書 R5」（内閣府）によると、我が国の総人口は長期の減少過程に入り、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇を続けるとされています。このような状況の下、本市においても引き続き高齢化が進行するものと考えられます。



※年齢不明を除く

図 2-10 年齢3階級別人口構成比の推移

出典：国勢調査



[女性]

[男性]

※年齢不明を除く

図 2-11 男女別・年齢5歳階級別人口分布（令和2（2020）年）

出典：国勢調査

6) 産業の動向

①産業の動向

本市の産業の動向を生産額で見ると、第3次産業（サービス業、卸売・小売業、飲食店など）が60%以上、第2次産業（製造業、建設業など）が約36.4%を占め、第1次産業（農林漁業）の割合は約2.5%程度となっています。（令和元（2019）年度）

生産額の推移は、第1次産業が減少を続ける一方で、第2次産業は平成29（2017）年度に大きく増加し、第3次産業は微増しています。

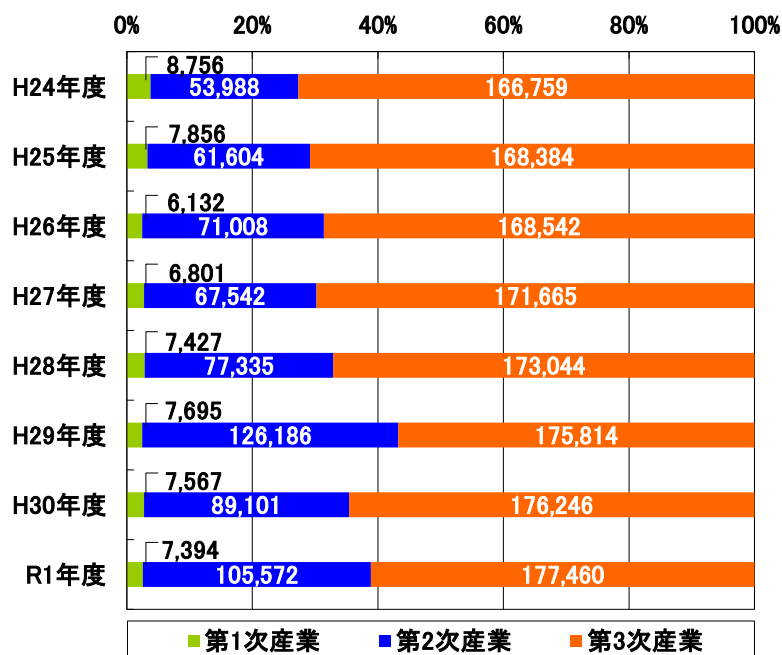


図 2-12 産業大分類別生産額の推移

出典：由利本荘市の統計 令和4年度版

市町村内総生産

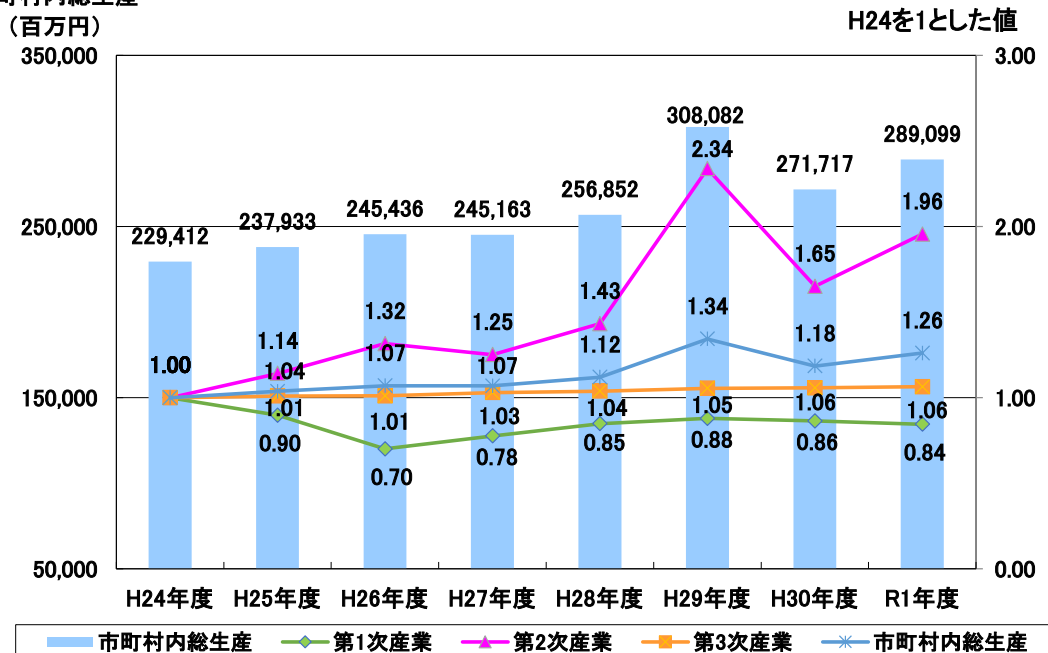


図 2-13 市町村内総生産額と産業大分類別増加率の推移

出典：由利本荘市の統計 令和4年度版

②農業

農業は、地域経済を支えてきた本市の基幹産業ですが、農業従事者の高齢化や後継者の問題などの厳しい環境の下、農業就業人口は減少を続け、令和2（2020）年には平成17（2005）年の半分未満に落ち込んでいるほか、経営耕地面積も減少傾向が続いています。

経営耕地別面積は、全体の約9割を田が占めており、稲作が本市農業の中心であると言えます。

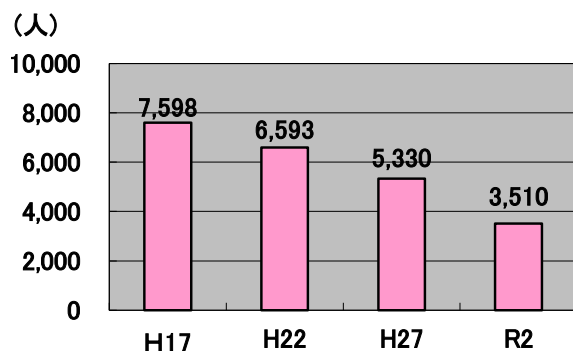


図 2-14 農業就業人口：販売農家

出典：農林業センサス

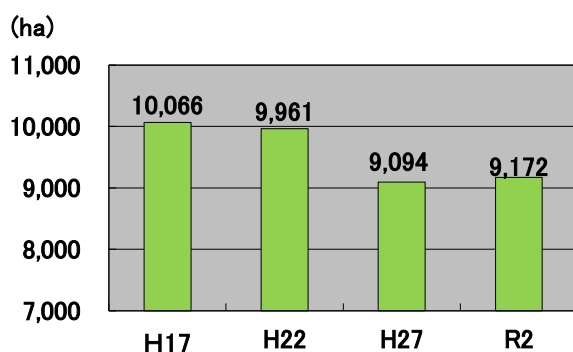


図 2-15 経営耕地面積：販売農家

出典：農林業センサス

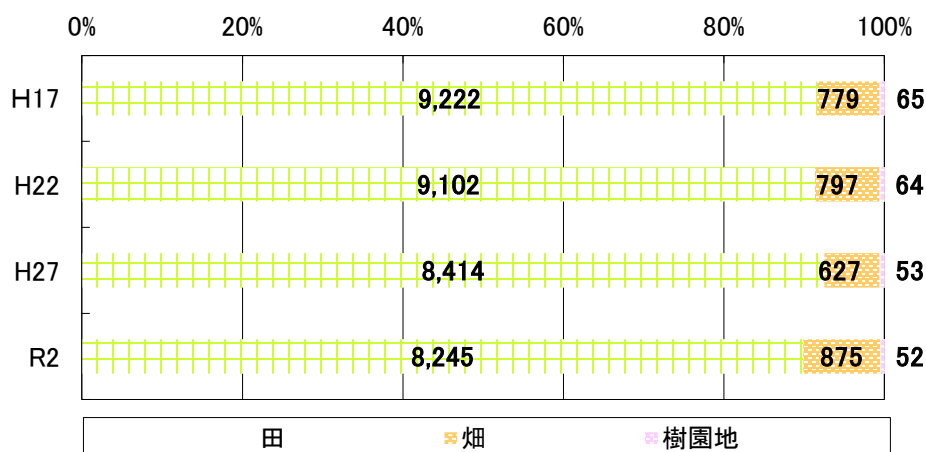


図 2-16 経営耕地別面積の割合

出典：農林業センサス

③商業

本市の商業は本荘地域に集積していますが、中心市街地における商店街や既存店の多くは、後継者問題と郊外への大型店・量販店の進出などにより、厳しい経営環境にあります。

商業事業所数、従業者数、商品販売額とも近年は減少傾向を示しています。

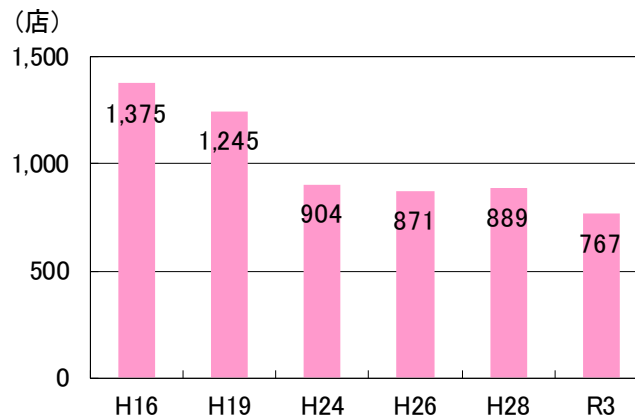


図 2-17 商業事業所数：飲食店を除く（商業統計調査）

出典：商業統計調査

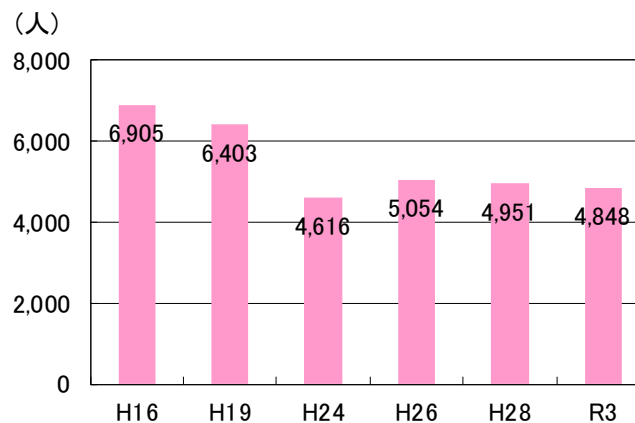


図 2-18 商業事業所従業者数（商業統計調査）

出典：商業統計調査

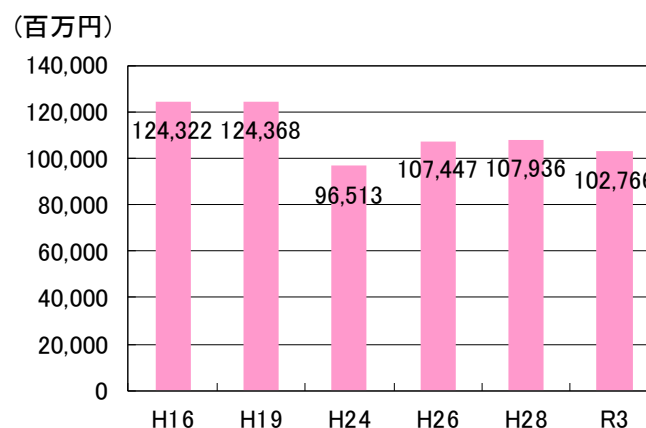


図 2-19 商業事業所年間商品販売額（商業統計調査）

出典：商業統計調査

④工業

本市の工業は電子部品関連企業の集積が進展していますが、特定業種・企業への依存度が高いため景気変動の影響を受けやすいなどの課題もあります。

工業統計調査によると、本市の製造業事業所数は、平成 21（2009）年から令和 2（2020）年までの間に 51 事業所（29%）減少しました。

一方で、従業者数は増加傾向を示し、平成 21（2009）年から令和 2（2020）年までの間に約 1,000 人（13%）増加しています。

製造品出荷額などについては、平成 28（2016）年までは概ね 1,000～1,200 億円で推移していましたが、平成 29（2017）年に大幅に増加し、以降は概ね 2,000 億円で推移しています。

（事業所）

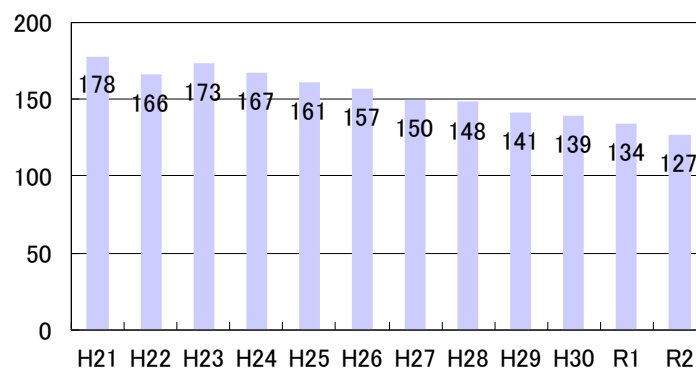


図 2-20 製造事業所数（従業者 4 人以上）

出典：工業統計調査、経済センサス

（人）

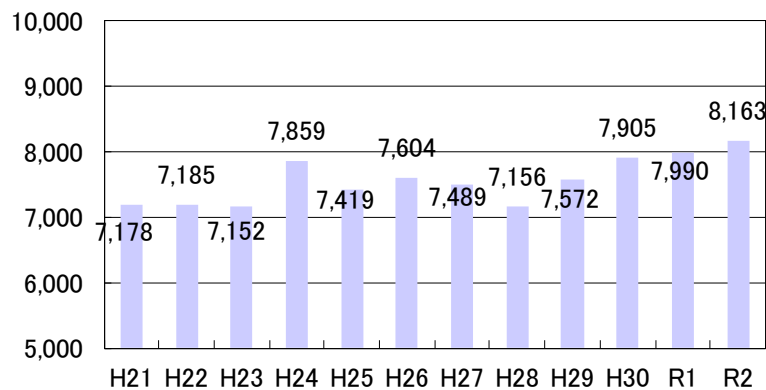


図 2-21 製造事業所従業者数（従業者 4 人以上）

出典：工業統計調査、経済センサス

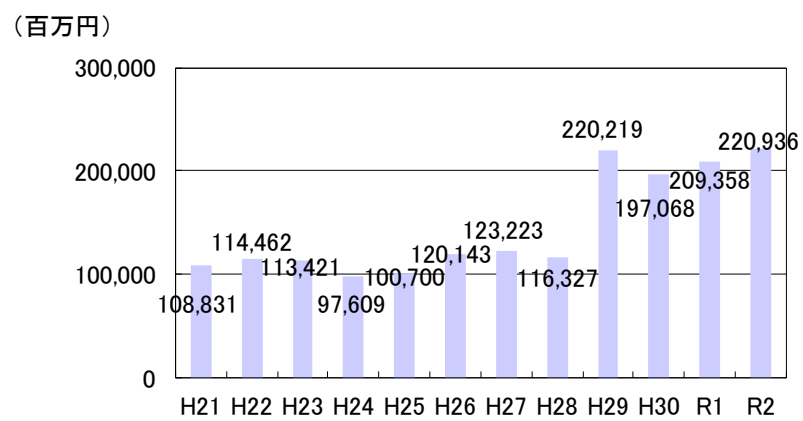


図 2-22 製造品出荷額等(従業者 4 人以上)

出典：工業統計調査、経済センサス

⑤観光

本市は鳥海山や子吉川、日本海などの多様な自然資源に恵まれ、また多くの歴史・文化遺産が残されています。また、日本海沿岸東北自動車道・本荘インターチェンジの供用開始に伴い、高速交通ネットワークの利便性も確保されています。

観光入込み人数は、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2（2020）年には、約140万人に落ち込みましたが、以降は回復傾向にあります。月別に観光入込数を見ると、7月が最も多く、次いで10月が多くなっています。

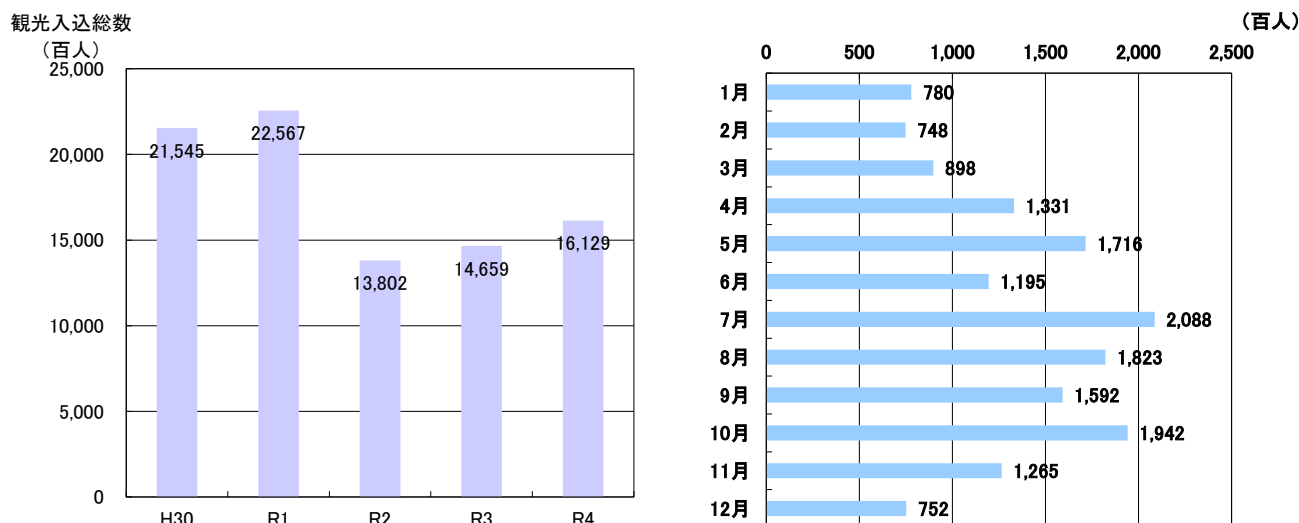


図 2-23 観光入込数の経年変化

出典：由利本荘市の統計 令和4年度版

図 2-24 月別観光入込状況 (R4)

出典：由利本荘市の統計 令和4年度版

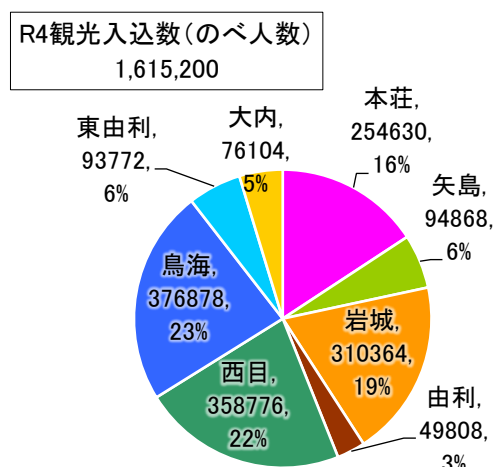


図 2-25 地域別の主要観光地点※への観光入込数（のべ人数）(R4)

出典：庁内資料

※主要観光地点は次の通り：長谷寺・五峰苑、本荘マリーナ海水浴場、本荘公園、ボートプラザ・アクアパル、鶴舞温泉、ばいんすば新山、由利本荘 春の花巡り 本荘さくらまつり、菖蒲カーニバル、本荘川まつり花火大会、鳥海山（祓川ヒュッテ）、鳥海高原矢島スキー場、花立牧場公園、由利本荘ひな街道、鳥海国定公園、法体の滝、猿倉温泉（鳥海荘・フォレスト鳥海）、生産物直売所菜らんど、道の駅清水の里鳥海郷、黄桜温泉 湯楽里、レストランやしお、由利本荘 春の花巡り 黄桜まつり、八塩いこいの森、史跡保存伝承の里「天鷲村」、岩城少年自然の家、道川海水浴場、道の駅「岩城」、岩城温泉「港の湯」、日本海洋上花火大会、サイクリングターミナルやまゆり、鳥海高原由利原まつり、ハーブワールド AKITA、西目海水浴場、道の駅にしめ、由利本荘 春の花巡り 桜・菜の花まつり、かしわ温泉、ひまわりまつり、道の駅おおうち（総合交流ターミナル ぽぽろっこ）、雪ものがたり、由利本荘市民俗芸能伝承館 まいーれ、鳥海山木のおもちゃ館

⑥日常生活圏

■通勤・通学流動

本市と周辺都市との関係を通勤・通学流動の面から見ると、秋田市、にかほ市との関係が強いことがわかります。通勤流動は、秋田市とにかほ市に通勤する人の割合がほぼ同じで、本市常住従業者数の約7%～8%が両市に通勤しています。

通学流動は秋田市とのつながりが強く、本市常住通学者数の約12%が秋田市に通学していますが、にかほ市は約1.7%となっています。このことから秋田市とは通勤・通学の両面とも深い関係ですが、にかほ市との関係は通勤、働く場としての関係が強いと言えます。

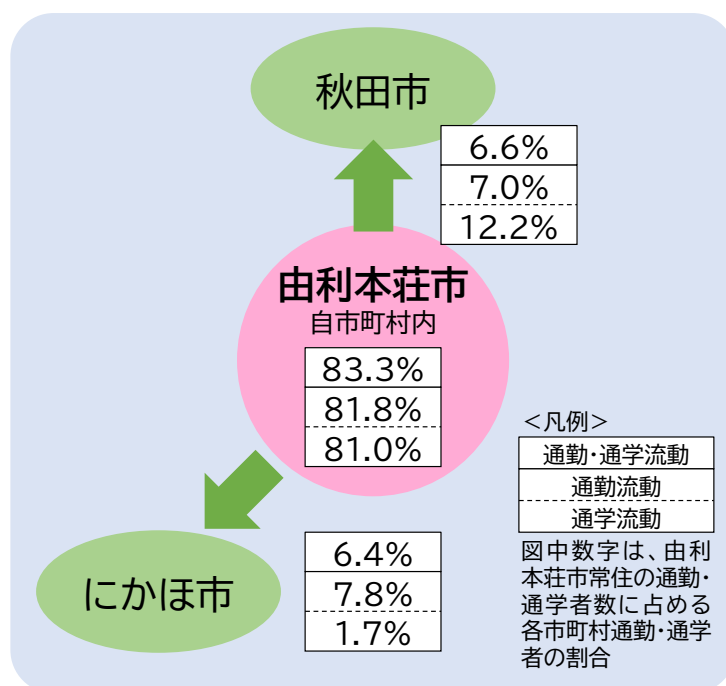


図 2-26 由利本荘市と周辺都市への通勤・通学流動

出典：令和2（2020）年国勢調査

7) 災害の状況

①津波浸水想定区域

本市では、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波である「最大クラスの津波（L2 津波）」において、石脇沿岸部で最大高さが海拔約 11m の津波が到達することが想定されています。

また、令和 5 年 3 月には、秋田県により津波災害警戒区域の指定がされ、沿岸地域のほか、子吉川及び西目川に沿って津波の遡上が想定されています。特に子吉川沿いでは、国道 7 号本荘大橋東側で 2m 以上の基準水位になっています。また、河口から離れた国道 105 号飛鳥大橋付近や県営住宅梵天団地東側にも津波災害警戒区域が広がっています。

※基準水位

：津波浸水想定により公表された浸水深に、津波が建物などに衝突したときのせり上がりの高さを加えたもの

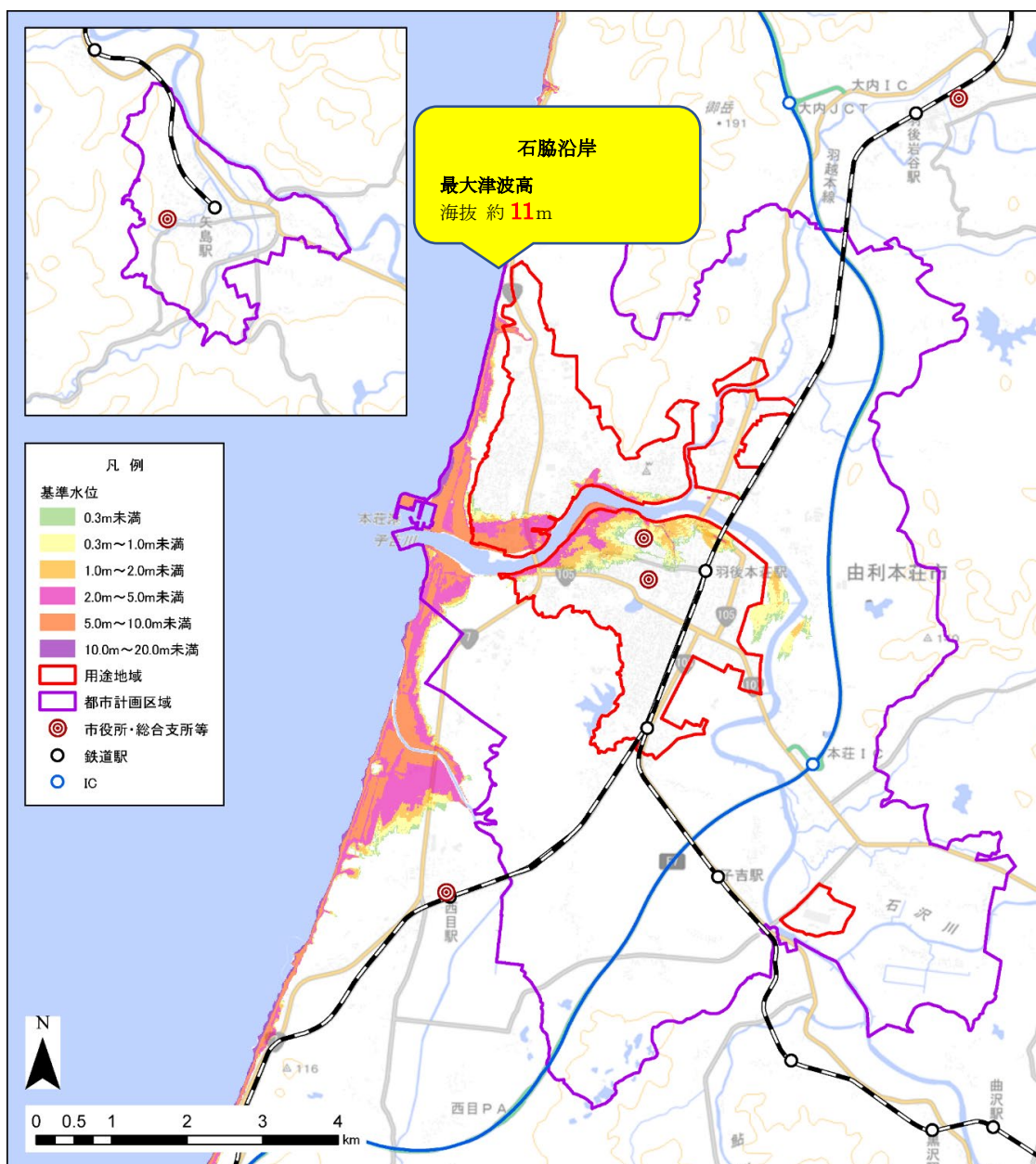


図 2-27 津波災害警戒区域（本荘地域拡大）

出典：秋田県提供データ

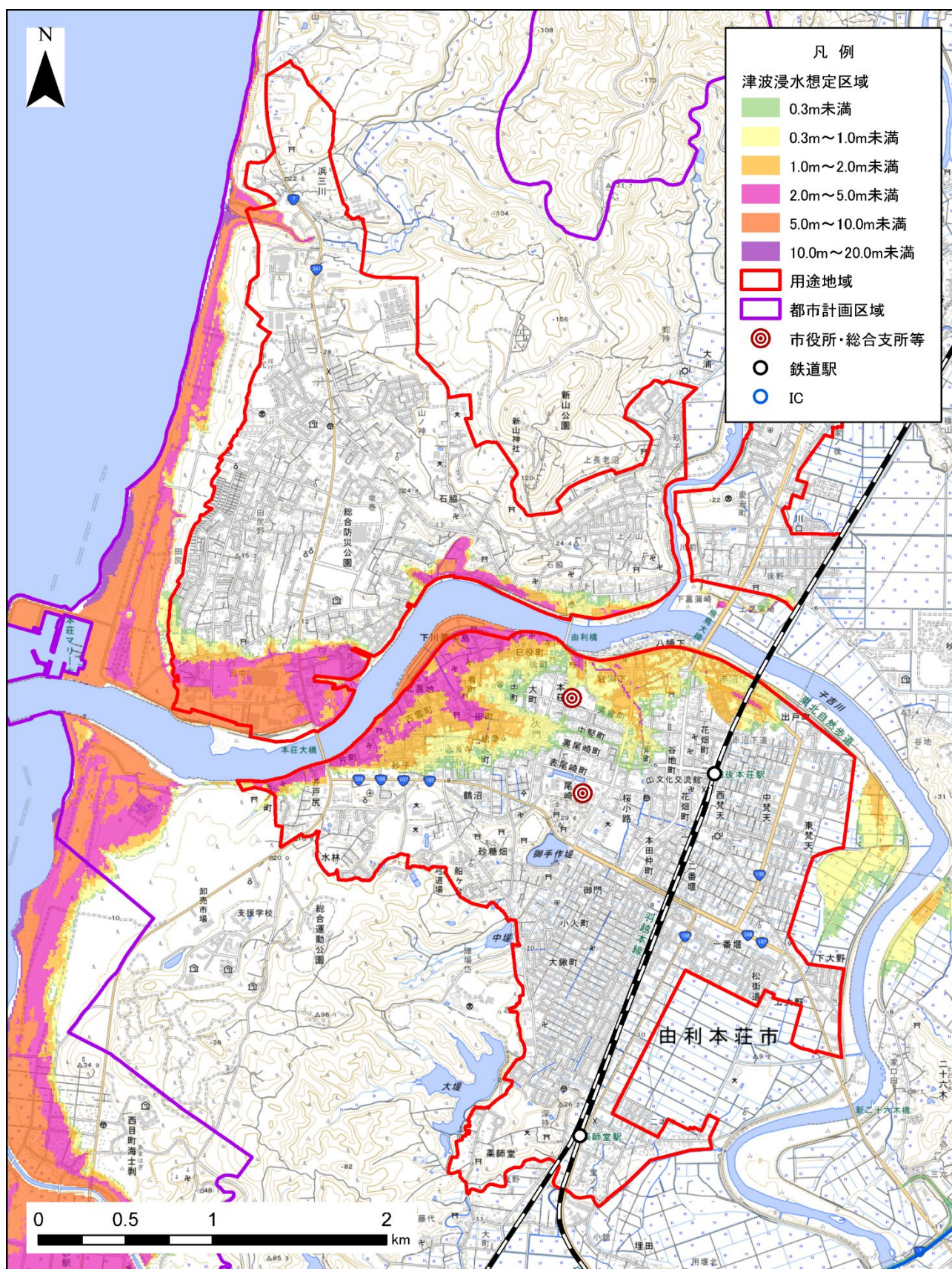


図 2-28 津波浸水想定区域（本荘地域拡大）

出典：秋田県提供データ

②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

本荘地域の中心部は一級河川子吉川が貫流し、北部から芋川が合流する豊かな水環境を有しています。しかし、近年では異常気象が頻発しており、本荘地域では、平成 25（2013）年 7 月から令和元（2019）年 10 月までに 9 回の浸水被害が発生しています。

子吉川の洪水による想定最大規模降雨※の浸水想定区域は沿岸部全域に広がっており、羽後本荘駅を中心とした本荘市街地はほとんどの区域が浸水する状況です。特に第二庁舎から赤沼 J R アンダーパスにかけての区域と、アクアパル周辺、市民交流学習センター付近においては、浸水深が 3m を超えることが想定されています。

また、芋川の洪水による浸水想定区域は、子吉川の浸水区域と重複して広がっており、川口地区周辺が浸水する状況です。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋倒壊などをもたらすような氾濫の発生が想定される区域が示されています。本荘市街地周辺部では由利橋付近の両岸、本荘大橋の両岸及び芋川両岸に河岸浸食エリアが分布しています。

土石流、急傾斜地の崩壊、若しくは地すべりを発生原因とする土砂災害から生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

本荘市街地は概ね平坦な地形になっていますが、鶴舞球場西側や薬師堂駅の西側、中堤南東側、石脇北保育園付近などでは急峻な地形となっており、一部の区域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

表 2-1 家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害警戒区域の内容

名称	内容
家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流）	堤防決壊などにより、木造家屋が倒壊などするような氾濫流が発生するおそれがある区域
家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食）	木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸浸食が発生するおそれがある区域
土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

※想定最大規模降雨（1000 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量）

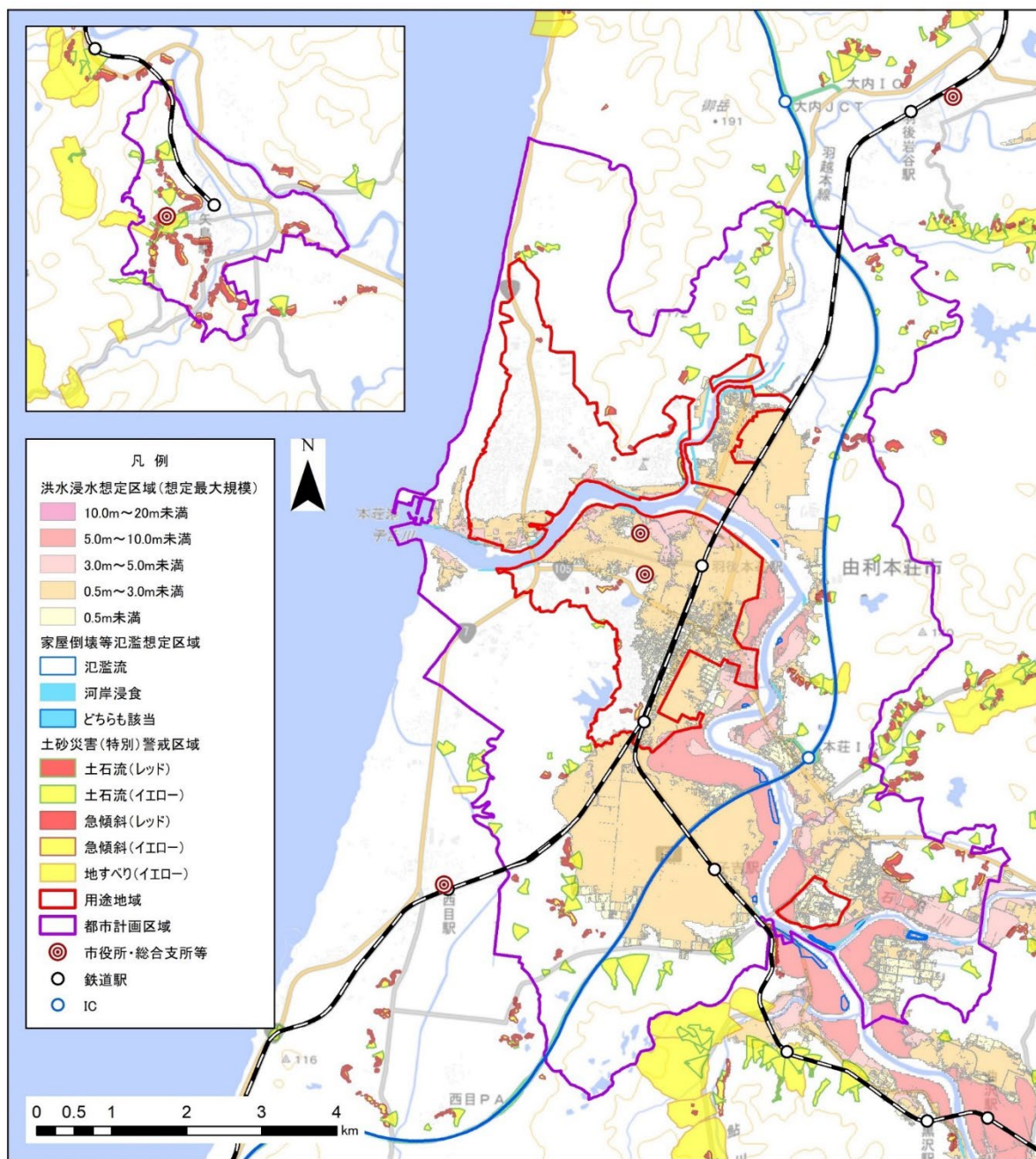


図 2-29 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

出典：秋田県資料(洪水浸水想定区域)
由利本荘市 Web ハザードマップ(家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害警戒区域)

8) 財政

本市の財政状況は歳入の推移を見ると、概ね500億円前後で推移していますが、令和6(2024)年以降は500億円をわずかに下回って推移することが見込まれています。

また、依存財源割合は70%前後で継続することが推計されており、自主財源の確保が困難になる恐れがあります。

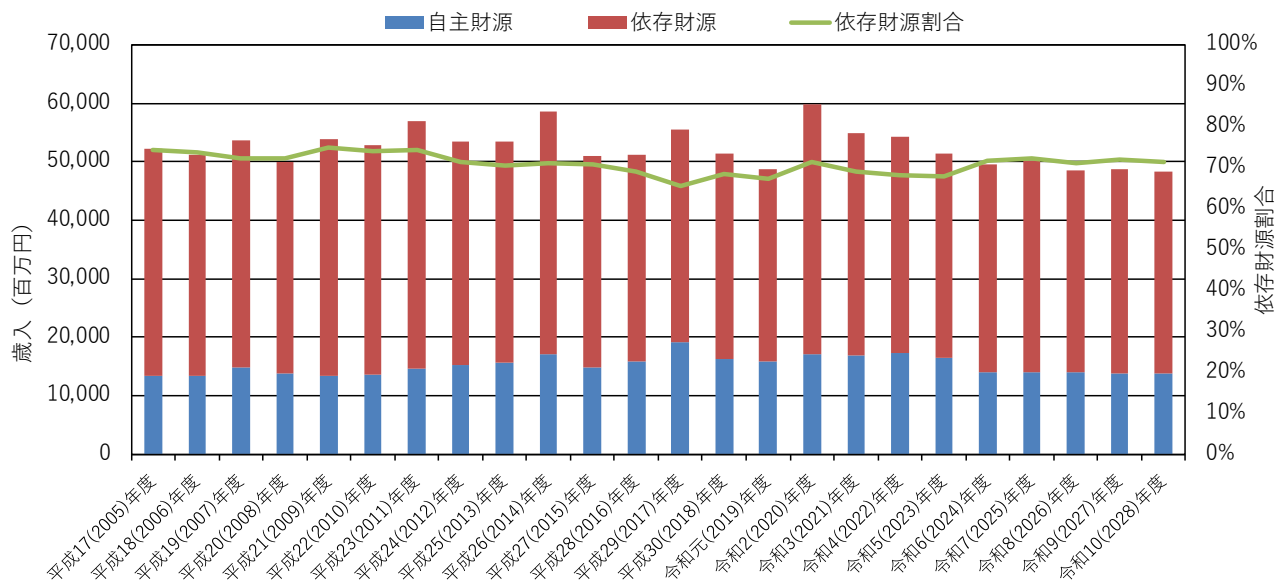


図 2-30 歳入の推移

出典：「財政推計（令和5年策定）」

歳出を見ると、児童福祉費が特に増加傾向であり、社会福祉費や老人福祉費においても増加傾向にあります。また、公共建築物とインフラ施設を合算した公共施設などの全体更新費用は、今後40年間で約6,424億円、年平均更新費用は約160億円となり、直近5カ年の平均投資額約102億円と比較すると約1.6倍になると見込まれています。

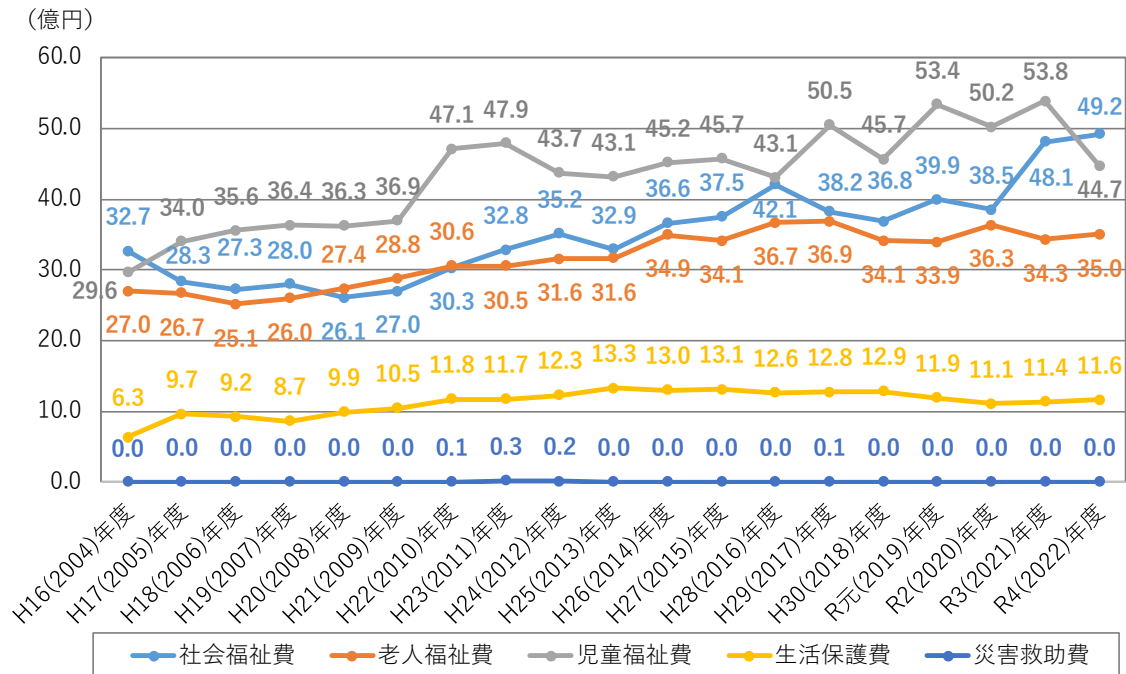


図 2-31 民生費の推移

出典：「市町村別決算状況調（総務省）」

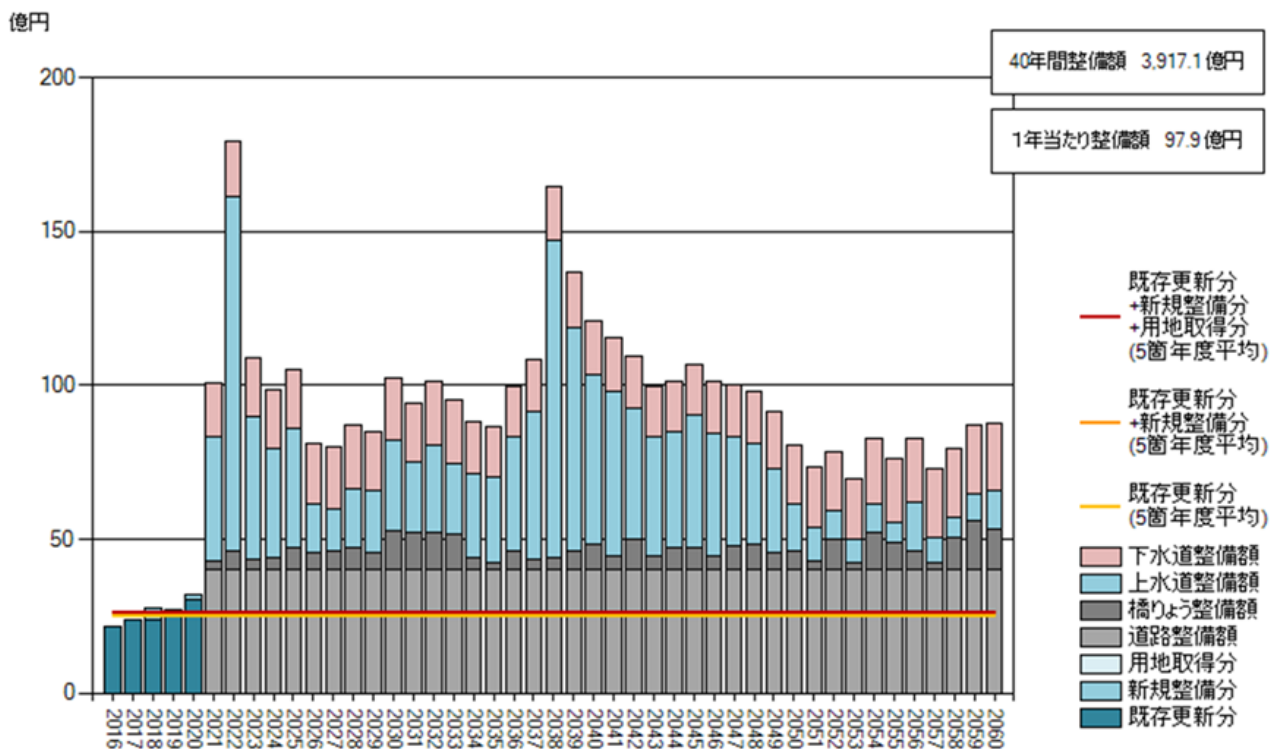


図 2-32 公共施設等の更新費用推計額

出典：「由利本荘市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改定）



(2) 由利本荘市の特性

○県南西部の核都市

本市は、本荘・由利地域の1市7町による合併により誕生した市で、県南西部の核都市として期待されています。

○豊かな自然と歴史資源

本市は、鳥海山や子吉川、日本海といった多様な自然資源に恵まれ、鳥海山登山道の県境における海拔1,757m（県内最高点）から日本海の海拔0mに至るまで変化に富んだ自然環境・自然景観を見せてくれます。市域の約74%を森林が占めており、水源涵養の機能や二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの機能に加え、登山、ハイキング、森林浴などのレクリエーション空間としての役割を担っています。

子吉川は、源を秋田・山形県境にそびえる鳥海山に発し、笹子川・鮎川などの支流を併せて本荘平野を貫流して、本市において石沢川、芋川を合わせて日本海に注ぐ一級河川です。鳥海国定公園に指定されている山麓をはじめ、県緑地保全地域の指定を受けた石沢峡などの観光資源を有するほか、堰などの落差のある河川工作物が存在しないので自然に近い河川となっており、多くの貴重な川魚が生息しています。

また、本荘地域、岩城地域（亀田）、矢島地域は、旧城下町であり、歴史・文化遺産が数多く残されています。

○高速交通ネットワーク時代を迎える由利本荘市

国土開発幹線自動車道である日本海沿岸東北自動車道の本荘ICが平成19（2007）年に供用を開始しました。そのほか地域高規格道路として本荘大曲道路が計画路線に指定され、整備区間の一部0.8kmが岩谷道路として日本海沿岸東北自動車道・大内JCTと国道105号を結ぶランプウェイとして機能しています。

これらの高速自動車道を活用した広域交流の拡大、都市の活性化が期待されています。

○広大な市域を有し、本荘地域に集中する人口・産業構造

本市は約1,210km²という広大な面積を有しており、県全体の面積の約1割を占め県内では第1位の面積を有する都市です。市域の約74%を森林が占め、その他の平野部や平坦地に合併前の旧市町の市街地が分散立地しています。本市を構成する8つの地域のうち本荘地域に人口及び商業・工業などの産業が集中する構造となっています。

買い物の動向からも、買い回り品はほかの地域から本荘地域への流入が明確であり、本荘地域が本市の中核的都市機能を担っていると言えます。

2-2 都市計画の現況

(1) 土地利用

都市は市民の生活や産業など様々な活動が行われる場であり、これらの諸活動が快適で効率よく、かつ安全に営めるような空間を実現していくことが都市計画の役割です。

都市計画では適正な土地利用の誘導や建築物の用途に対する制限などにより、土地の合理的な利用と秩序ある市街地の形成を図っています。都市の中心市街地から郊外の農地や田園地域及び保全・活用すべき森林地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形などから見て、一体の都市としてとらえる必要がある区域を「都市計画区域」として指定しており、本市では「由利本荘都市計画区域」として本荘地域と矢島地域の2か所に区域を指定しています。都市計画区域（本荘区域）の面積は6,447haで市域面積の5.3%、都市計画区域（矢島区域）の面積は447haで市域面積の0.4%の割合となっており、合計で6,894ha、市域面積の5.7%が都市計画区域になっています。

1) 由利本荘都市計画区域（本荘区域）（以下、「本荘区域」という。）

本荘区域の土地利用方針は、「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分は定めず、用途地域のみを都市計画決定しています。

＊市街化区域：既に市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域

＊市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

■用途地域

建築物の用途を制限することにより秩序ある市街地の形成を図ることを目的として用途地域を指定しており、建築物の用途、建ぺい率、容積率などの制限を内容としています。

2) 由利本荘都市計画区域（矢島区域）（以下、「矢島区域」という。）

矢島区域では、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の指定は定めていません。

■由利本荘都市計画区域（本荘区域）の概要

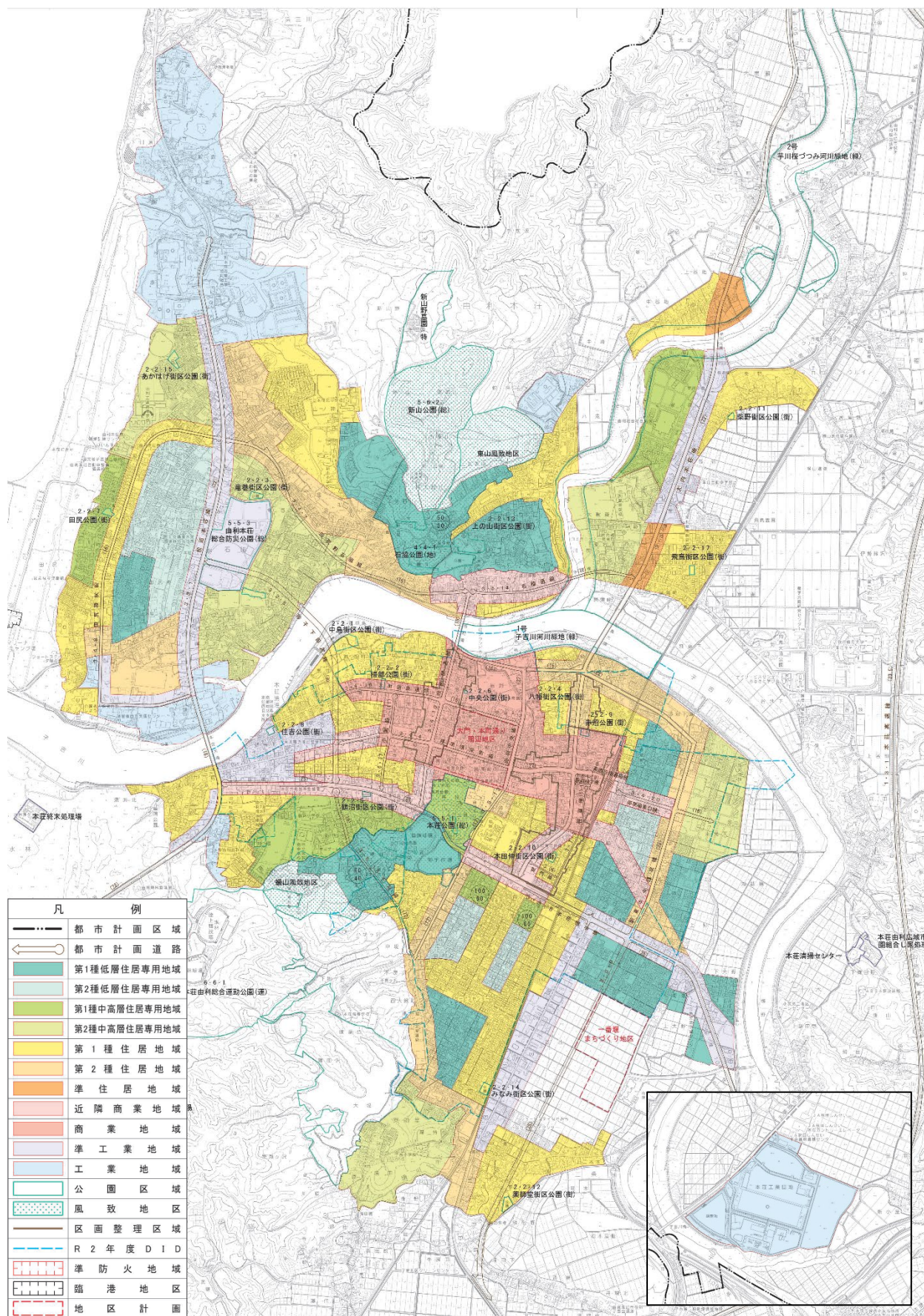


図 2-33 由利本荘都市計画（本荘区域）総括図

■ 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の概要

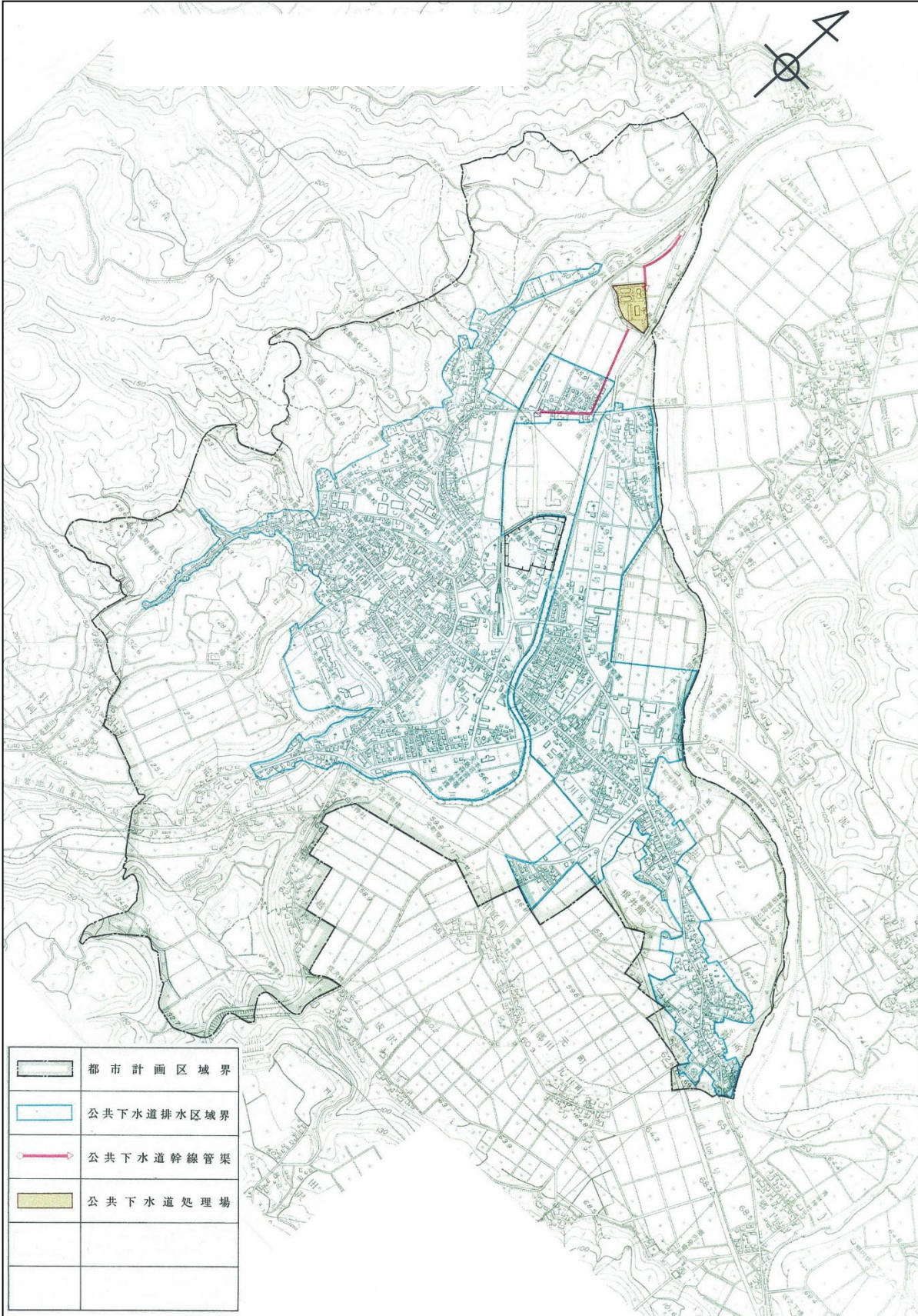


図 2-34 由利本荘都市計画（矢島区域）総括図



(2) 道路・交通体系

交通体系は、土地利用とともに都市空間のあり方を規定する基本的な要素であり、道路や公共交通機関は、都市活動を支える重要な基盤施設です。そのため、都市計画において現況の問題点や将来の課題などを踏まえて、計画的に整備することとしています。

本荘区域では、都市計画道路を定めていますが、矢島区域は都市計画道路を定めていません。

1) 道路

本市の骨格を形成する道路は、国道 7 号が海岸沿いを南北に縦断し、国道 105 号、107 号、108 号が本荘地域の市街地内で交わり、放射状に各地域を結ぶ形となっています。

また、市街地の東側を国土開発幹線自動車道である日本海沿岸東北自動車道が南北に縦断しており、本市には北から岩城 IC、松ヶ崎亀田 IC、大内 JCT、本荘 IC が整備されました。

2) 鉄道

本市の鉄道は、日本海沿いを J R 羽越本線が通り、市内には 7 つの駅が設けられています。また、市内（本荘～矢島間）を第 3 セクターが運営する由利高原鉄道が走り、沿線住民の通勤・通学の足として重要な役割を担っています。

3) 路線バス

市内のバス路線は、本荘地域の中心市街地と各地域拠点を結ぶ形で放射状に整備され、高校生や高齢者などにとって不可欠な交通機関となっています。

(3) 都市施設

本市の都市施設として以下のものが決定されています。

1) 下水道及び河川

快適で衛生的な生活環境の実現と自然環境の保全を図るため、本荘区域と矢島区域で公共下水道が都市施設として決定しています。また、治水・利水の両面から、子吉川の河川改修の推進を計画的に進めています。

2) 公園・緑地など

都市における緑の拠点として本荘区域において、都市計画公園を定めています。

(4) 市街地整備

本荘区域では、市街地中心部で 3 カ所の土地区画整理事業が完了しています。また、矢島区域では、これまで 1 カ所の個人施行の土地区画整理事業が完了しています。

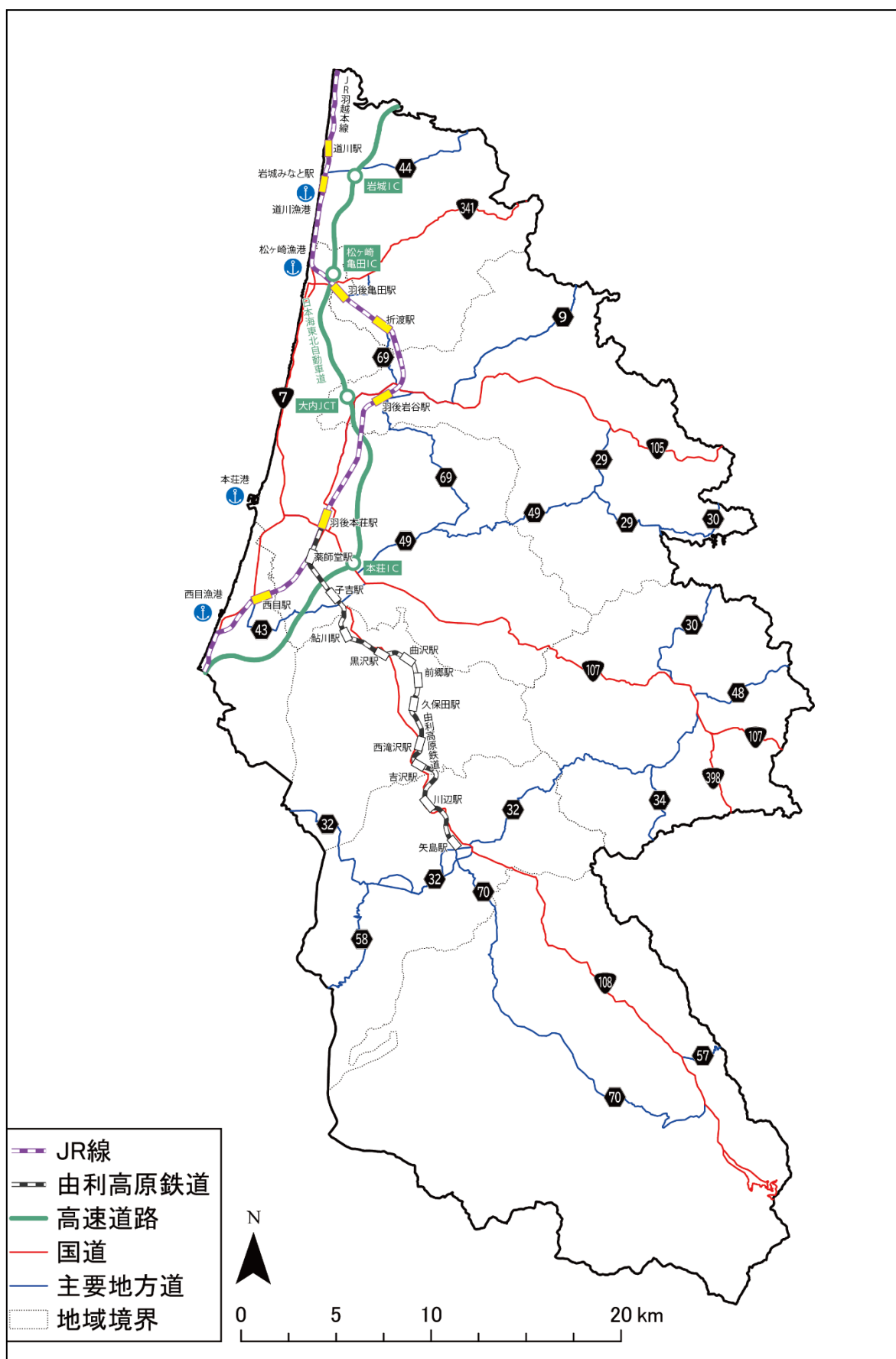


図 2-35 道路交通網図

出典：国土数値情報



2-3 既往計画

これまでに策定された本市にかかわる上位・関連計画を整理し、既往計画における本市の将来像及び主要指標の検討を行います。主な上位・関連計画として、以下のものについて概要を整理します。

■上位・関連計画

●由利本荘都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

- ・策定主体：秋田県
- ・策定年月：平成24（2012）年12月
- ・計画の主旨：当該都市における人口・産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示す。また、都道府県が一市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める。

●由利本荘市総合計画 新創造ビジョン 後期基本計画

- ・策定主体：秋田県由利本荘市
- ・策定年月：令和2（2020）年3月策定 令和6（2024）年3月最終改訂
- ・計画の主旨：次の10年を見据えたまちづくりの基本理念をはじめとして、中長期的な展望に立った重点戦略、基本政策、6つの重点化プロジェクトを定め、新たなまちづくりの実現に向けて全市的な取組を展開する。

●由利本荘市 国土利用計画

- ・策定主体：秋田県由利本荘市
- ・策定年月：平成27（2015）年5月
- ・計画の主旨：国土利用計画法第8条の規定に基づき、由利本荘市の区域における市土の利用に関する基本的事項について定める。

●由利本荘市 都市交通マスタープラン

- ・策定主体：秋田県由利本荘市
- ・策定年月：平成30（2018）年3月
- ・計画の主旨：本市の将来都市像及び将来交通計画について、上位計画で定められた基本方針と整合をとりながら、都市の将来交通体系を明らかにし、今後実施する施策や都市計画道路の見直し方針を具体化する。

(1) 由利本荘都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

1) 基本的事項

表 2-2 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範 囲	面 積
由利本荘都市計画区域	由利本荘市	行政区域の一部	6,894ha

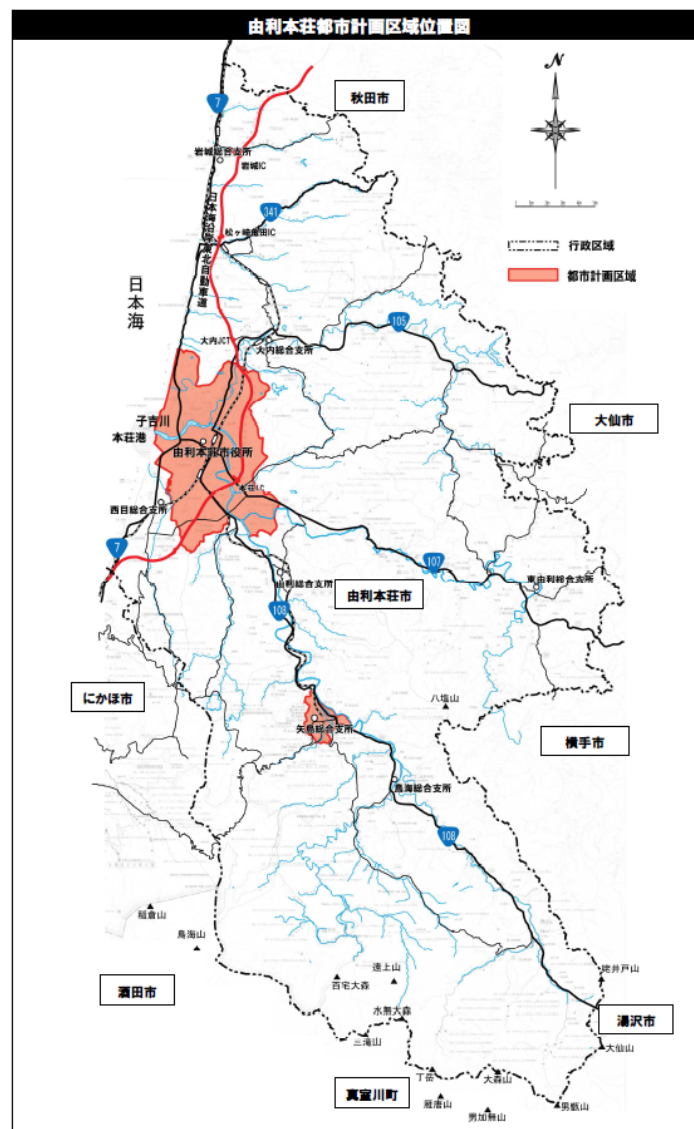


図 2-36 都市計画区域位置図

表 2-3 基準年及び目標年次

記載事項	目標年次
「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項	令和2(2020)年
その他	令和12(2030)年

2) 広域都市圏の将来像

●位置付け・役割

- ①秋田県の先端技術産業の中核と位置付け、産学官の連携により先端技術産業をリードする役割を担う。
- ②鳥海山をめぐる広域観光を展開する地域と位置付け、観光を中心とした交流人口の拡大を図るとともに、豊かな自然や地域文化を継承する役割を担う。

●おおむね 20 年後の将来像

「豊かな自然と地域文化の継承、産業の発展により
活気あふれる本荘広域都市圏」

●目標

- ①産学官連携による先端技術産業ゾーンの形成
- ②環鳥海連携による広域観光ゾーンの形成
- ③豊かな自然の未来への継承
- ④広域交流・連携軸の形成

3) 都市計画区域の将来像

① 都市づくりの基本理念

●都市計画区域の位置付け、役割

由利本荘都市計画区域は、本荘広域都市圏の中核都市と位置付け、圏域全体の商業・業務、医療・福祉などの都市機能、さらに、鳥海国定公園の北の玄関口としての機能を担うほか、産学官の連携による地域の産業を先導する役割を担う。

●都市計画区域の将来像

「霊峰鳥海山と子吉川に育まれた歴史・文化のもと、
新たな産業を創出するにぎわいのあるまち」

●都市計画区域の目標

- ①広域都市圏の中核として圏域を先導する都市づくり
- ②新たな産業を創出する都市づくり
- ③産業や広域観光、日常生活において活発に交流・連携する都市づくり
- ④まちなかににぎわいを再生する都市づくり
- ⑤自然との調和を図り、水と緑・歴史的な街並みを活かし、うるおいと人とのふれあいのある都市づくり

② 目標とする市街地像

- ①広域都市圏の中核として圏域を先導する都市
- ②新たな産業を創出する都市
- ③産業や広域観光、日常生活において活発に交流・連携する都市
- ④まちなかににぎわいを再生する都市
- ⑤自然との調和を図り、うるおいと人とのふれあいのある都市

③ 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

- ①安心して暮らせるまちづくり
- ②自然環境に配慮した環境共生型都市づくり
- ③災害に強いまちづくりの推進
- ④地域の活力を生む住民協働による都市づくり

4) 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めない。

(2) 由利本荘市総合計画 新創造ビジョン 後期基本計画

1) 基本的事項

- 目標年度 : 令和7(2025)年度
- 将来人口目標 : 70,000人以上

2) 基本構想

●基本理念

- [Ⅰ] 人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり
- [Ⅱ] 交流とにぎわいを生み出す、活き活きと躍動するまちづくり
- [Ⅲ] 住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

●将来像

人と自然が共生する躍動と創造の都市
～新たな「由利本荘市」への進化～

●まちづくり基本政策

- ①力強い産業振興と雇用創出
- ②安全・安心・快適な定住環境の向上
- ③笑顔あふれる健康・福祉の充実
- ④ふるさと愛を育む次代の人づくり
- ⑤市民主役の地域づくりと市政経営

●重点化プロジェクト

- ①地元産業振興による経済活性化と若者定着担い手育成
- ②自治組織と協働による市民生活に密着した課題解決につなげる施策
- ③未来を切り拓く子どもを地域社会全体で健やかに育てる施策
- ④全ての世代が健康に生き生きと暮らすため必要な支援を受けられる医療と介護の連携強化
- ⑤行財政改革の徹底と効率的な行財政運営
- ⑥アナログも大事にしつつ IT 技術を最大限活用した全世界への市の魅力発信

3) 後期基本計画における施策内容

表 2-4 後期基本計画における施策内容 (1/3)

基本政策	政策	主要施策	施策の概要
基本政策 1 力強い産業 振興と雇用 創出	(1) 事業意欲の 喚起と雇用 対策の強化	⑧雇用創出のための環境 整備	22. 新たな工場立地等に対する支援 23. 「一番堰まちづくりプロジェクト」の 推進による居住環境の整備
	(2) 工業の振興	①企業立地の推進	3. 工業団地の新設拡大などの産業基盤整備
	(3) 商業の振興	①商業活性化のための支 援	3. 商業店舗リフォーム補助事業の実施
		②地学連携の実践	5. 大学生や市民による空き店舗を活用した「チャレンジ商店街」の実施
		④魅力ある商業ゾーンの 形成	7. 中心市街地活性化基本計画による、商業を始め、商業のチャレンジを応援する魅力ある商業ゾーンの形成
	(4) 農業の振興	⑤生産基盤の整備	11. ほ場、農業用施設等の生産基盤の整備
		⑨国土保全機能の強化	24. 生活環境の向上、里山や景観の保全活動、活動助成等による農村・農景観の保全
	(7) 観光の振興	①情報発信と受け入れ態 勢の充実	3. 施設、看板、情報の外国語表記や外国人向け観光案内サービスシステム整備等によるインバウンド（外国人観光客）への対応の強化
		③観光振興の環境整備	16. 駅～観光スポット間の2次アクセスの充実 17. 観光スポット周遊や秋田空港・庄内地域間のバス運行の実現

表 2-5 後期基本計画における施策内容 (2/3)

基本政策	政策	主要施策	施策の概要
基本政策 2 安全・安心・ 快適な定住 環境の向上	(1) 自然環境の 保全・活用	③事業基盤の整備	6. 新一般廃棄物処理施設の整備
		⑤ふるさと景観の保 全	13. 歴史的・文化的景観の保全
		⑥市民と一体となっ た活動の推進	15. 市民参加の促進、市民の環境意識の向上
		⑦河川整備の推進	17. 親水型河川環境の整備
	(2) 快適な住環 境の整備	①適切な土地利用の 推進	1. 国土利用計画に基づく土地利用の推進 2. 地籍調査の推進
		②地域ごとのにぎわ い拠点の創出	3. 商業集積、生活機能集積（コンパクト化） に向けた事業推進 4. 機能集積地と居住地を結ぶ公共交通の確保 5. 由利本荘総合防災公園を核とした新たなに ぎわい拠点の形成 6. 親子が自由に遊べる子育て支援の拠点施設 の整備と遊休施設の利活用
		③良質な住環境の形 成	7. 空家の状況把握及び危険家屋の特定 8. 民間主体の高齢化に配慮した住環境・住景 観の整備促進 9. 市営住宅の建替え整備・長寿命化の実施 10. 耐震基準に達していない個人・民間住宅の 耐震化促進 11. 自然環境を活かした公園・緑地の整備によ る市民のふれあいの場、子どもの遊び場や 親子交流の場及び観光拠点の設置
		④上下水道及び生活 雑排水対策の推進	12. 浄水施設の建替え又は改修による基幹施設 の集約と、管路の耐震管への布設替えによ る水道事業の推進 13. 鳥海ダムからの水道水利用のための施設整 備の促進 14. 地域特性に応じた効率的かつ経費削減につ ながる公共下水道事業の推進 15. 既処理施設の老朽化に伴う長寿命化の実施 16. 浄化槽設置整備事業の推進（下水道区域以 外） 17. 既処理施設の老朽化に伴う機能強化の実施
	(3) 機能的な社 会基盤の整 備	①道路網の整備	1. 日本海沿岸東北自動車道の全線開通に向 け、沿線自治体一体となった要望活動によ る高速交通体系の促進 2. 渋滞解消及び高速交通道路へのアクセス円 滑化に向けた幹線道路、市道等の計画的な 整備 3. 通学路や既存道路の危険箇所の改良による 市民生活の安全確保へ向けた整備 4. 交通安全施設の改良 5. 「一番堰まちづくりプロジェクト」に伴う 幹線道路の整備
		②鳥海ダムの建設促 進	6. 「鳥海ダム建設を促進する市民の会」との 連携による要望活動の強化 7. 市・市議会・同盟会等による要望活動の強 化

表 2-6 後期基本計画における施策内容 (3/3)

基本政策	政策	主要施策	施策の概要
基本政策 2 安全・安心・ 快適な定住 環境の向上	(3) 機能的な社会基盤の整備	③鉄道交通の充実	8. 沿線自治体との一体的かつ効果的な要望活動による羽越本線の高速化及び羽越新幹線建設の促進と利便性の向上 9. 交通結節拠点としての羽後本荘駅周辺整備の推進 10. 由利高原鉄道（鳥海山ろく線）の市民利用と観光利用の促進
		④地域交通の充実	11. 地域間を結ぶ地域幹線路線の維持確保と交通空白地域の新たな交通サービスの導入 12. 公共交通機関への市民の利用促進 13. 効率的な運行による経費の抑制
		⑤高度な情報通信基盤の整備	14. 通信環境の格差解消と安定したインターネット通信設備の整備（ケーブルテレビ施設整備事業） 15. 緊急情報などの伝達手段・送信情報の多様化に対応した放送・通信設備の更新（ケーブルテレビ施設整備事業） 17. 携帯電話の不感地域の解消
	(4) 防災・減災のまちづくり	②防災体制の強化	5. 災害の未然防止のための避難施設、災害発生危険箇所の計画的な整備 7. 新たな地域防災拠点となる由利本荘総合防災公園の整備
基本政策 3 笑顔あふれる健康・福祉の充実	(2) 子ども・子育て支援の充実	③子育て支援施設の整備・充実	17. 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館等の計画的な整備・充実 20. 幼児・児童が安全に利用できる遊具等の整備・更新
	(5) 地域福祉・社会保障の推進	④ユニバーサルデザインの実環境整備	11. 幼児、高齢者、障がい者等が安心して暮らせる生活環境の整備
基本政策 4 ふるさと愛を育む次代の人づくり	(1) 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実	⑤教育環境の向上	23. 老朽化した学校施設・設備の計画的な改修と更新 25. スクールバスの運行継続と通学安全の確保
	(2) 生涯学習社会の推進	①生涯学習社会の推進	6. 学習環境の向上と災害時地域避難拠点としての機能を考慮した社会教育施設の整備
基本政策 5 市民主役の地域づくりと市政経営	(2) 国内外交流の推進	③情報提供の充実	6. 外国語を併記した案内看板等の整備の推進
	(4) 開かれた市政の推進	②行政サービスの向上	8. 効率・効果を重視し、部局横断的な施策実施体制の構築や、事業の再編、公共施設の統廃合と将来を見据えた効率的な配置の実施

(3) 由利本荘市国土利用計画

1) 市土利用の基本方針

- ア. 市土の質的向上
- ①自然環境重視の市土利用
 - ②安全で安心できる市土利用
 - ③美しくゆとりある市土利用
- イ. 市土の有効利用と量的調整
- ①都市地域における土地の高度利用
 - ②農業・森林地域の適正な保全
 - ③計画的な土地利用転換
- ウ. 市土利用の総合的なマネジメント

2) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 目標年次：令和 6（2024）年（基準年次 平成 26（2014）年、中間年次 令和元（2019）年）
- 人口：72,000 人 ●世帯数：28,000 世帯

●規模の目標

表 2-7 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

（単位：ha、％）

利用区分	基準年	中間年度	目標年度	各年度の構成比		
	平成 24 年 (2012)	令和 元年 (2019)	令和 6 年 (2024)	平成 24 年 (2012)	令和 元年 (2019)	令和 6 年 (2024)
農 用 地	14,431	14,431	14,427	11.9	11.9	11.9
農地	13,000	13,000	12,996	10.8	10.8	10.7
採草放牧地	1,431	1,431	1,431	1.2	1.2	1.2
森 林	91,785	91,785	91,782	75.9	75.9	75.9
原 野	1,863	1,863	1,863	1.5	1.5	1.5
水面・河川・水路	3,979	3,979	3,979	3.3	3.3	3.3
道 路	3,354	3,354	3,354	2.8	2.8	2.8
宅 地	2,506	2,506	2,506	2.1	2.1	2.1
住宅地	1,578	1,578	1,578	1.3	1.3	1.3
工業用地	122	122	122	0.1	0.1	0.1
その他宅地	806	806	806	0.7	0.7	0.7
そ の 他	2,990	2,990	2,997	2.5	2.5	2.5
合 計	120,908	120,908	120,908	100.0	100.0	100.0

(4) 由利本荘市都市交通マスタープラン

由利本荘市都市計画マスタープラン（平成 22（2010）年 4 月）では、各路線の必要性及び実現性を検討の上、都市計画道路を見直しています。見直し後の都市計画道路ネットワーク案は図 2-37 の通りです。

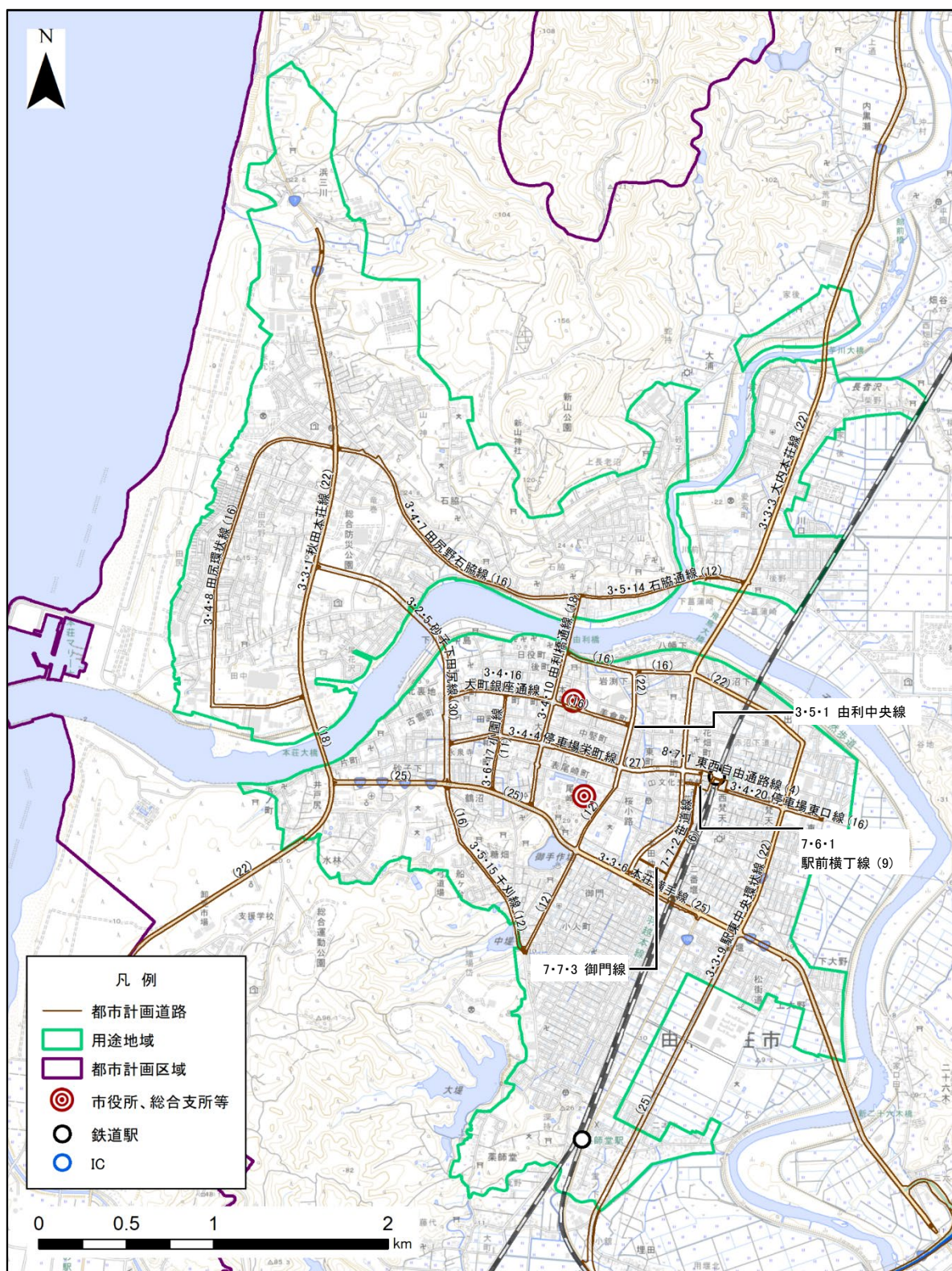


図 2-37 都市計画道路の位置及び路線名等（見直し後）

出典) 地理院タイルを加工して作成



2-4 市民から見たまちづくりの課題

都市計画マスタープランに市民意向を適切に反映させることは、本計画策定の主要な目的の一つです。まちづくりは市民と行政の協働により行われますが、まちづくりの主役は地域に暮らす市民の方々です。

また、上位関連計画においても次のような表現で、まちづくりへの住民参加の大切さを表現しています。

- ・「市民主役の地域づくりと市政経営」／由利本荘市総合計画 新創造ビジョン
- ・「地域の活力を生む住民協働による都市づくり」／由利本荘市都市計画区域マスタープラン

したがって、市民意向の把握を目的として、一般市民 2,000 人と高校生、大学生を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) 市民意向調査の概要

1) アンケートの目的

本市で暮らしている市民から見たまちづくりの現況を把握し、市民のニーズや課題を抽出するため、一般市民向けと学生向けのアンケート調査を実施しました。

現在のまちづくりに対する満足度や重要度、今後の居住意向について把握することを目的として実施しました。この調査で得られた結果は、本計画で定める将来のまちづくりの方向性やまちづくりの取組などの検討材料として活用することとしました。

2) 調査対象者

①一般市民

18 歳以上の市民 2,000 人を対象とし、市内 14 地域の人口割合を考慮し無作為抽出を行いました。

②学生

- 高校生：市内の県立高等学校（5 校）に通学する 2 年生の生徒
- 大学生：秋田県立大学本荘キャンパスの学生にメール送信

3) 実施期間

令和 4（2022）年 8 月 22 日 ～ 9 月 5 日

4) アンケート配布数・回収数

- ・アンケート調査の結果、全体で 1,296 件の回答を得ることができました。
- ・なお、一般市民調査は 2,000 件を配布して 833 件の回答があり、回収率は 41.7% で比較的兴趣が高いことがうかがえます。

表 2-8 配布と回収数

調査区分	配布	宛先不明	回収			有効	無効
			紙回答	Web 回答	合計		
一般市民	2,000 件	4 件	735 件	98 件	833 件	771 件	62 件
	-	0.2%	36.8%	4.9%	41.7%	38.6%	3.1%
高校生	-	-	500 件	-	500 件	500 件	0 件
大学生	-	-	-	25 件	25 件	25 件	0 件

※無効は、既定の選択数以上回答したもの

(2) 集計結果の概要

1) 土地利用に関する満足度と重要度

- ・一般は、「空き地・空き家対策」の重要度が73.0%と最も高く、次いで「企業の立地促進に向けた受け皿の整備」の重要度が72.2%と高い。
- ・一方で、「空き地・空き家対策」の満足度が3.6%と突出して低く、将来の土地利用を検討する上で、重大な課題として認識されている状況がうかがえる。
- ・また、「高齢者が住みやすい住宅の整備」や「中心市街地の商業機能の充実」の満足度も低い。
- ・以上より、中心市街地の利便性の高さや居住空間に対する関心が高いと考えられる。

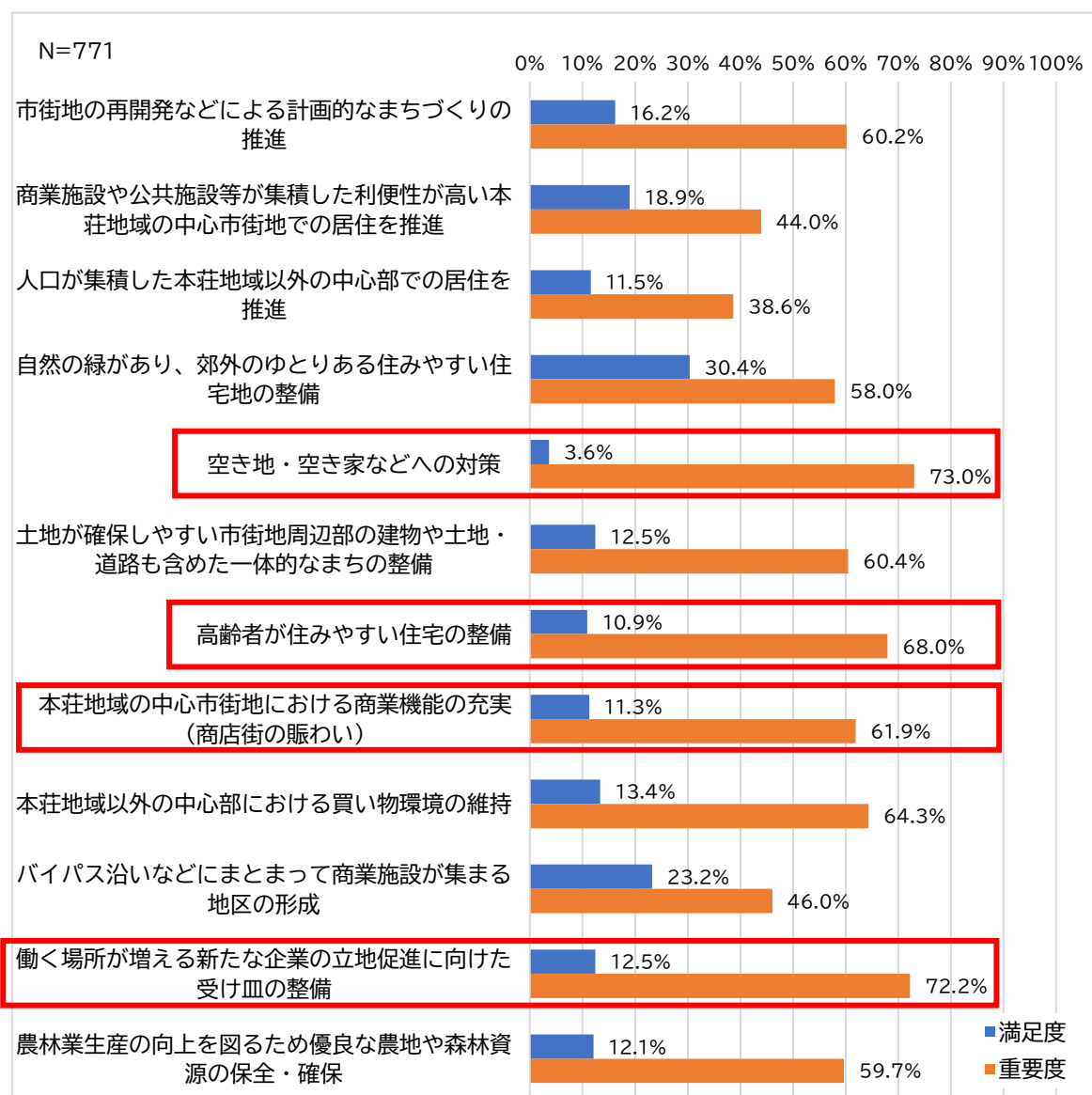


図 2-38 土地利用の方向性（一般）

- ・高校生は、「本荘地域以外の買い物環境の維持」の重要度が80.0%と最も高く、次いで「高齢者が住みやすい住宅の整備」と「中心市街地における商業機能の充実」の重要度が77.0%と高い。
- ・一般と同様に、「空き地・空き家対策」の満足度が24.8%と最も低い。

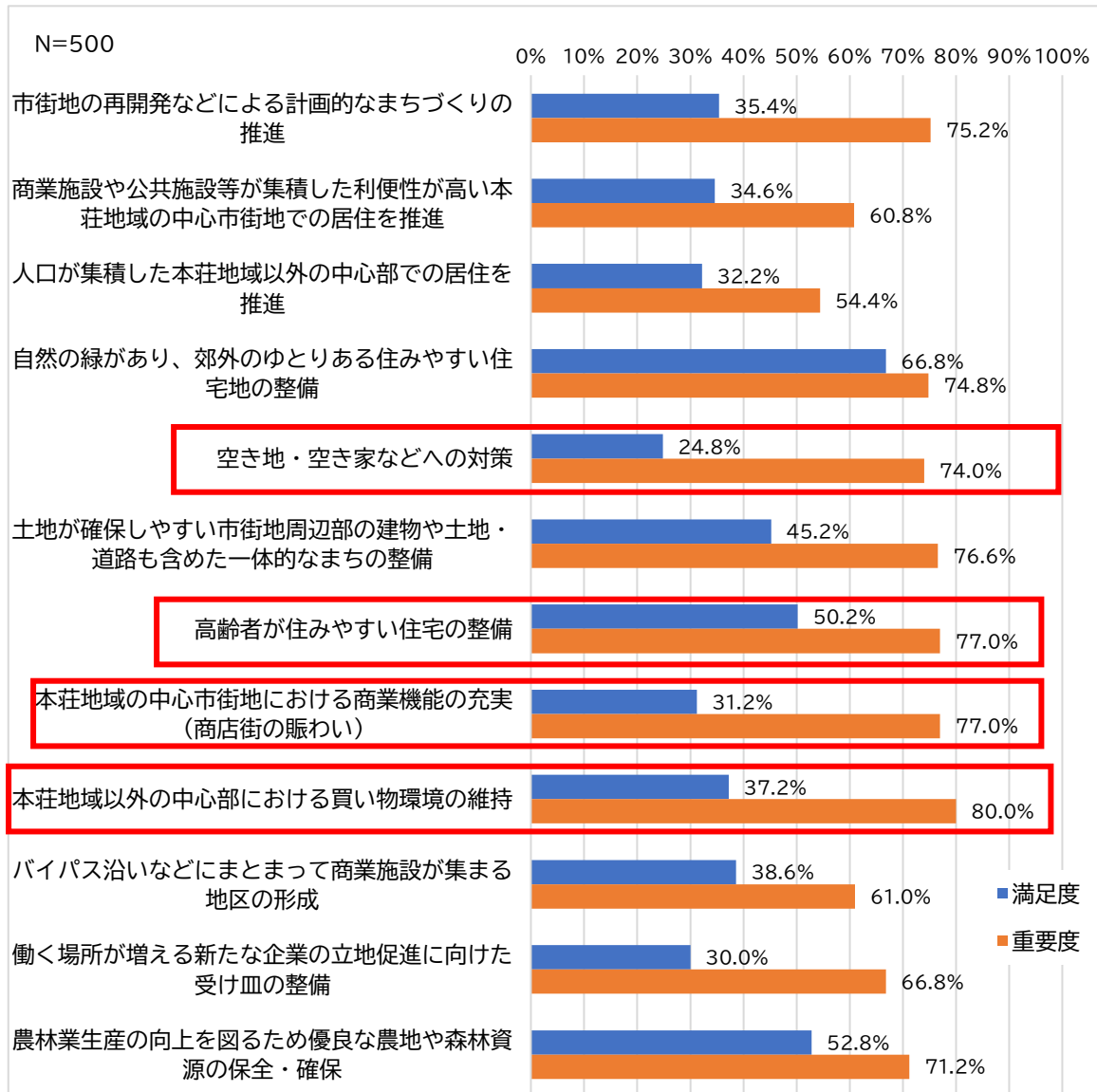


図 2-39 土地利用の方向性（高校生）

- ・大学生は、「中心市街地での居住推進」の重要度が88.0%と最も高く、次いで「空き地・空き家対策」と「企業の立地促進に向けた受け皿の整備」の重要度が84.0%と高い。
- ・一方で、「企業の立地促進に向けた受け皿の整備」の満足度が16.0%と最も低いことから、大学生の市内での就職を見据えた取組が重要な課題として認識されていると考えられる。
- ・一般、高校生と同様に「空き地・空き家対策」の満足度が低い。

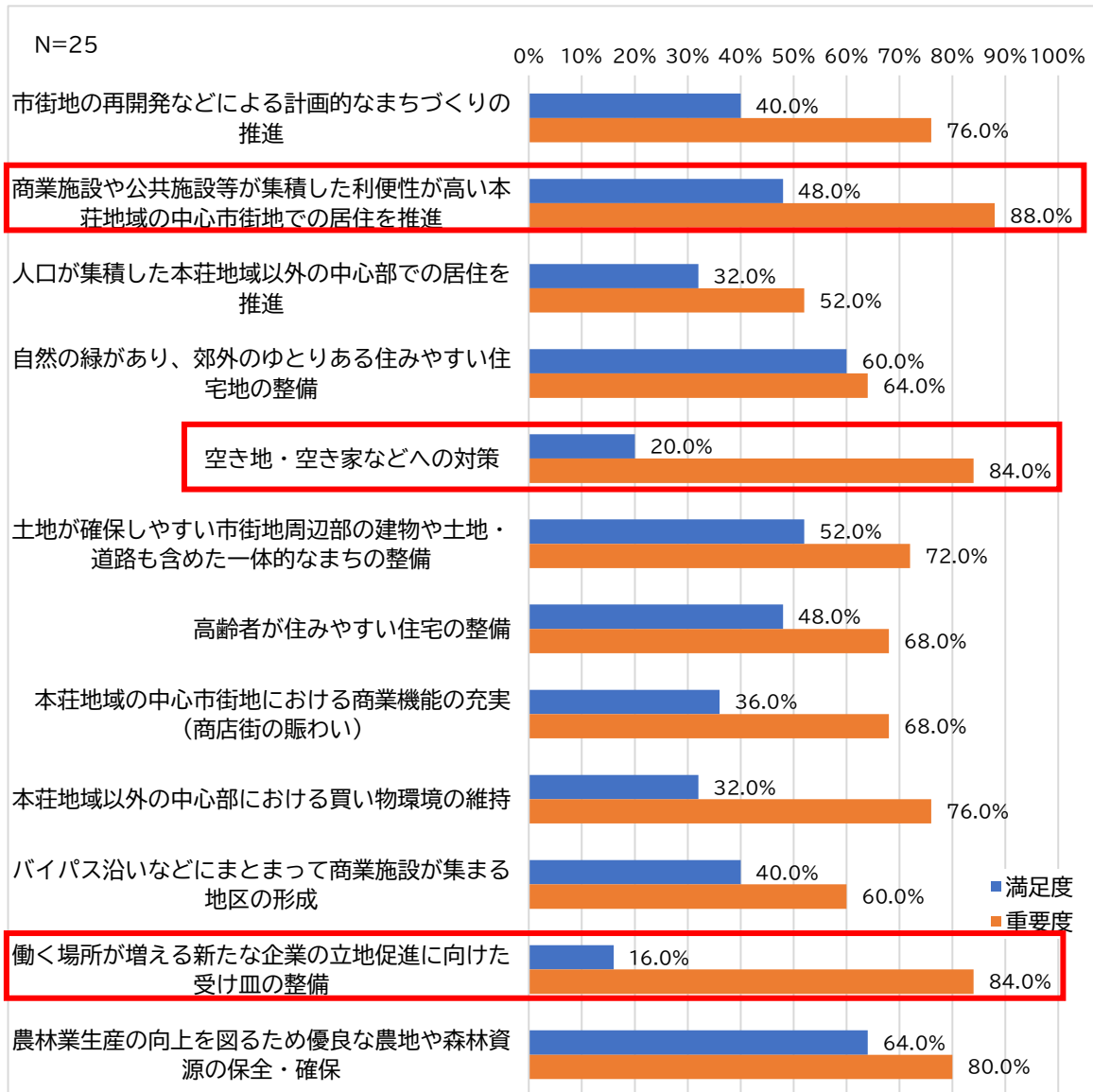


図 2-40 土地利用の方向性（大学生）

2) 交通に関する満足度と重要度

- ・一般・高校生・大学生ともに「冬の積雪時における道路の除雪」の重要度が最も高い。
- ・また、「バスの運行ルートや運行頻度」は、一般の回答者に比べて高校生、大学生の重要度が高い。

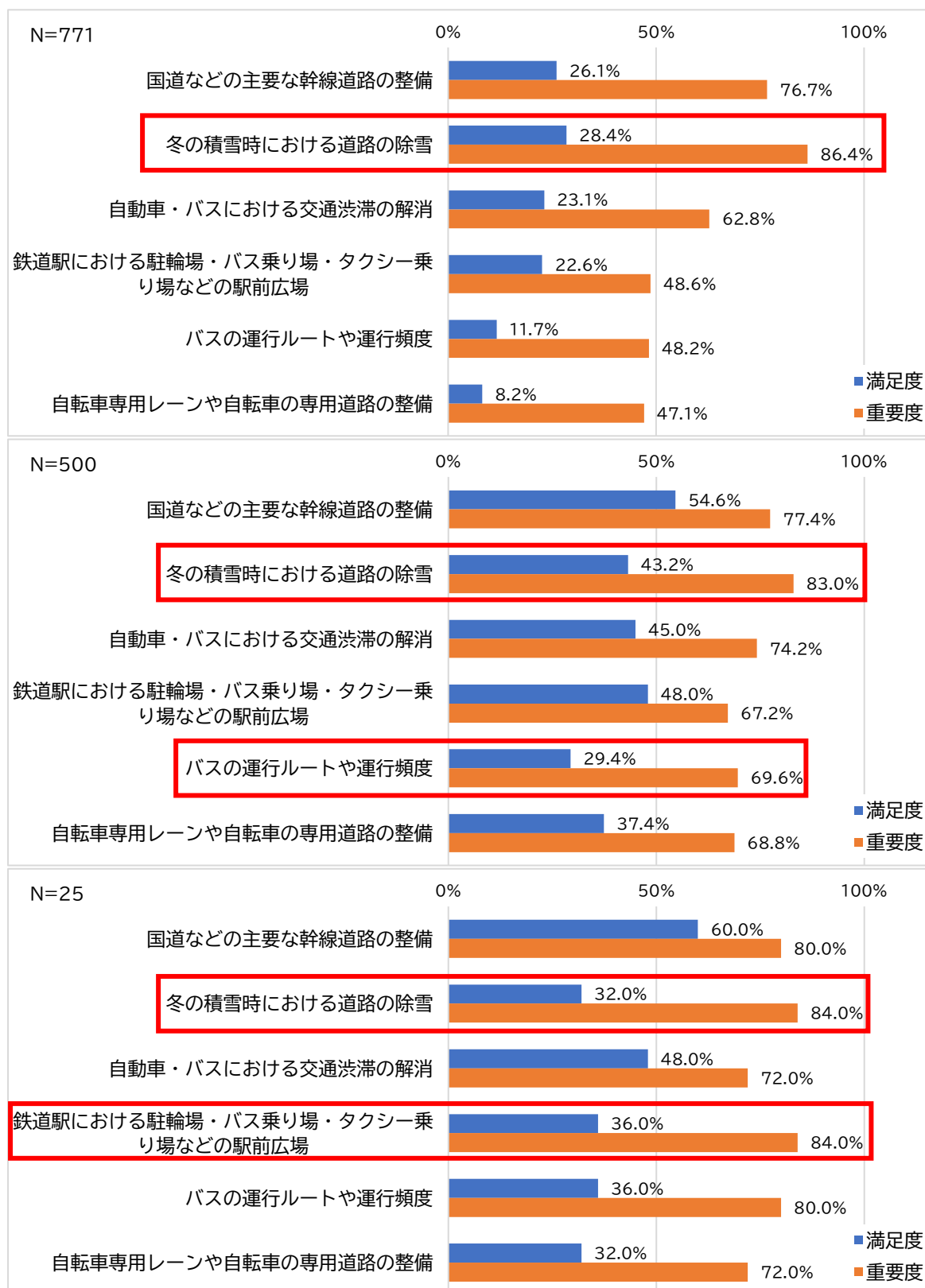


図 2-41 交通に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

3) 公共施設・公共空間に関する満足度と重要度

- ・一般は特に「ごみ処理施設の整備」や「下水道の整備」の重要度が70%以上と高い。
- ・高校生、大学生は大部分の項目で重要度が高いが、大学生の「イベント広場の創出」の満足度が24.0%と他項目に比べて低く、まちなかのにぎわい創出が求められていると考えられる。

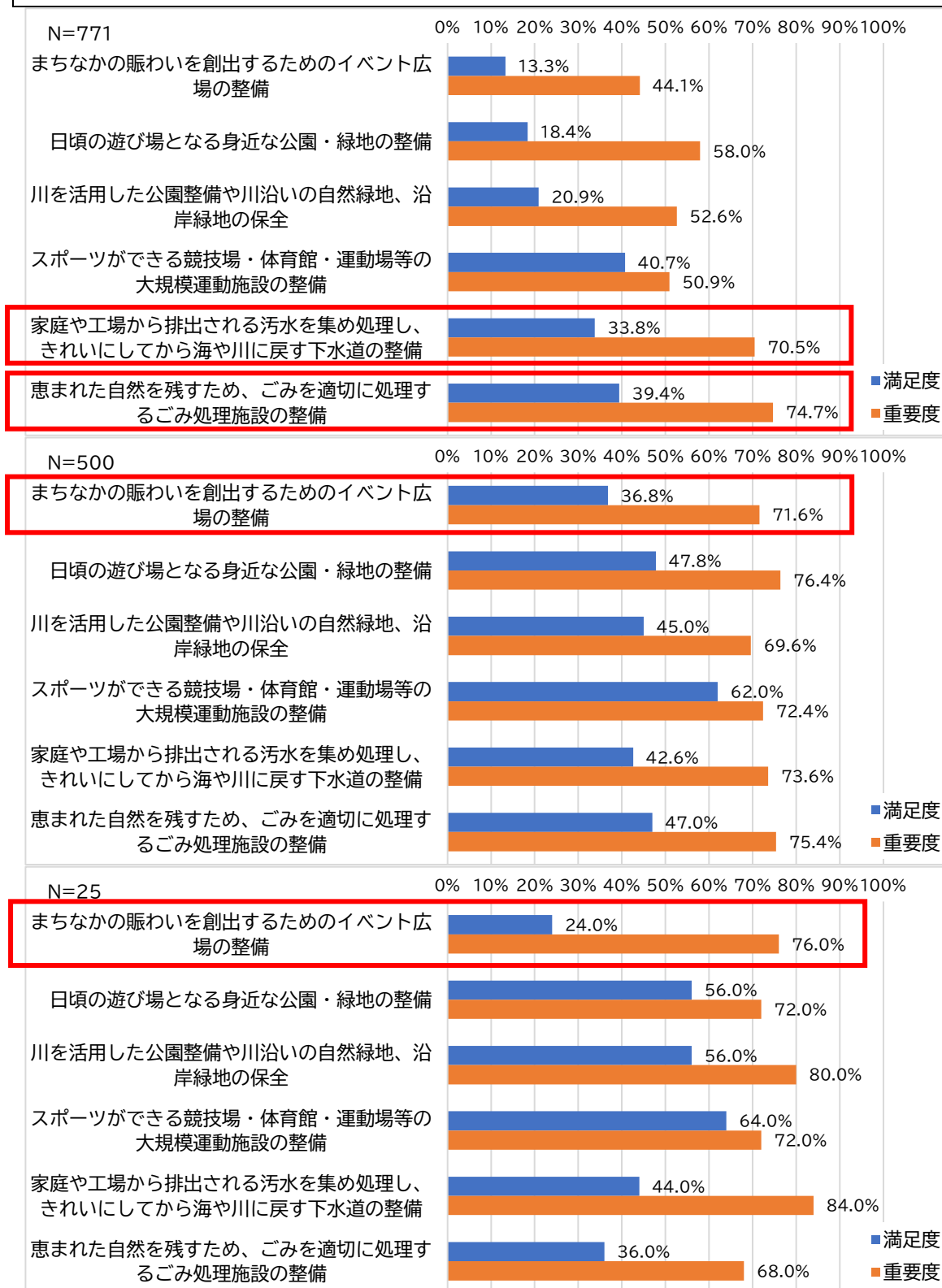


図 2-42 公共施設・公共空間に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

4) 環境・エネルギーに関する満足度と重要度

- ・一般は、「水質保全」の重要度が67.4%と最も高いが、満足度はいずれの項目も10～20%前後と低い。
- ・高校生・大学生は、いずれの項目も重要度が80%前後と高い。

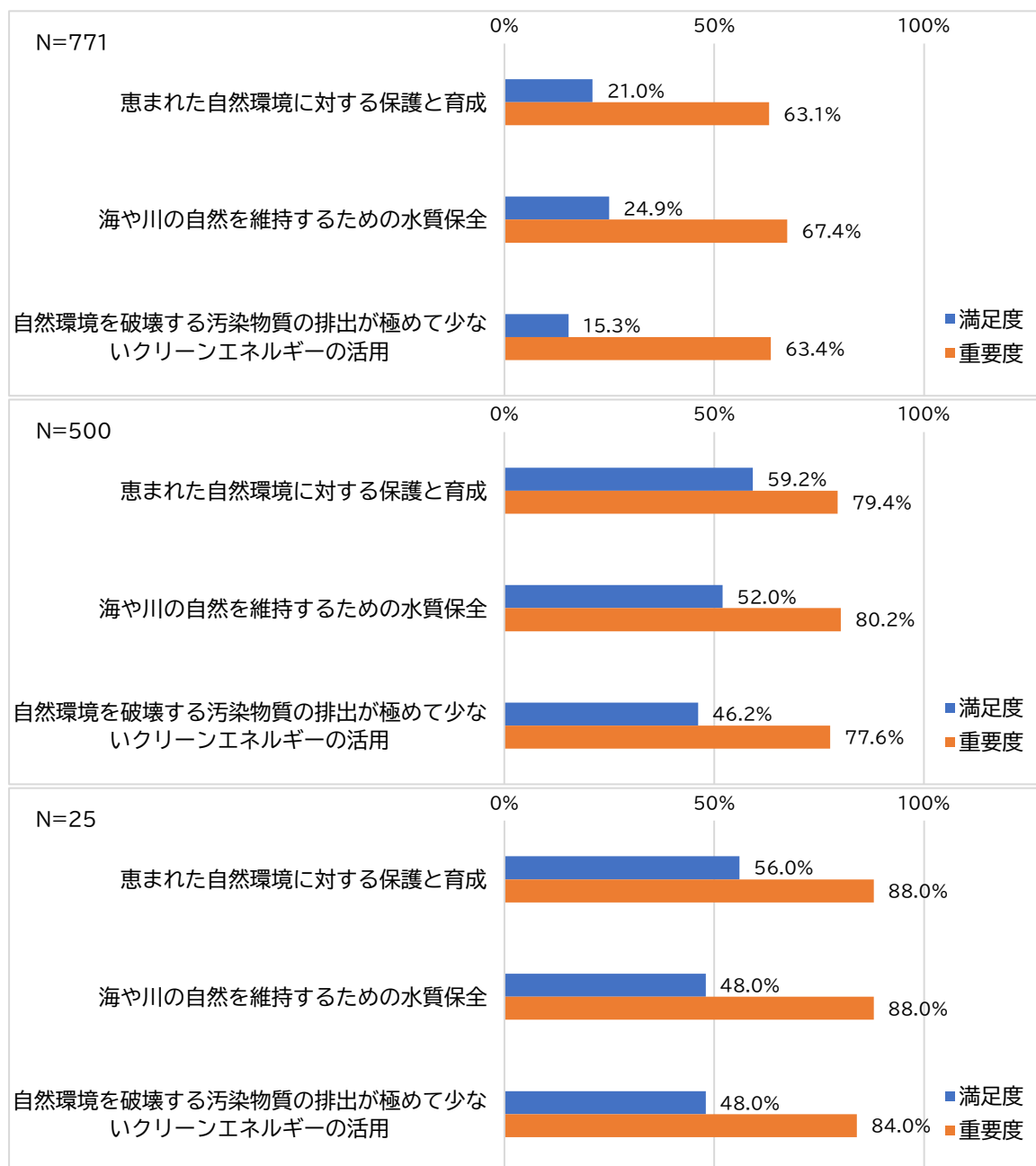


図 2-43 環境・エネルギーに関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

5) 安全・安心に関する満足度と重要度

- ・一般はすべての項目で 70%前後、高校生、大学生は 80～90%前後と重要度が高いが、一般の満足度は 10～20%台と非常に低い。
- ・近年頻発化している自然災害の影響か、いずれの年代も「建物の耐震性や不燃化の促進」や「がけ崩れや土砂災害の対策」の満足度が低い。

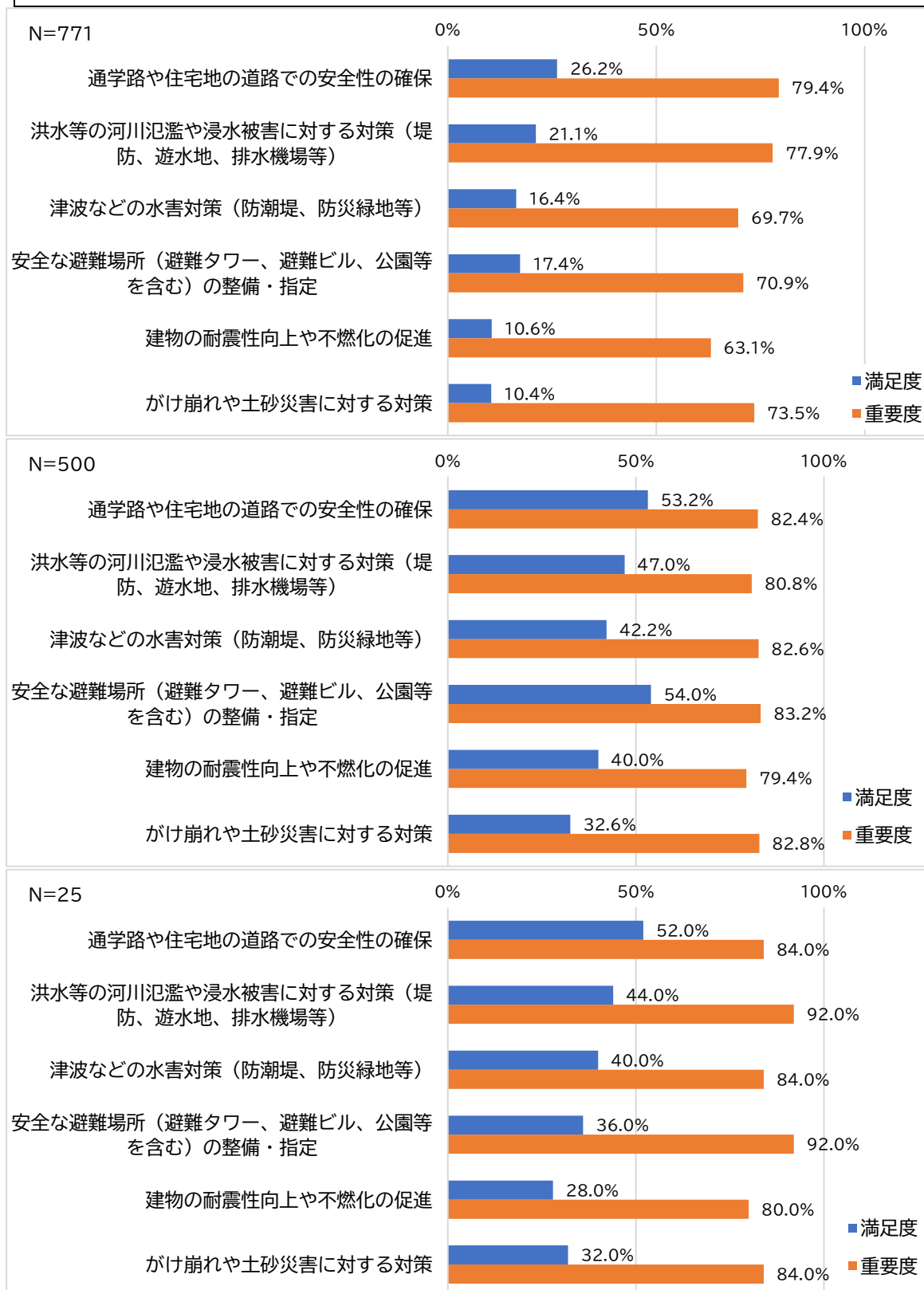


図 2-44 安全・安心に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

6) 福祉・医療・教育に関する満足度と重要度

- ・一般は「総合的な医療施設の維持・確保」の重要度が 81.5%と最も高く、その他の項目も 70%前後と平均して高い。一方で、満足度はいずれの項目も 20～30%台と非常に低い。
- ・高校生・大学生においてもすべての項目で 70～80%前後と重要度が高い。

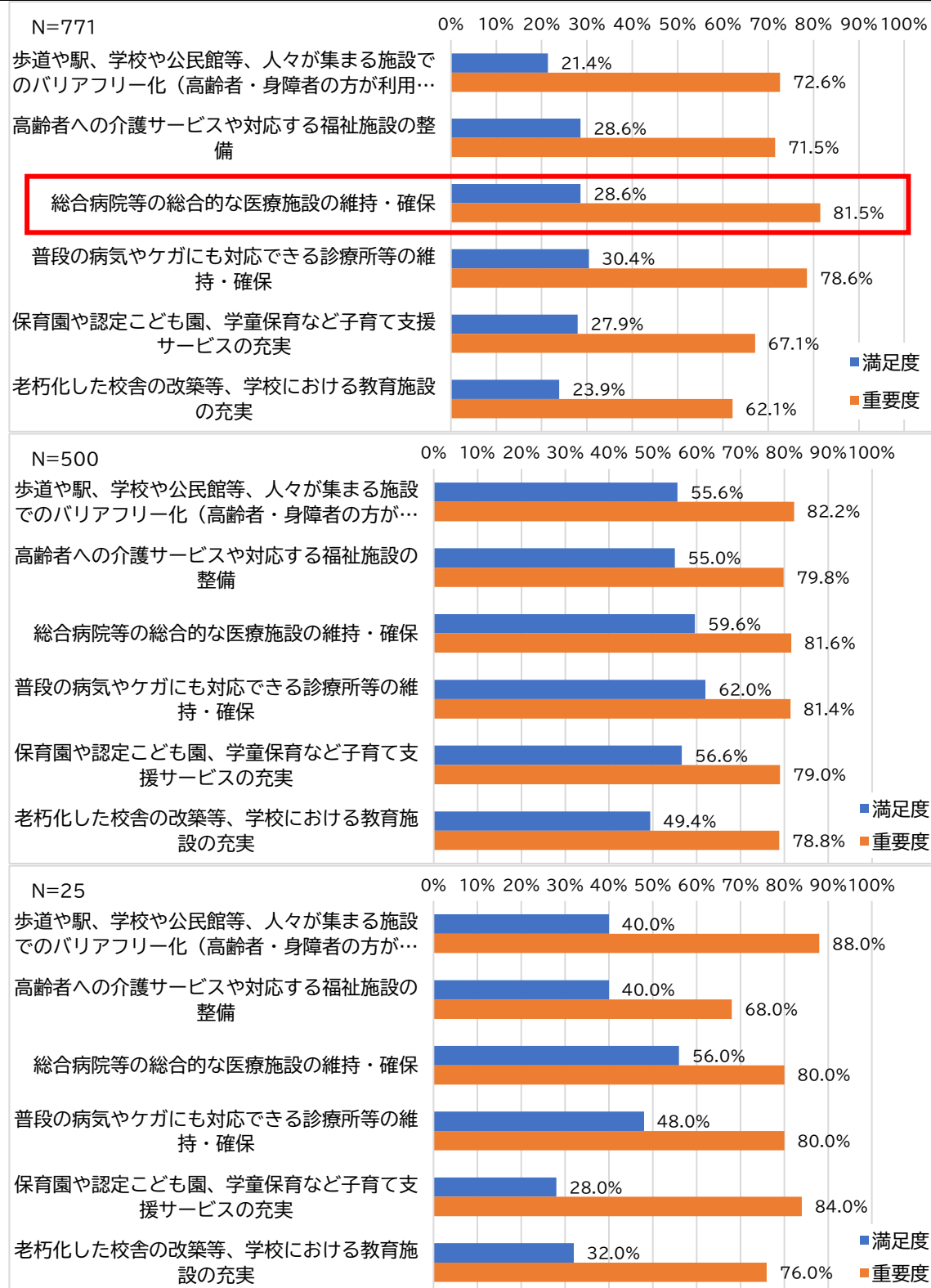


図 2-45 福祉・医療・教育に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

7) 歴史・文化・景観に関する満足度と重要度

- ・一般は「電線類の地中化・迂回配線」の重要度が最も高く、次いで「自然や歴史・文化を活用したまちづくり」の重要度が高いが、いずれも 40% 台にとどまっている。
- ・高校生・大学生は、「自然や歴史・文化を活用したまちづくり」の重要度が 70% 以上と最も高い。

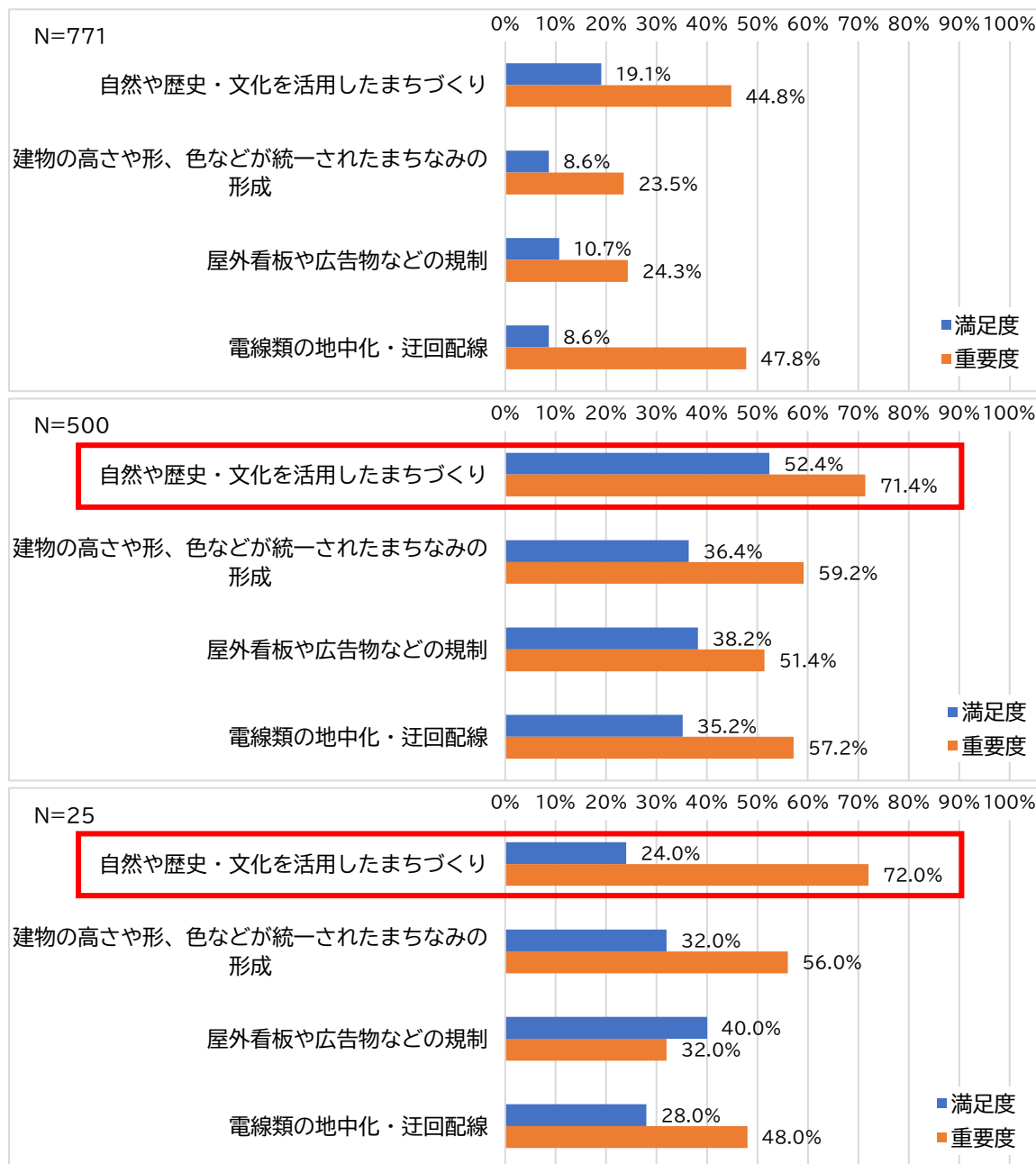


図 2-46 歴史・文化・景観に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

8) 居留意向

- ・「現在地に住み続けたい」が 68.2%と継続的な居留意向が高い。
- ・一方で、平成 22（2010）年の調査結果と比較すると、「住み続けたい」が 83.5%から 15%以上低下していることが分かる。

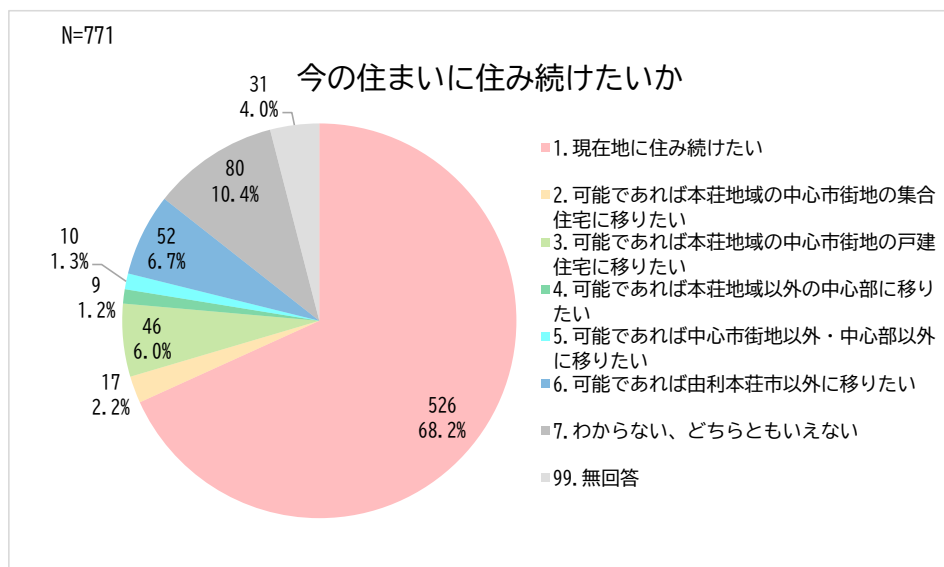
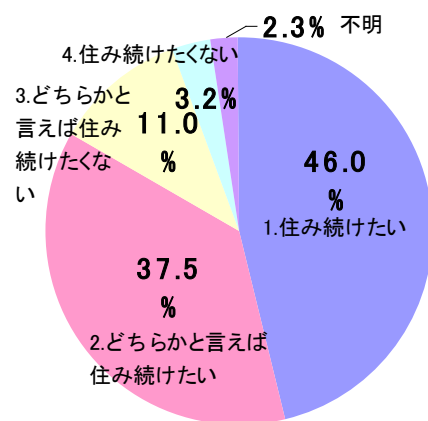


図 2-47 居留意向（一般全体）

【参考】前回都市計画マスタープラン（H22）策定時

「住み続けたい」が 84%



(3) 市民意向のまとめ

表 2-9 市民意向のまとめ

設問	主な調査結果	市民意見から抽出された課題
土地利用	●年代を問わず「空き地・空き家対策」の満足度が突出して低い。 ●「高齢者が住みやすい住宅の整備」や「中心市街地の商業機能の充実」の満足度が低い。 ●一般・大学生は「企業の立地促進に向けた受け皿の整備」の満足度が突出して低い。	●<u>中心市街地の活性化</u> ●<u>市街地周辺の整備</u> ●<u>空き地・空き家対策の推進</u> ●<u>企業誘致による雇用の創出</u>
交通	●年代を問わず「積雪時の道路の除雪」の重要度が最も高い。 ●年代を問わず「バスの運行ルートや運行頻度」の重要度が高いが、満足度は低い。	●積雪時も<u>安心して移動できる交通手段の確保</u> ●バスを含む<u>公共交通の利便性向上</u>
公共施設・公共空間	●一般では特に「ごみ処理施設の整備」や「下水道の整備」の重要度が高い。 ●高校生・大学生は「イベント広場の創出」の満足度が他項目に比べて低い。	●<u>生活インフラの整備</u> イベント広場の整備などを含む<u>まちなかにおけるにぎわいの創出</u>
環境・エネルギー	●高校生・大学生は、いずれの項目も重要度が80%前後と高い。	●環境保全、エネルギー活用に関する<u>継続的な取組推進</u>
安全・安心	●一般はすべての項目で70%前後、高校生、大学生は80～90%前後と重要度が高い。 ●一方で、一般の満足度は10～20%台と非常に低い。特に「建物の耐震性や不燃化の促進」や「がけ崩れや土砂災害の対策」の満足度が低い。	●近年頻発している自然災害の影響もふまえた<u>防災まちづくりの推進</u>
福祉・医療・教育	●一般は「総合的な医療施設の維持・確保」の重要度が最も高く、その他の項目も70%前後と平均して高い。 ●一方で、満足度はいずれの項目も20～30%台と非常に低い。	●深刻な人口減少・少子高齢化を見据えた福祉・医療・教育に関する<u>ハード・ソフト両面からの取組推進</u>
歴史・文化・景観	●「電線類の地中化・迂回配線」や「自然や歴史・文化を活用したまちづくり」の重要度が40%台にとどまっている。 ●高校生・大学生は、「自然や歴史・文化を活用したまちづくり」の重要度が70%以上と最も高い。	●<u>歴史・文化を活かしたまちづくりに対する理解促進</u>
今後の居住意向	●「現在地に住み続けたい」が68.2%と比較的居住意向が高い。 ●一方で、H22年の調査結果と比較すると、15%以上低下している。	●<u>「住み続けやすい」と感じられる環境整備</u> ●新しく本市で暮らす人への魅力の周知

2-5 都市計画の課題

都市計画マスタープラン改定の視点、**本市**の現状、既往計画、市民からみたまちづくりの課題を踏まえ、都市計画の課題を以下に整理します。

(1) まちなかや拠点の活力の向上

県内最大の面積を誇る本市は、本荘広域都市圏の中心的な都市として、市内だけでなく周辺の市町村で生活する人々の暮らしを支える役割を担っており、中心市街地の利便性は市民からの高い関心を集めています。一方で、危機的な人口減少により中心市街地の人口密度は減少傾向にあり、商業事業所数の減少とともに、本市の顔となる中心市街地の活力低下が懸念されています。

また、地域医療の維持のためには、総合病院や診療所を整備していくことが重要であるが、医療資源が限られている状況において、通院のための交通の確保などが課題となっています。

このような状況下で、まちなか居住を促進し、居住の誘導を図るとともに、本市固有の歴史・文化を活かした、コンパクト・プラス・ネットワークの核となるまちなかの魅力創出を図り、将来にわたって本市の顔を担う強いまちなかづくりを進めることが求められています。

課題

- ・ まちなかの都市機能の維持
- ・ まちなかの魅力創出
- ・ 歴史・文化を活かしたまちづくり
- ・ まちなかの人口密度の維持

(2) 誰もが移動しやすい交通手段の確保

1市7町の合併により誕生した経緯を持つ本市は、広い市域に拠点が点在しており、人々の日常生活は拠点間の移動により支えられています。加えて、高齢化に伴い、運転免許返納などにより自動車を使えない高齢者などを含めた、本市で暮らす全ての人が安全に移動できる交通手段の確保の重要性が高まっています。

市の財政負担の適正化を図りながら幹線となる路線バスやコミュニティバスを維持するとともに、空白地帯については多様な交通モードによりカバーすることが求められています。

課題

- ・ 持続可能な公共交通ネットワークの構築及び維持
- ・ 誰もが安全に移動できる交通手段の確保



(3) 持続可能な都市経営

人口減少などにより歳入の減少が見込まれる一方で、社会保障費・老人福祉費などの民生費が増加傾向にあり、財政面の厳しさが増えています。加えて、今後は公共施設やインフラの老朽化に伴う維持管理費や更新費の増大が懸念されています。

今後は、公共施設の集約・複合化やインフラの長寿命化や総量の削減、適切な維持管理及び民間活力の導入などにより、効率的で持続可能な都市運営に取り組むことが求められています。

課題

- ・ 公共施設の集約・複合化などによる維持管理費の縮減
- ・ 民間活力の導入
- ・ インフラの適切な維持管理

(4) 地域経済を支える産業の振興

地域経済の活性化に向けた産業振興のため、企業の誘致や地域経済の活性化及び若者や女性などの幅広い雇用の確保、さらには所得の向上に向けて、先端産業などの企業の誘致を進めることが求められています。

また、これら産業の集積と強靱化を通じて、地域経済を活性化させるのみならず、雇用の創出を通じて本市の定住人口を増加させることも期待されます。

さらに、観光については、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2（2020）年以降低調が続いていますが、観光振興を通じた交流人口の拡大も必要です。

課題

- ・ 産業誘致による地域経済の活性化
- ・ 産業誘致による雇用の創出
- ・ 観光振興を通じた交流人口の拡大

(5) 安全・安心な暮らしの実現

本市では、日本海沿岸での津波浸水、子吉川流域での洪水浸水や土砂災害などの自然災害が懸念されています。地球温暖化に伴い大雨をはじめとした自然災害が激甚化・頻発化している中で、安全・安心な暮らしに対する市民の関心が高まっています。

このことを踏まえ、本市でも防災・減災を主流としたまちづくりを推進し、ハード対策・ソフト対策あらゆる分野が連携しながら、災害に強い市街地を形成することが必要です。

課題

- ・ 防災・減災を主流としたまちづくりの推進
- ・ 災害に強い市街地の形成

(6) 自然環境の保全と活用

近年の自然災害の激甚化・頻発化は、温室効果ガスの排出による地球温暖化が一因と言われています。本市は国内有数の風力発電の適地として全国トップクラスの発電出力を持つばかりでなく、豊かな森林が二酸化炭素を吸収して温室効果ガス削減に貢献しており、率先して令和 38(2050)年のカーボンニュートラルを目指すことが求められます。また、市民意向調査でも、高校生・大学生の回答した環境・エネルギーに対する重要度の平均が高くなっています。

そのため、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全のため、森林などの自然環境の保全が重要となっています。また、本市のポテンシャルを活かした風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、豊かな環境資源を活かした観光や地域産業の創出を進めることが必要です。

課題

- ・ 自然環境の保全と活用
- ・ 再生可能エネルギーの活用



3 まちづくりの基本方針

3-1 まちづくりの基本理念と将来像

由利本荘市総合計画 新創造ビジョン（平成 27（2015）～令和 7（2025）年度）では、まちづくりの基本理念として次の 3 つが定められています。

- 人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり
- 交流とにぎわいを生み出す、活き活きと躍動するまちづくり
- 住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

これら、まちづくりの基本理念を受け、市総合計画では本市が目指す市の将来像とまちづくり重点戦略を次のように定めています。

● まちの将来像

人と自然が共生する躍動と創造の ^ま ^ち 都市
～新たな「由利本荘市」への進化～

● まちづくり重点戦略

- 重点戦略 1 産業拠点の強靱化と雇用創出
- 重点戦略 2 子どもを産み育てやすい環境の創造
- 重点戦略 3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成
- 重点戦略 4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生

本計画では、市総合計画に定める目指すべき将来都市像を都市計画の都市像として位置付け、市民と地域が大きな役割を果たしながらまちづくりを進めていくことにより、個性的で自然との共生を大切にする活力ある由利本荘市を創っていくことを目指します。

3-2 将来都市構造

『人と自然が共生する躍動と創造の 都市』の形成を目指し、将来都市構造図としてゾーン、拠点、地域連携軸の3つの要素からなる都市構造の枠組みを設定します。

(1) ゾーン

次の4つのゾーンを設定します。

①まちのゾーン

本市の中核的都市機能を受け持つゾーン

②海辺のゾーン

人と海沿いの自然が共生するゾーン

③人と自然の交流ゾーン

豊かな自然環境や観光資源を活用するとともに農林畜産業の振興を図るゾーン

④森のゾーン

森林の保全を基本としながら、自然資源の活用を図るゾーン

(2) 拠点

本市を構成する旧市町を単位とする8つの地域拠点を設定します。本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海の8拠点で、このうち市の全人口の約半分を占め本市の中核を担う地域である本荘を都市拠点、その他を地域拠点と設定します。

①都市拠点

羽後本荘駅や市役所を中心とした、本市の中核を担う地域です。本市全域の暮らしや経済活動を支える様々な都市機能の集積を図るとともに、公共交通によりこれら都市機能の集積した中心部と連携可能であり、良好な居住環境が整備されており、かつ生活利便施設が一定程度立地している石脇、川口の一部と薬師堂駅周辺では、将来にわたって暮らし続けられる居住環境の形成を図ります。

②地域拠点

地域の核となる総合支所がある地区です。公共交通などによるネットワークを強化した上で、日常生活に必要な各種サービスを楽しむことができるコミュニティ拠点として位置付けるとともに、持続的な生活圏の確保を支援していく仕組みづくりを検討します。



(3) 地域連携軸

都市の軸線を形成し拠点相互間の連携を推進するとともに、秋田市、大仙市、横手市、湯沢市、にかほ市などとの広域的な連携を支えます。

①日本海沿岸広域連携軸

日本海沿岸東北自動車道（国土開発幹線自動車道）、国道 7 号、羽越本線などの交通施設を基本として形成され秋田～新潟方面を結ぶ日本海側の代表的な広域連携軸です。都市拠点と岩城・西目の 2 つの地域拠点を結ぶ本市の地域連携軸の柱となる都市の軸線です。

②大仙・盛岡方面流通連携軸

国道 105 号、本荘大曲道路などの交通施設を基本とする広域連携軸で、都市拠点と大内地域を結び、大仙市、盛岡市方面との広域連携を支えます。

③横手・北上方面経済連携軸

国道 107 号を基軸とする広域連携軸で都市拠点と東由利地域拠点を結び、横手市、北上市方面との広域連携を支えます。

④鳥海山麓観光連携軸

国道 108 号、由利高原鉄道などの交通施設を基本とする広域連携軸で都市拠点と由利・矢島・鳥海の 3 つの地域拠点を結び、湯沢市、仙台市方面との広域連携を支えます。

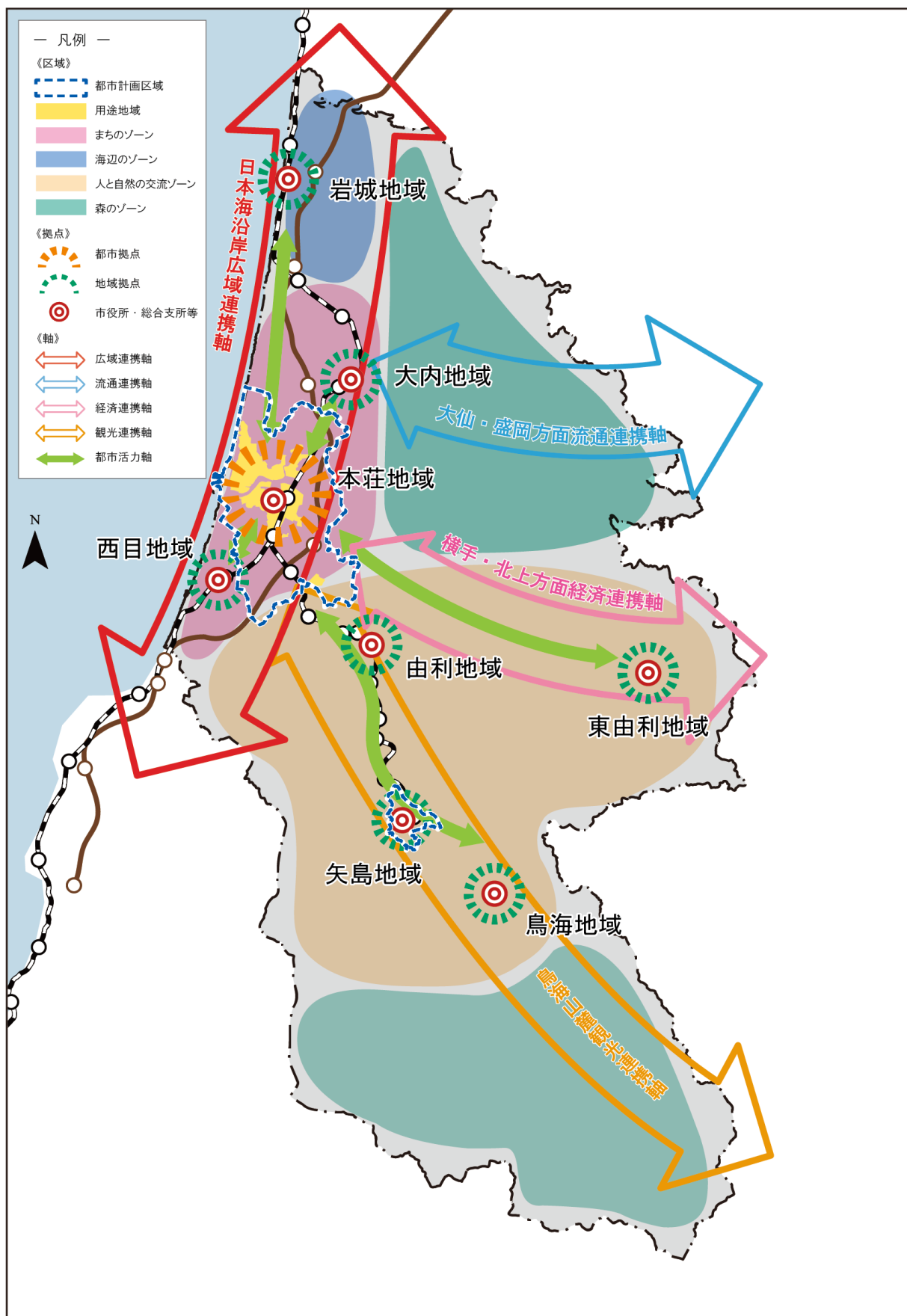


図 3-1 将来都市構造図



3-3 都市づくりの基本方針

本市の都市づくりの基本方針は、市総合計画の「まちづくりの目標」や、本市の現況及び課題を踏まえ、都市計画的視点から整理して、次のように設定します。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

本荘市街地では、都市拠点として高い利便性を維持するとともに、民間事業者とも連携しながら、将来にわたって本市の中心となる魅力的でにぎわいのあるまちなかを形成します。併せて、それぞれの地域拠点を中心として、これまで通り地域に根差した暮らしを維持します。

また、各拠点間や他都市との連携を支える道路ネットワークの整備により、人やモノ、情報などの移動を活性化させるとともに、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

さらに、人手不足や厳しい財政状況下においても地域に住み続けられる生活サービスを提供するため、デジタル技術の活用方策を検討します。

(2) 人口減少下でも活力のあるまちづくり

企業誘致・産業振興により、地域経済の循環と雇用の創出を図り、若者や女性、高齢者も含めて全ての人に活躍の場のある活力あるまちづくりを目指します。

また、本市の魅力発信、観光振興や多様な働き方の実現により、交流人口の拡大を図るとともに、空き家などの既存ストックも活用しながら、定住にこだわらずに幅広い世代が二地域居住などの新しい暮らし方ができる住まいの確保を推進します。

さらに、公共施設の集約・複合化やインフラの長寿命化、適切な維持管理により、人口減少、厳しい財政状況下においても持続可能な都市運営を進めます。

(3) 歴史と文化の感じられるまちづくり

本荘の城下町や街道町をはじめとして、歴史的建造物などの歴史・文化資源を活かした地域活性化を図ります。また、本市の各地域で育まれてきた自然や文化、地域コミュニティを将来にも継承していくために、それぞれの地域で市民が主体となったまちづくりを推進します。

(4) 災害に強いまちづくり

本市では東日本大震災の教訓も活かしながら、日本海沿岸での津波や子吉川流域での洪水浸水、土砂災害などの自然災害に備えて、災害に強いまちづくりを進めます。また、気候変動に起因して自然災害が激甚化・頻発化するなかで、市民の暮らしを守るために、あらゆる関係者が協働して流域全体でハード・ソフト対策を行う「流域治水」を推進します。

(5) 自然環境の保全・活用と脱炭素のまちづくり

鳥海山に代表される豊かな自然環境及び生物多様性を保全することで、本市ならではの自然と共生する暮らしを実現するとともに、森林や河川などの自然資源を育み、観光や地域産業による多様な活用を進めます。また、風力発電の適地として全国トップクラスの発電出力を有する本市のポテンシャルを活かし、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを含む地域エネルギー資源の利活用により、市全体で脱炭素のまちづくりを推進します。

4 全体構想

4-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

- 都市構造の枠組み図に示した4つのゾーンの方向性に基づくまとまりのある空間形成を基本として、計画的な土地利用の誘導を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図ります。
- 都市計画区域、地域地区制度などの適切な運用により良好な地域環境の形成に向け秩序ある土地利用を誘導し、魅力ある都市空間の実現を図ります。
- 少子高齢化、人口減少時代に対応した集約型の土地利用を図り、土地利用の可逆性が極めて困難なことから安易な土地利用の転換はできるだけ抑制し、自然環境や農林地の保全などに配慮した土地利用を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道のIC周辺など、新たな土地利用の可能性が考えられる地区では、地域産業の活性化や広域交流の促進など本市の活性化に寄与するように土地利用の誘導を図ります。

(2) 用途地域の設定状況

現在、本市は本荘地域と矢島地域にそれぞれ都市計画区域がありますが、両区域とも市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」の区域区分は非設定で、本荘区域のみ地域地区制度による「用途地域」を定めています。

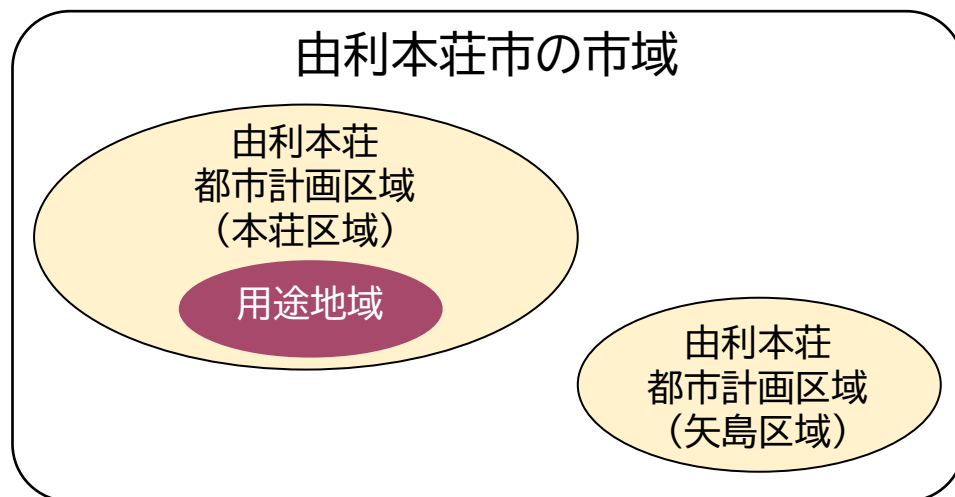


図 4-1 既存都市計画区域・用途地域の概念図

(3) 用途地域における土地利用

用途地域が定められている区域では、現在の土地利用を基本としながら、将来都市像の実現や今後の土地需要の展望などを考慮し、用途地域の見直しも含めて計画的に土地利用を誘導することにより、持続的に維持・管理が可能な集約型の都市づくりを進めていきます。

また、激甚化・頻発化する水害のリスクを低減するため、流域全体のあらゆる主体が協働して水害を軽減させる「流域治水」の一環として、民間と連携した水害に強いまちづくりを進めます。

表 4-1 用途地域における土地利用の基本的な考え方

用途	基本的な考え方
住居系	良好な住環境の保全・育成を基本とした土地利用の規制・誘導を図ります。また、地域環境の保全や新たな環境創造をめざす地域住民などの主体的な取組に対しては、地区計画制度、建築協定制度、緑地協定制度などの活用を図ります。 さらに、若い世代の流入を促し少子高齢化に歯止めをかけるため、空き家などの既存ストックも活用しながら、幅広い世代に向けた住まいの確保を図ります。
商業・業務系	県南西部の広域交流エリアの核として及び本市の「顔」「玄関」として中心市街地における商業・業務機能の集積を図ります。都市基盤の整備や市街地開発事業などの適切な活用により地域商業の核となる商業・業務地の再生を図り、にぎわいのある中心市街地づくりを目指します。 また、人口減少や少子高齢化を見据えた持続可能な都市運営を確保するため、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図ります。
工業系	工業地は都市における生産活動の中心であり、所得や雇用の面で地域経済の発展に大きな役割を果たしています。既存産業の強化を図るとともに、現在の土地利用を基本としつつ企業の立地動向に対応しながら工業生産に必要な用地を確保して新規産業を育成し、雇用の創出を図ります。
農地など	用途地域内に残された農地については、緑地や防災空間などの多面的機能を考慮し、まとまりのある農地については計画的に保全するよう努めます。 安易な宅地への土地利用転換を抑制し、宅地化される場合には道路など都市基盤施設の整った良好な市街地形成を誘導します。

(4) 用途地域の指定のない区域の土地利用

都市計画区域内で用途地域が定められていない区域及び都市計画区域外の地域については、現行の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」と「農地の保全及び自然環境の保全と環境整備」を進めていきます。

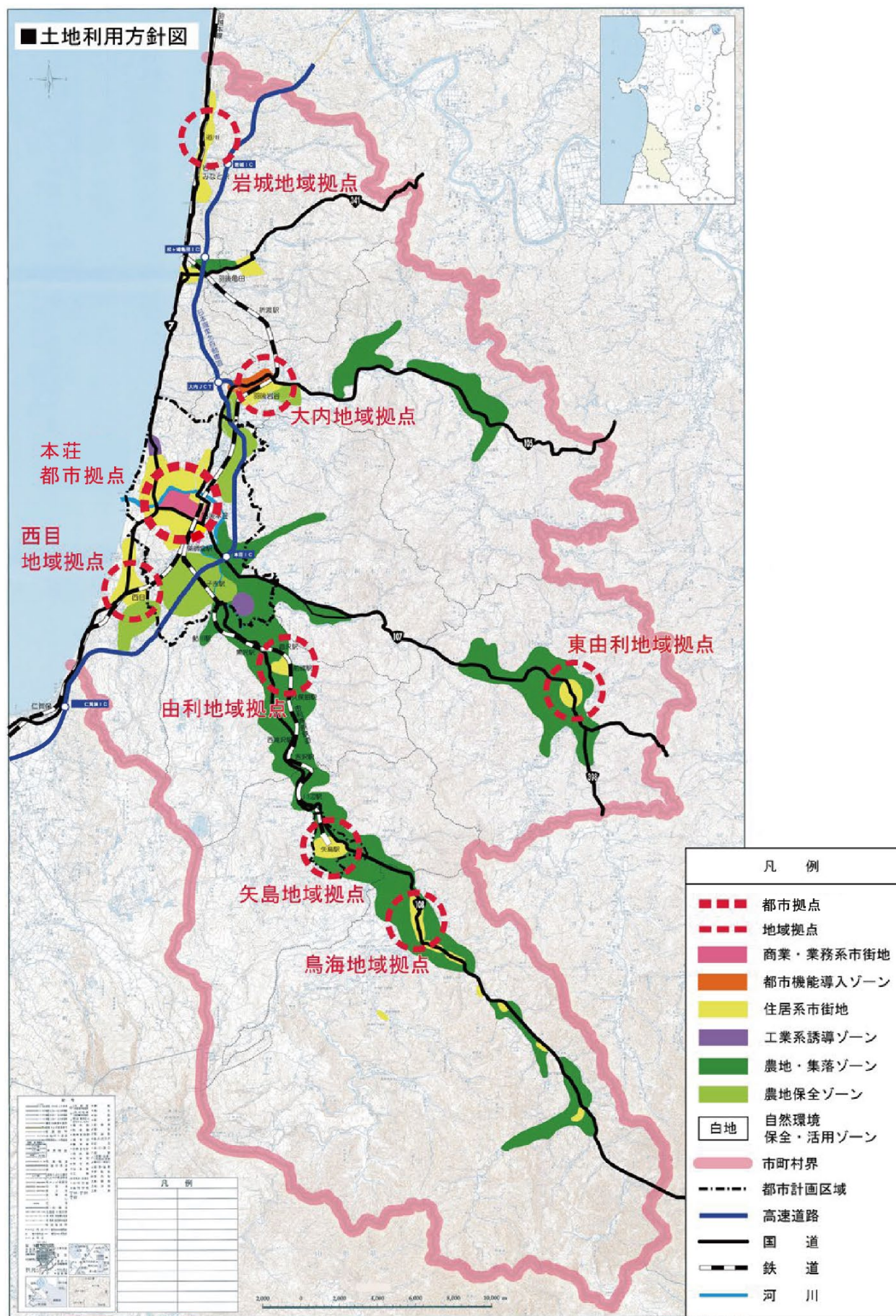


図 4-2 土地利用方針図

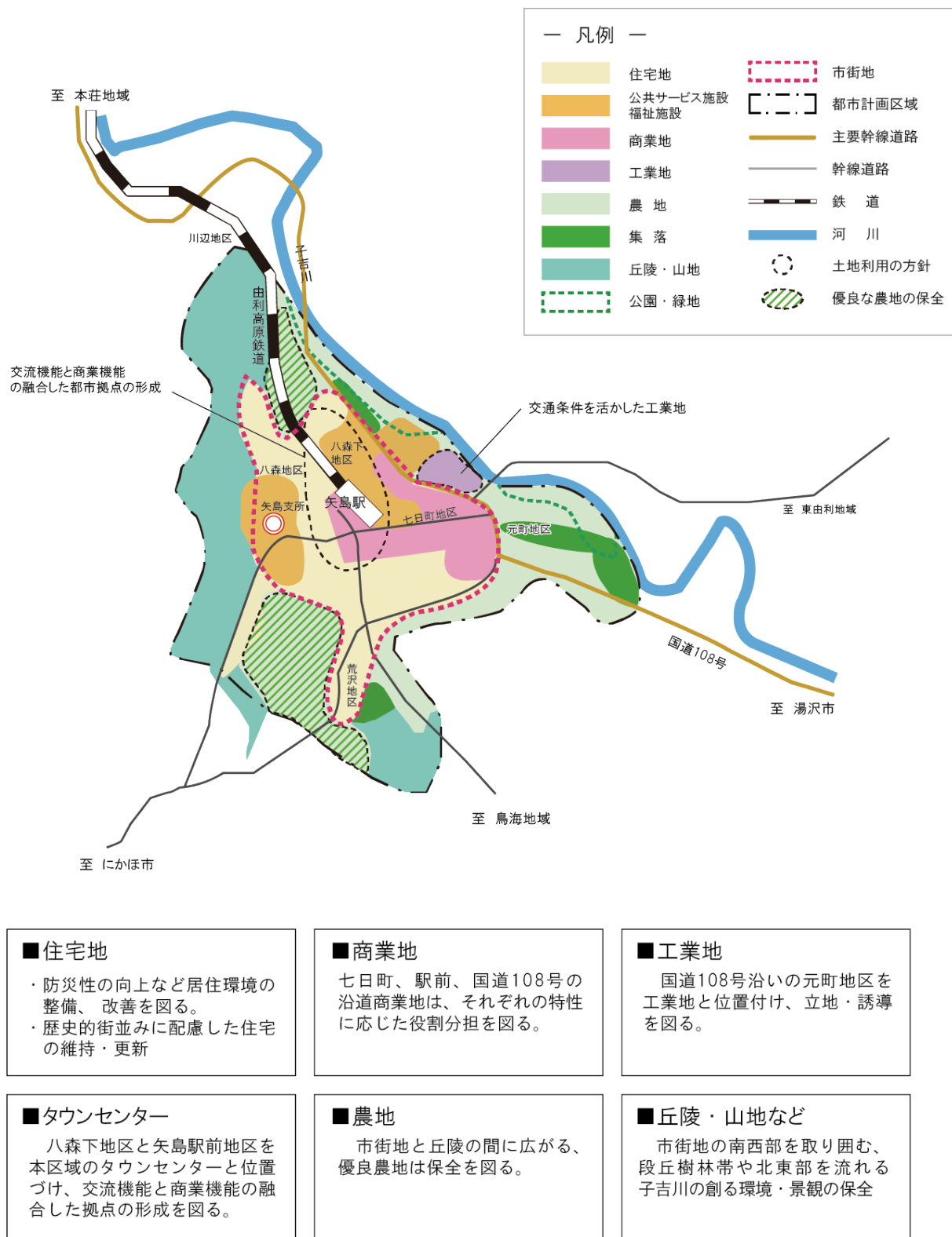
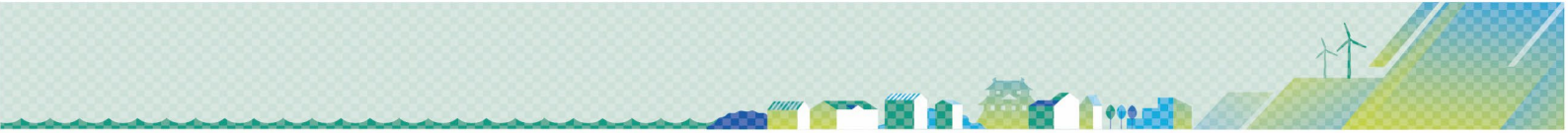


図 4-4 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の土地利用方針図



4-2 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

- 将来都市像の実現に向けて、都市拠点の形成を図る地域について、周辺の土地利用や道路、公園などの都市施設に関する都市計画との整合を確保しつつ、整備を図ります。
- 羽後本荘駅周辺地区は、これまでの整備により形成された交通拠点機能の維持及び強化を図ります。
- 「一番堰まちづくりプロジェクト」を推進し、各種施設の整備を一体的に行うことで、地域の活性化や産業振興の場を創出します。
- 古くからの地場産業の作業所などが集積するエリアは、地場産業の事業継続を図るとともに、良好な景観や住環境の保全に努めます。

(2) 主な取組

1) 本荘中心市街地の整備

まちなかの都市機能を支える人口密度を維持するために、魅力あるまちなかの創出により、居住者を呼び込むことが必要です。そのため、中心市街地においては、歴史・文化を活かし、街並み景観に配慮した個性的で魅力ある市街地の形成を目指します。

また、市街地内の未整備の都市計画道路を整備し、市街地内における交通渋滞緩和と商店街への交通の円滑な誘導を図ることで活性化の促進を図ります。

2) 羽後本荘駅周辺地区の整備

羽後本荘駅周辺では、これまでに東西自由通路や駅舎、駅西口広場、駅東口広場の整備などにより、鉄道をはじめとして循環バス、路線バス、タクシー、自家用車、自転車など多様な交通の結節点機能を高め、利便性が高く、にぎわいのある駅前空間の形成を図ってきました。これからも、本市の広域の玄関としてふさわしい交通拠点機能の維持及び強化を図ります。

3) 一番堰まちづくりプロジェクト

一番堰エリアでは、民間企業などと市が連携し、雇用創出及び若年者の定住促進に寄与する共同住宅の建設と、商業・福祉・医療施設や教育施設の整備を一体的に行うことで、地域の活性化や産業振興の場を創出することを目的とし、「一番堰まちづくりプロジェクト」を推進します。

4) 地場産業の作業所などと調和した市街地の形成

住宅地や商業地の中でも、古くからの地場産業が集積するエリアにおいては、住宅、商店や地場産業の作業所などが混在した市街地が形成され、趣のある作業所などが個性ある街並み景観の重要な要素となっています。そのため、周辺の市街地との調和を図りながら、地場産業の振興を図ります。

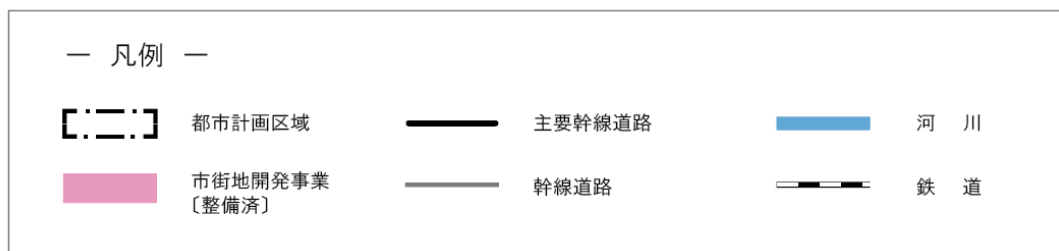
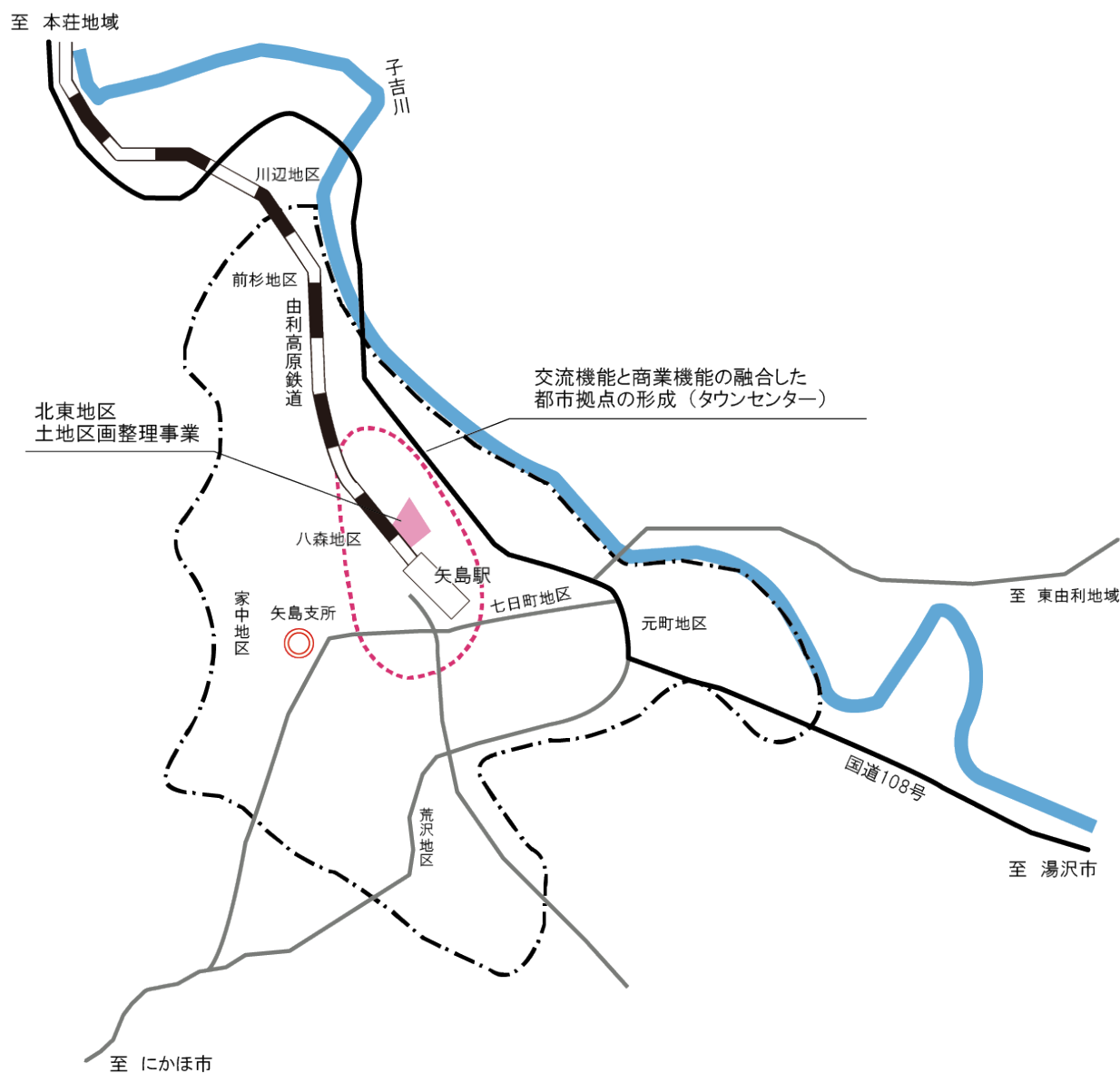


図 4-6 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の市街地整備の方針図

4-3 道路・交通体系の方針

(1) 基本的な考え方

- 目指すべき将来像の実現に向け、各地域拠点を結び本市の都市構造を支える軸線としての役割を担う主要幹線道路の整備・機能強化を図ります。
- 市道などの生活関連道路は、車中心の道づくりから、人と共存する道づくりを目指します。
- 公共交通機関の整備充実及び利用促進により、全ての市民が市域内を円滑に移動し、都市活動を可能にするとともに、脱炭素化を推進します。

(2) 主な取組

1) 道路ネットワーク

道路は都市の骨格を形成し、産業や市民生活を支える代表的な都市基盤施設です。目指すべき将来都市像の実現を目指し、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を進めます。

道路の機能や役割に応じて、高速道路や都市間を結ぶ道路による広域幹線道路ネットワーク、都市の骨格を形成する幹線道路による市域幹線道路ネットワーク、地域生活に密着した生活道路ネットワークの形成を図ります。

また、景観や冬期間交通に配慮した道路整備、歩行者の視点に立った歩行者空間の整備など、快適な道路環境の整備に努めます。

①広域幹線道路ネットワーク

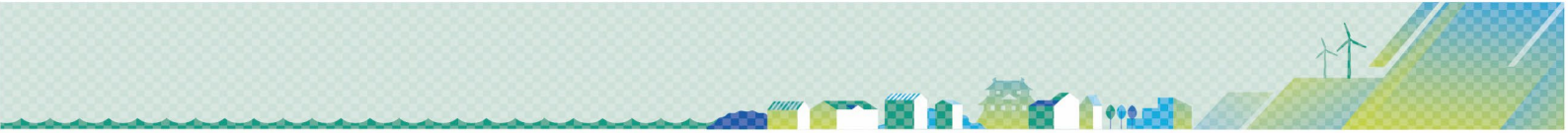
日本海沿岸東北自動車道の延伸・整備促進並びに本荘大曲道路の整備促進とアクセス道路の整備など、高速交通網の整備促進に努めます。また、本市の地域拠点間を結び都市構造の軸線を形成する主要幹線道路である国道7号、105号、107号、108号などの整備・機能強化を促進します。

②市域幹線道路ネットワーク

都市計画区域（本荘区域）で計画決定されている都市計画道路は、計画網密度は高いものの整備率は低い水準にあります。今後は、緊急時の代替ルートの確保と、主要幹線道路へのアクセス道路となる幹線道路のネットワーク機能の確保を念頭におき、都市計画道路の見直しを検討しながら整備を図ります。

③生活道路ネットワーク

生活道路は、市民の理解と協力を得ながら、適切かつ計画的に整備を進め、市民の身近な生活空間における安全性や快適性を高めていきます。安全な通学路整備や高齢者・障害者にやさしい歩行者空間と冬期間交通に配慮した整備など、道路環境の質的向上を図ります。



2) 公共交通機関

市民の交通利便性の向上、特に高校生や高齢者などの交通弱者の都市活動を支え、過度な自動車への依存の抑制による環境負荷の小さい交通体系の実現を図るために公共交通機関の整備充実を図ります。

また、人口減少下でも活力を維持・向上できるよう、居住や都市機能などが集約したまちづくりと連携し、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。

①鉄道

J R羽越本線は、通勤や通学、通院などの市民の重要な交通手段であるため、市民生活に密着した路線ダイヤの充実と全線複線化、高速化を要望していきます。

第3セクター運営の由利高原鉄道・鳥海山ろく線は、沿線住民の通勤・通学の足として欠かせない重要な役割を担っており、経営基盤の安定化に努めます。

②バスなど

市内バス路線は都市活動を支える「市民の足」として、高校生や高齢者などの交通弱者にとっては不可欠な交通機関ですが、自家用車の急速な普及によりバス路線の廃止や便数削減など問題が生じています。市民ニーズに対応した路線の維持や便数の確保など利便性の確保・向上を図ります。

また、公共施設や病院、学校などを結ぶ地域の実情に応じたコミュニティバスの運行を検討し、市民の利便性向上を図るとともに免許返納後も安心して移動ができるような公共サービスの提供を目指します。

路線バス及びコミュニティバスだけではカバーできない範囲の交通手段の確保や、市の財政負担の適正化などの公共交通の課題解決に向けた手段として、乗り[逢い]交通事業を継続して実施するほか、AI オンデマンド交通などの新たな交通サービスの展開を検討します。



図 4-7 由利本荘市の道路・交通体系方針図

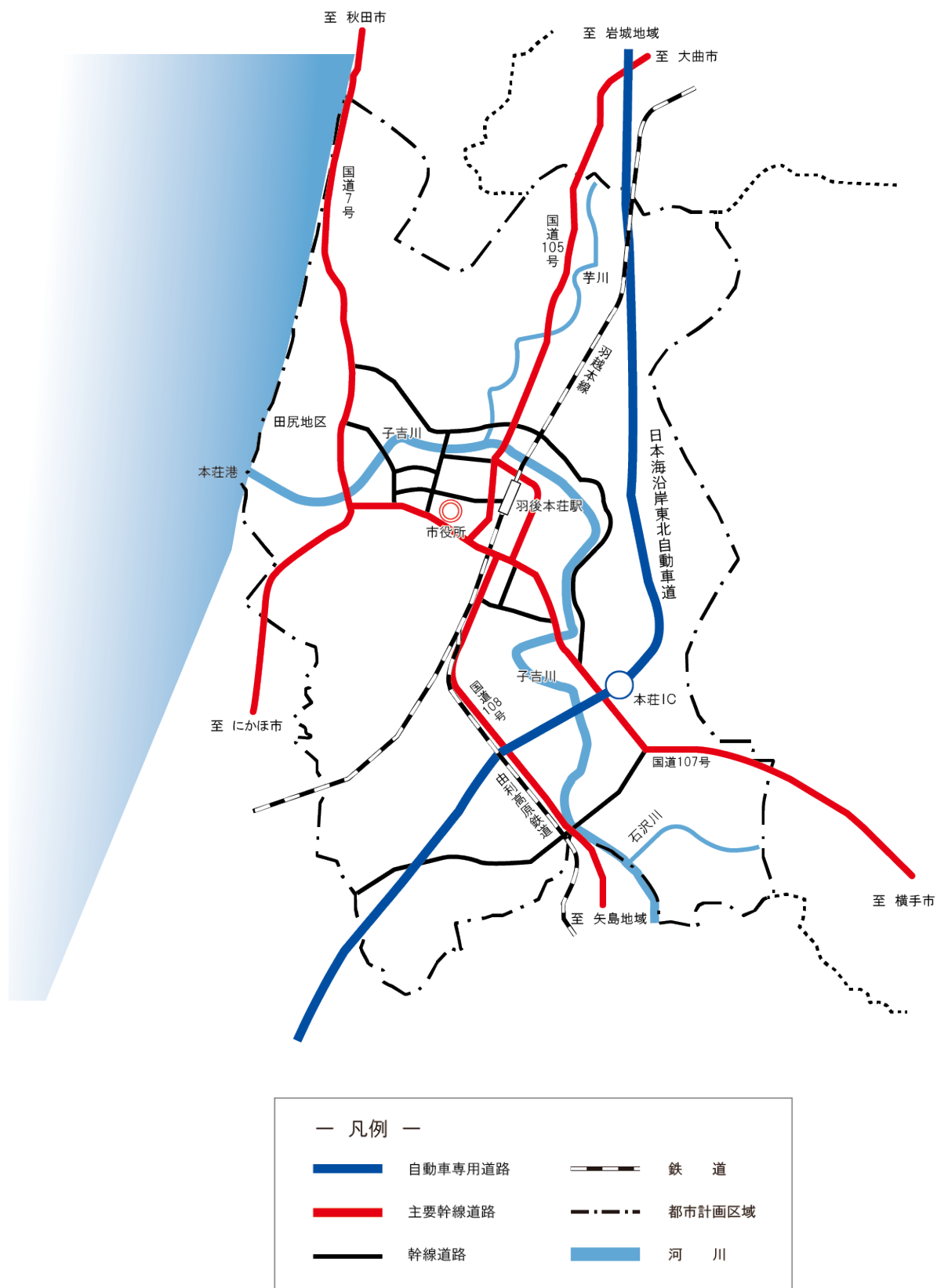


図 4-8 由利本荘都市計画区域（本荘区域）の道路・交通体系方針図

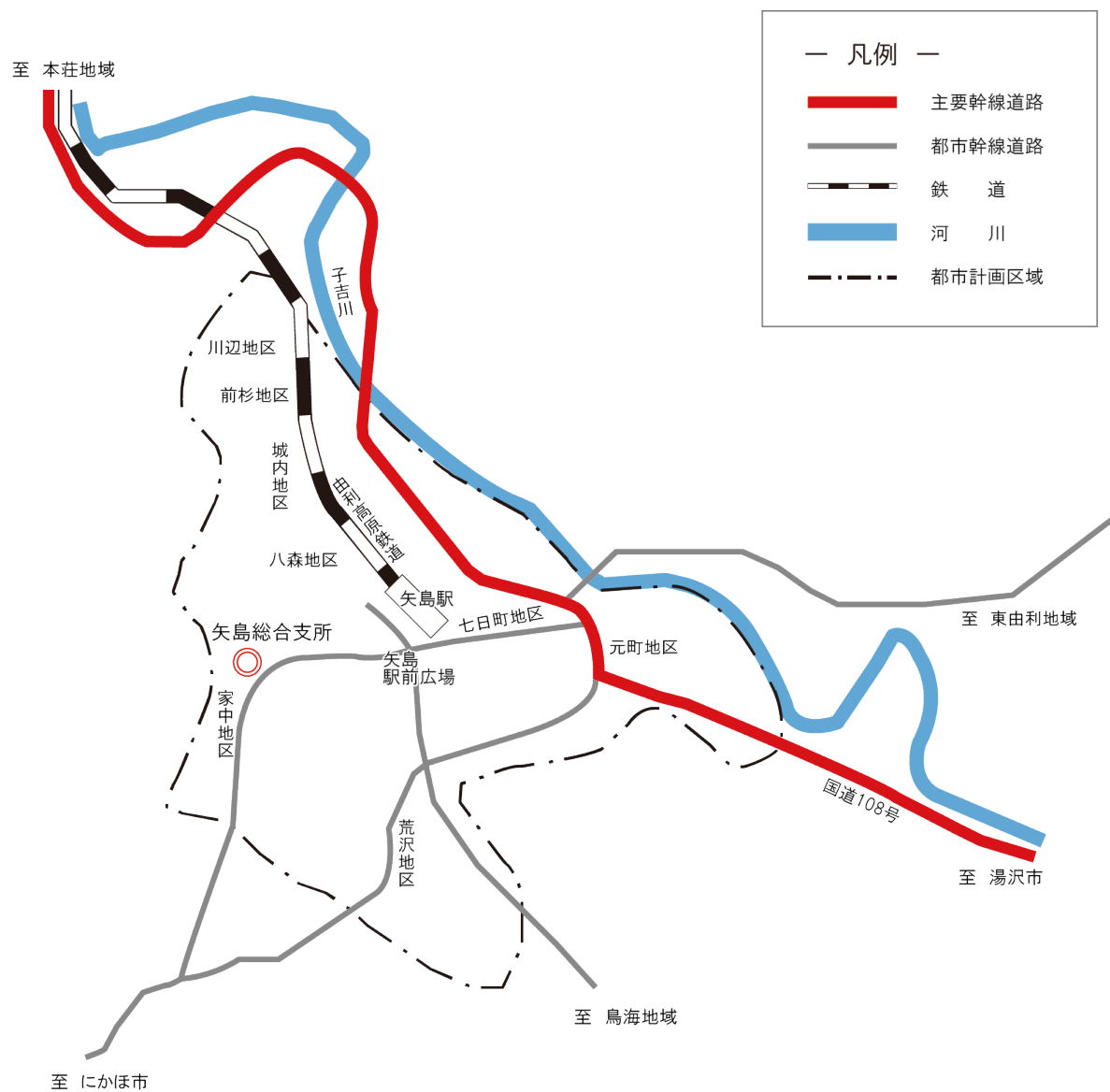
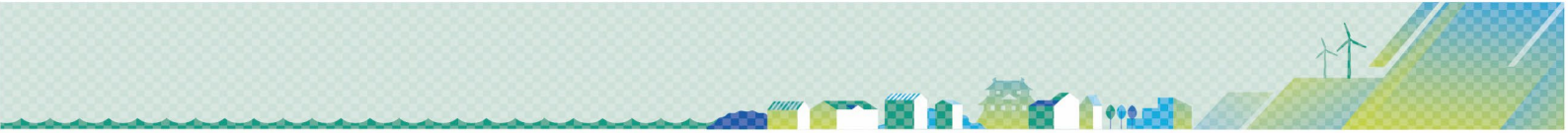


図 4-9 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の道路・交通体系方針図



4-4 都市施設の方針

(1) 基本的な考え方

- 都市施設は、今後の需要見通しや整備効果について十分に検討し、計画的な整備を進めるとともに、老朽化に伴う更新や管理運営にあたっては、求められる機能や役割を十分に検討した上で、施設の再編による総量の縮減や民間活力の導入など、総合的なコスト削減を図ります。
- 街区公園など市民の身近な都市施設については、市民との協働による維持管理の実現を目指す方針です。
- ユニバーサルデザインにより誰もが使いやすく、周辺環境にも配慮した施設の整備を目指します。
- 市街地内の公園緑地は、激甚化・頻発化する豪雨災害に対して、雨水の浸透・貯留の機能を発揮するグリーンインフラの観点から、機能強化を図ります。

(2) 主な取組

1) 公園・緑地

本荘公園や新山公園などの都市公園について、それぞれの自然・歴史環境を活かした特色のある環境整備を進め、市民が日常的に憩い、ふれあえる空間としての魅力向上を図ります。

各地域においては、地域の個性を活かした身近な公園の整備に努め、地域における交流空間の確保に努めます。

また、子吉川や芋川の河川緑地は、本市の緑の軸線を形成する貴重な緑地であり、自然環境の保全を図るとともに自然環境学習の場、自然とのふれあいの場として活用します。

2) 上・下水道

①上水道

水道水の安定供給と渇水の解消を念頭に、鳥海ダムから利水することで安定した水源を確保するとともに、人口減少を踏まえた今後の水需要を展望した既存施設の統廃合など、耐震化対策を併せた効率的な施設の整備・集約・更新を進めていきます。

②下水道

生活環境の保全と向上を確保する下水処理施設の整備については、近年における「人口減少」「地方財政収支の悪化」など社会情勢の変化を見据えながら、今後30年程度を目標に策定した「生活排水処理整備構想」を基本に、効率的に持続可能な施設整備を推進していきます。併せて、近年の気候変動を勘案しながら都市下水路の整備に努めます。

3) 河川・水路

本市の主要河川として、子吉川が中心市街地を貫流し、支川の芋川、石沢川が市街地で合流しています。これらの河川は地域内の生活用水・工業用水・農業用水として利用されており、今後とも治水・利水の面から河川整備や市街地の内水対策を進めていきます。また、河川空間を活用するために環境の整備を図ります。

家屋の浸水や主要道路の冠水など市民生活や都市活動に大きな影響を与えるような洪水被害を防止・軽減するために河川の改修を図ります。加えて、激甚化・頻発化する水害のリスクを低減するため、流域全体のあらゆる主体が協働して水害を軽減させる「流域治水」を推進します。

また、河川の環境機能を維持・保全するため、生物の生息・生育環境に配慮した環境整備に努めるとともに、地域の憩いの場、レクリエーションの場として河川空間の活用を図ります。

4) ごみ処理施設

ごみの問題は、都市生活において重要かつ深刻な問題となっています。ごみの不法投棄問題については、市民意識の啓発活動を引き続き進めるとともに悪質なものについては市民の協力を得て、パトロールなどの対策を検討します。

環境負荷の少ない持続可能な地域社会の構築を目指して、ごみの減量化、再資源化、再利用が求められており、本市においても、ごみ収集体制の充実を図りつつ、ごみの分別収集による資源ごみの効果的な回収・再利用など、ごみの減量化、再資源化を促進していきます。

既存のごみ焼却施設は、老朽化が進行している状況であることから、新たな施設を整備する必要があり、市内のリサイクル施設などの機能を統合した施設の整備を進め、全市の効率的なごみ処理はもとより、リサイクル率の向上とごみの減量化をより一層推進します。

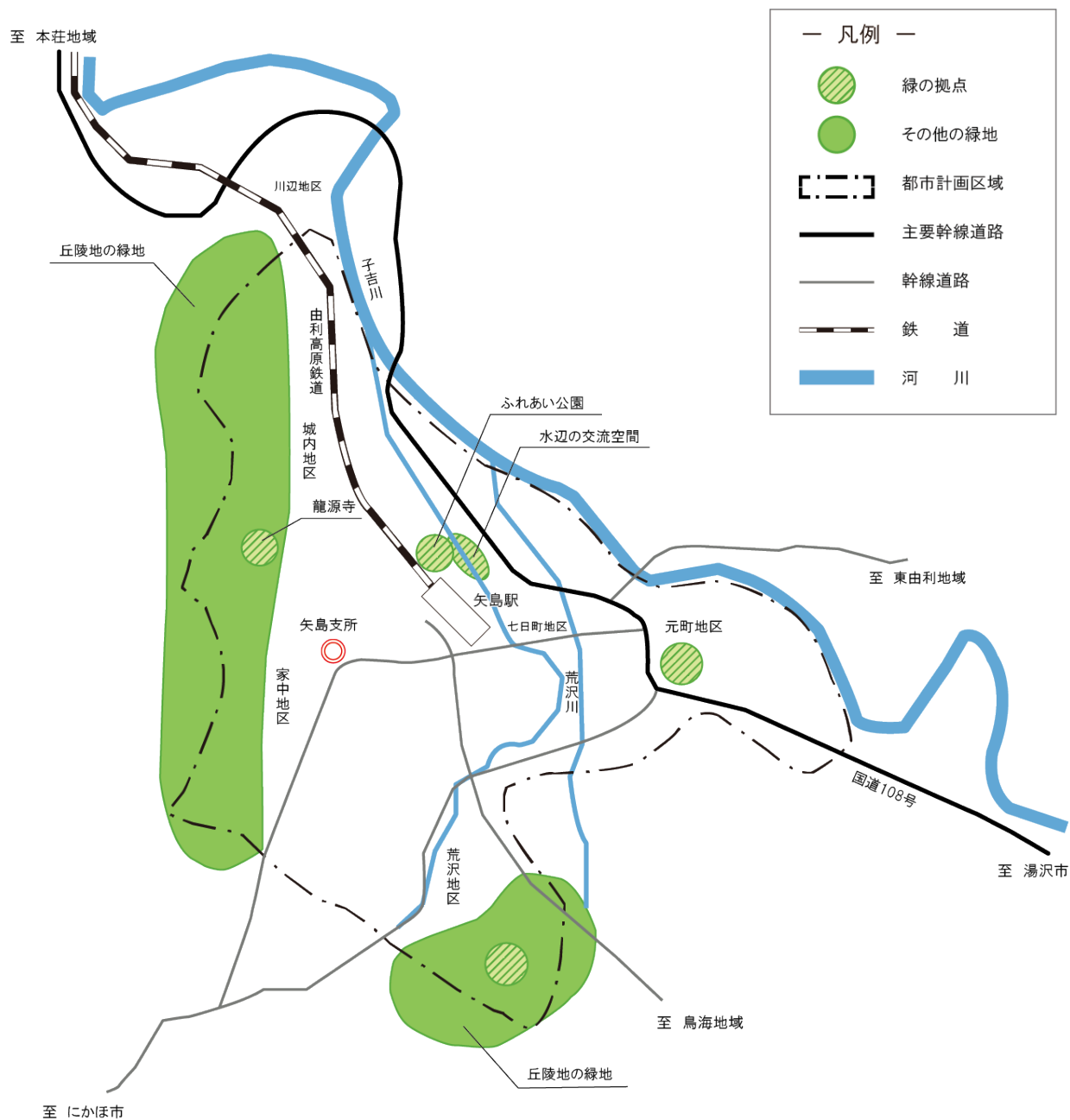


図 4-11 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の公園・緑地などの整備又は保全の方針図

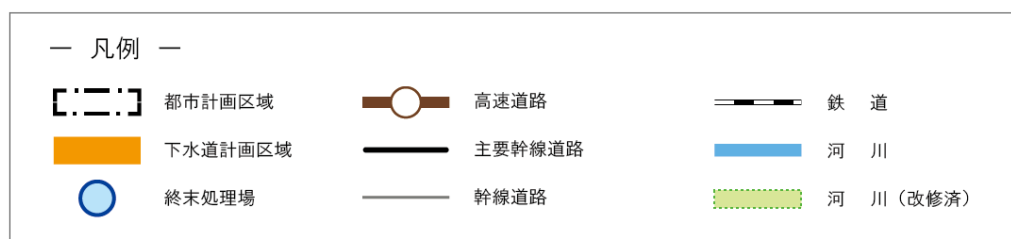
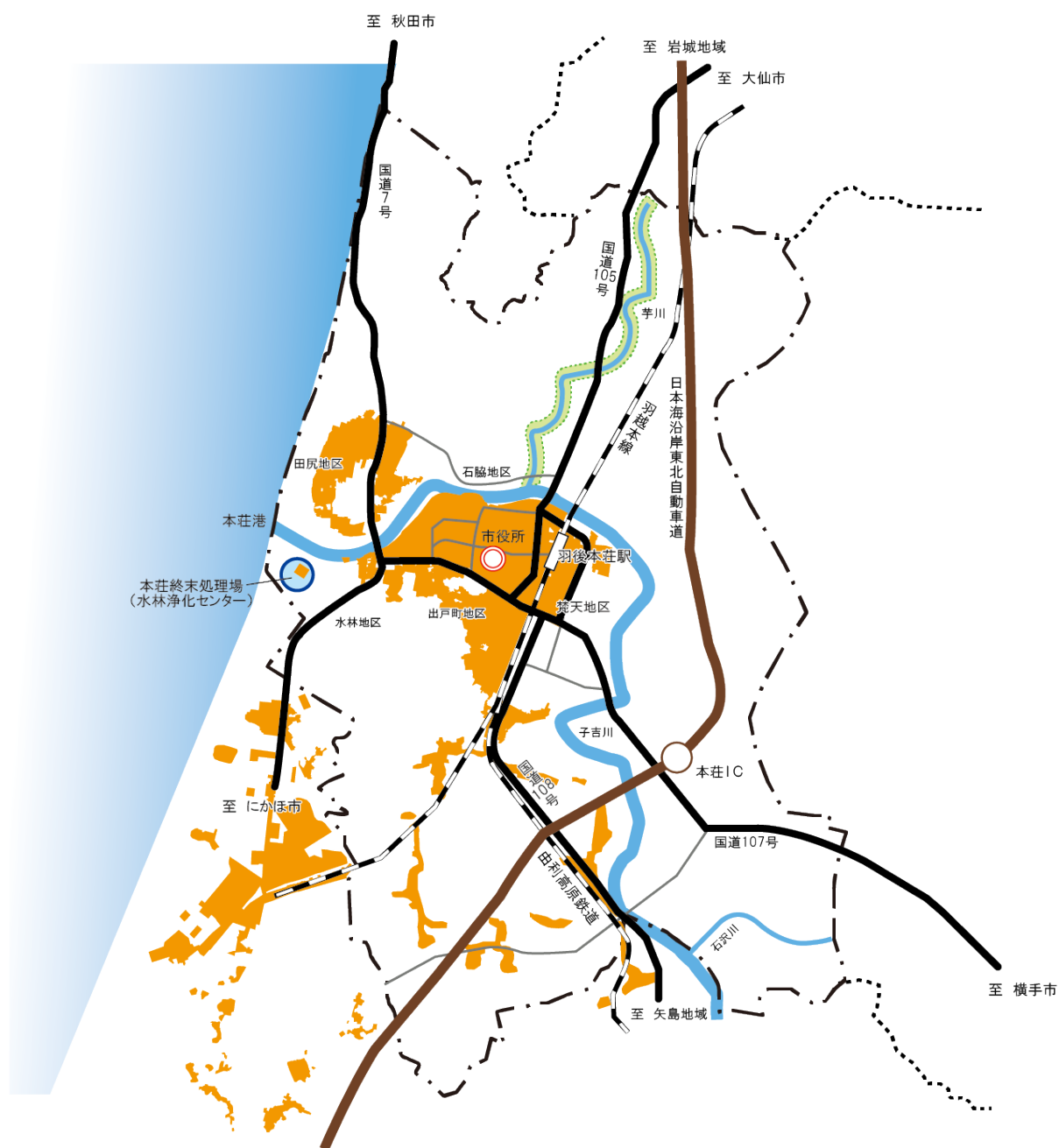


図 4-12 由利本荘都市計画区域（本荘区域）の下水道及び河川整備方針図

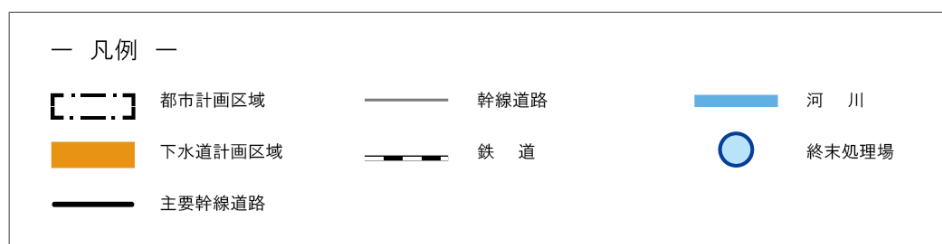
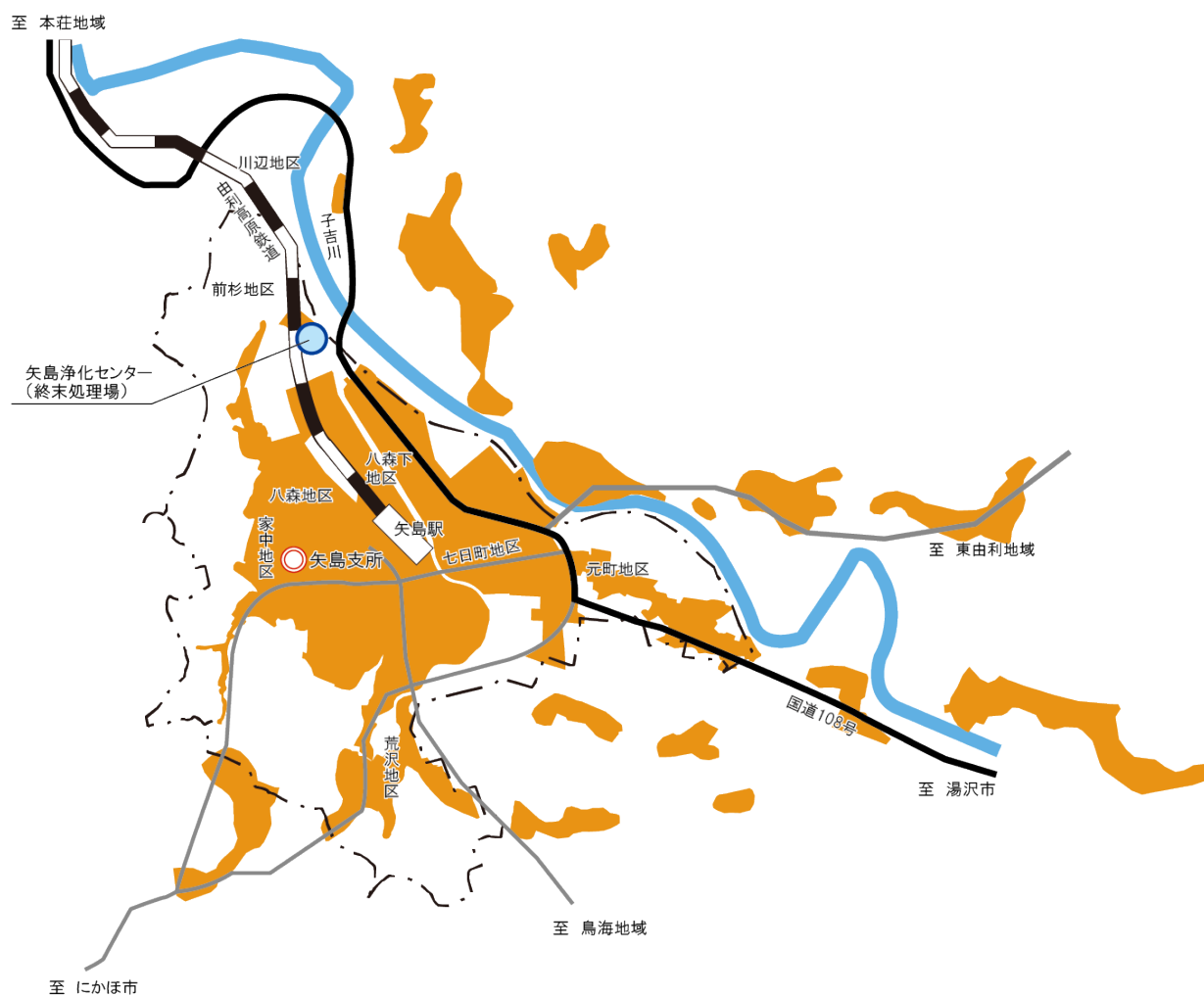
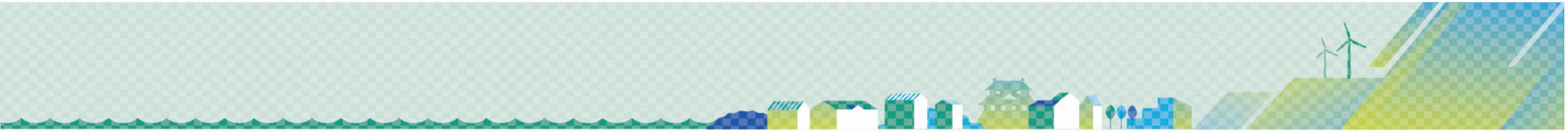


図 4-13 由利本荘都市計画区域（矢島区域）の下水道及び河川整備方針図



4-5 景観と自然環境の保全・活用の方針

(1) 基本的な考え方

- 恵まれた自然環境と調和し、本市の気候風土や地域の歴史・文化に根ざした住景観・街並み景観の保全・活用を図ります。
- 本市の大きな特性である豊かでかけがえのない自然環境を後世へ引き継いでいくため自然保護に努め、そのための活動を推進します。
- 地球環境問題への寄与、持続可能なまちづくりの推進を目指し、本市の自然条件に適した風力、水力などの再生可能エネルギーの活用に努めます。
- 森林が有する多面的な機能を認識し、長期的視野に立って豊かな森林の保全・育成と活用を図っていきます。

(2) 主な取組

1) 街並み景観の保全・活用

本市には多くの歴史的・文化的施設があります。岩城地域や矢島地域などの歴史的・文化的ストックを活かし、本市の文化的観光エリアとして地域活性化を図ります。本市の有する山・川・海といった自然景観と調和し、歴史・文化を活かした住景観・街並み景観の保全・活用を図ります。

2) 自然保護・育成活動の推進

本市の豊かな自然、特に希少生物の生息地について保護育成を図りながら後世へ引き継いでいくために、市民の自主的な清掃活動や自然保護活動団体の活動を支援し、推進していきます。自然環境の保護を図るため都市計画として有効に活用できるものがあれば（都市計画緑地、緑地保全地域の指定など）、検討を行います。

3) 再生可能エネルギーの活用

気候変動の要因である温室効果ガスの排出を抑える取組が世界各国で進められています。本市でも、持続可能なまちづくりのため、本市の自然条件に適した風力や水力などの再生可能エネルギーの活用をはじめとした脱炭素まちづくりを推進し、2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

4) 森林の保全・育成と多面的活用

林業は木材価格の長期低迷、諸経費の高騰などから厳しい状況が続いていますが、森林には水源涵養、保水、保健休養などの多様な公益的機能があるため、長期的視野に立って、林業従事者のみでなく市民と行政も協力して、造林、保育、間伐などの活動に努めます。また、保健休養などの森林公益機能の活用を図り、森林浴、山仕事体験ツアーなど都市住民との交流を促進します。

5 地域別構想

5-1 基本方針

(1) 地域別構想の概要

地域別構想は、全体構想を踏まえながら、地域別のまちづくりの方向性を示すものです。個々の地域の特性を活かした将来像を明らかにするとともに、全体構想の内容をその地域に即し、具体化することによって、地域ごとのまちづくりの重点目標を示し、地域に密着したまちづくりを行うための指針となるものです。

(2) 地域別構想の構成

地域別構想は、以下の内容で構成するものとします。

○地域区分

地域別構想の対象地域・地区の設定についての考え方を示します。

1) 地域の現況と課題

①現況

地域別の現況を整理するとともに地域の特性を表します。

②課題

市民意向調査や既往調査結果などをもとに、地域における課題を抽出します。

2) 地域の目標とテーマ

①目標

地域の特性を活かしたまちづくりの目標を掲げます。

②テーマ

各地域のまちづくりの目標を踏まえたテーマを設定します。

3) 地域の整備方針と重点目標

①整備方針

地域の特性や課題を踏まえ、地域づくりの目標やテーマに対応する整備の方針を表します。

②重点目標

地域において重点的に整備すべき目標を示します。

4) 整備構想図

整備方針・重点目標に基づき、各地域の将来像をイメージできる整備構想図を描きます。

5-2 地域区分

地域の区分は、市総合計画との整合を図り、旧市町域による8つの区分を基本とし、土地利用の状況、人口規模、生活圏としてのまとまりなどを考慮して、必要に応じ細分化します。

本荘地域に、本市の人口及び産業が集中しており都市拠点と位置付けられることや、県南西部の核都市として広域的都市機能の集積が期待されていることなどを考慮し、本荘地域は8つの地域に区分します。また、矢島地域は都市計画区域に指定されている中心地区とそのほかの地区の2つに区分し、本市全体を16の地区に区分することとします。

地域別構想は、由利本荘都市計画区域のうち、用途地域の指定があり、都市計画的な問題を抱える本荘区域の5つの地域と、矢島区域を対象に検討を行うものとします。なお、「H18年度秋田県都市計画指導調査」で拡大想定区域とした大内地域・由利地域・西目地域は今回の地域別構想の対象からは除くものとします。

表 5-1 地域・地区区分及び地域別構想対象地域

地区番号	地区名	旧市町名	備考	地域別構想の対象
1	本荘市街地中部地区	本荘市	由利本荘 都市計画区域 (本荘区域)	○
2	本荘市街地梵天地区	本荘市		○
3	本荘市街地南部地区	本荘市		○
4	本荘市街地北部地区	本荘市		○
5	本荘市街地東部地区	本荘市		○
6	本荘南部地区	本荘市		(対象外)
7	本荘東部地区	本荘市		(対象外)
8	本荘北部地区	本荘市		(対象外)
9	岩城地域	岩城町		(対象外)
10	大内地域	大内町	県調査の 拡大想定区域	(対象外)
11	東由利地域	東由利町		(対象外)
12	由利地域	由利町	県調査の 拡大想定区域	(対象外)
13	西目地域	西目町	県調査の 拡大想定区域	(対象外)
14	矢島市街地地区	矢島町	由利本荘 都市計画区域 (矢島区域)	○
15	矢島地域 (市街地地区除く)	矢島町		(対象外)
16	鳥海地域	鳥海町		(対象外)

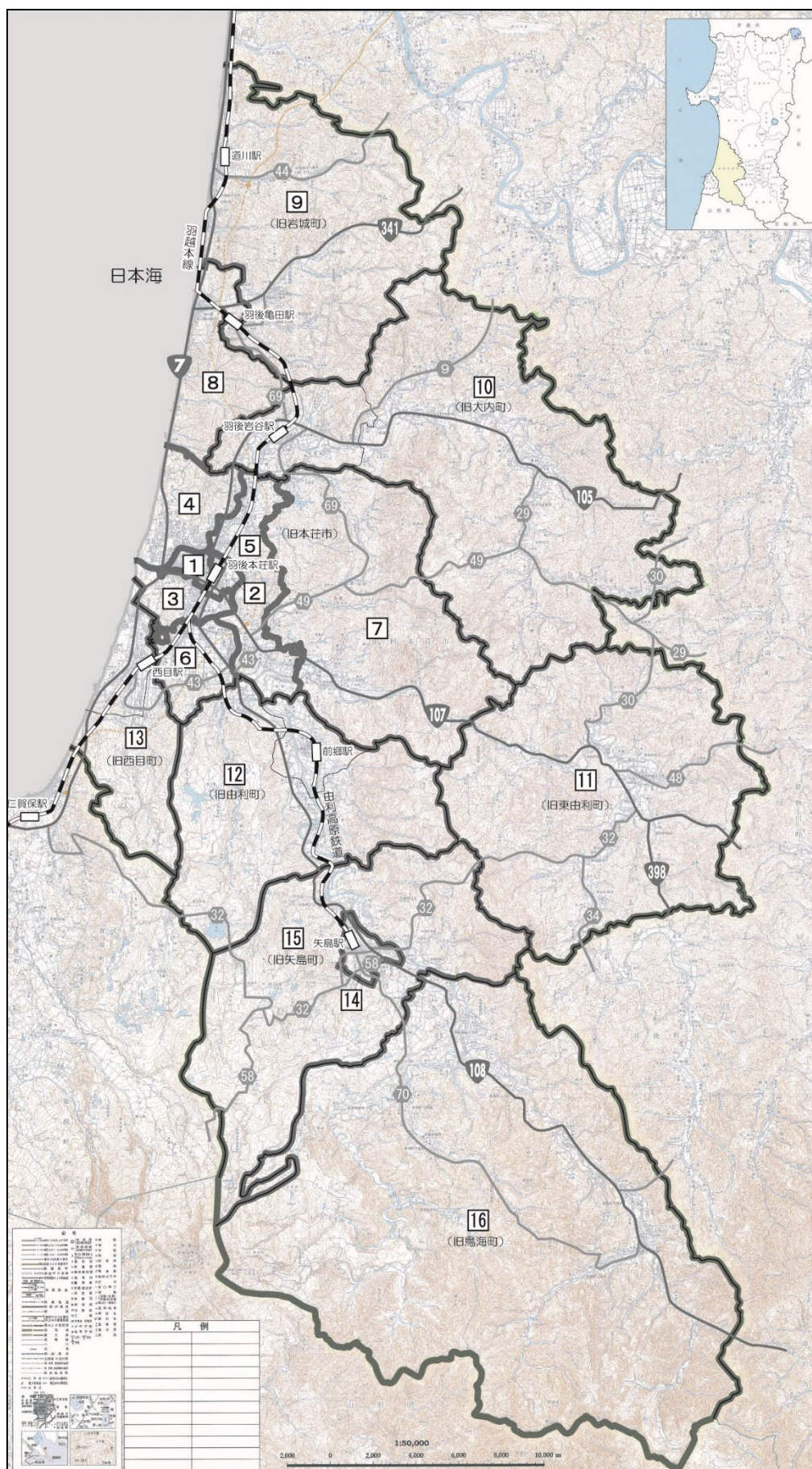


图 5-1 地域・地区区分图

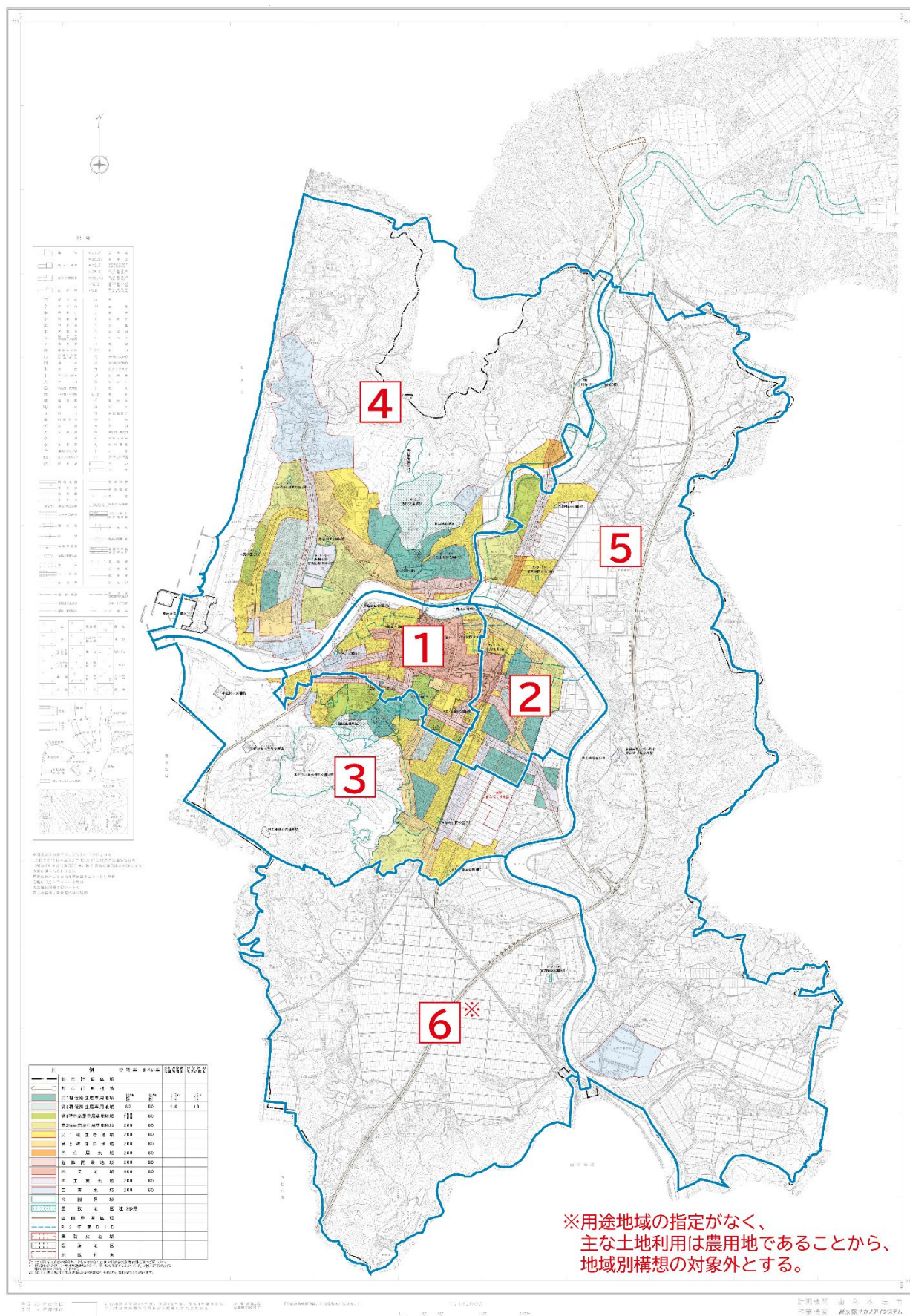


図 5-2 本荘市街地及び周辺の区分図

5-3 由利本荘都市計画区域（本荘区域）

本市の中核都市機能を担う本荘地域の都市計画区域のうち、用途地域の指定がある地域を5つの地区に区分し、地区別の検討を行います。

(1) 本荘市街地中部地区

1) 地区の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・羽後本荘駅の西側に位置し、市役所や多くの官公庁が立地する本市の玄関であり顔となる地区です。駅前通りを中心に商業系の用途地域が定められ、その周囲に住居系の用途地域が定められています。

2. 面積

- ・地区の可住地面積は207.2haで、そのうち住居系の用途地域が約45%、商業系が約44%、工業系が約7%となっています。ほかの地区と比べると商業系用途地域の割合が多いのが本地区の特徴です。

3. 地区内人口・人口密度

- ・令和2（2020）年の地区内人口は5,542人です。平成27（2015）年の人口は5,857人であり、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、315人（5.4%）減少しています。
- ・令和2（2020）年の地区内人口密度は26.7人/haです。

4. 市街化の動向

- ・過去5カ年（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で135件であり、そのうち約82%が住宅となっています。

表 5-2 過去5カ年 の新築建物の状況

地区全体	135 件	—
住宅	111 件	82 %
商業	18 件	13 %
工業	0 件	0 %
その他	6 件	4 %

5. 地域資源

- ・本地区と南部地区にまたがり本荘公園があり、ゆりほんスマイルフェスタ、本荘さくらまつりなどのイベントが行われます。また、本荘川まつり花火大会や菖蒲カーニバルなども行われています。
- ・秋田県指定有形文化財（建造物）として永泉寺山門が、秋田県指定無形民俗文化財として日役町獅子踊が指定されています。

6. 地区の概要

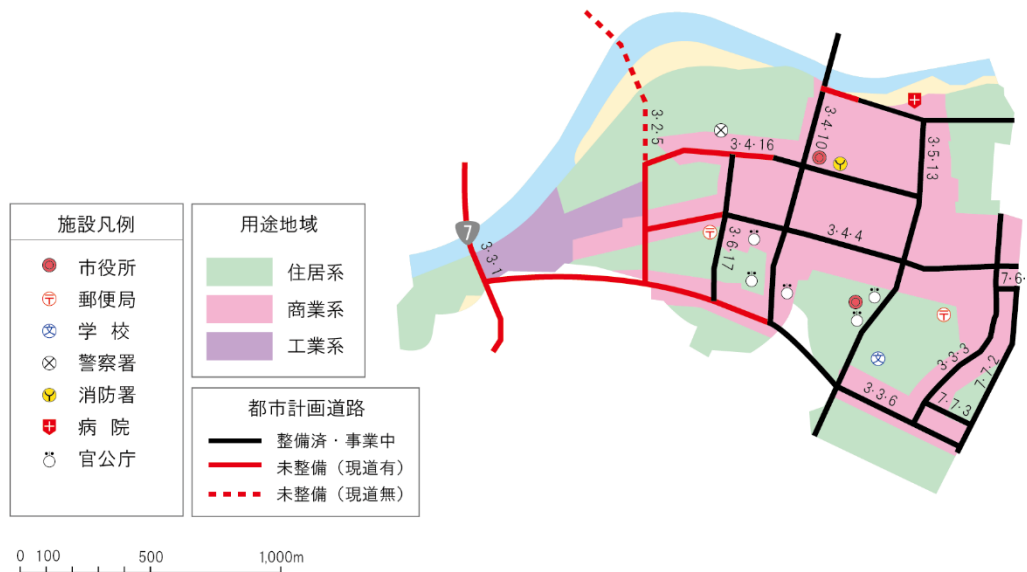


図 5-3 地区の概要

②地区の整備課題

1. 都市構造

- ・羽後本荘駅及び駅周辺の拠点機能を強化し、本市の玄関・顔として魅力ある都市空間を整備する必要があります。
- ・古くから旧本荘市の中心市街地として商店街などの商業集積がありますが、近年は郊外の幹線道路沿線への大型店や量販店などの車利用型施設の進出などにより、非常に厳しい経営環境にあります。中心市街地の活性化、郊外型店舗との適正な役割分担や誘導などを図る必要があります。
- ・自動車依存型の都市構造・郊外へ都市機能が分散する都市構造からの脱却を図り、集約型の都市構造を実現するため、まちなかの魅力向上に取り組むことが必要です。

2. 交通体系

- ・本地区は、都市計画道路が高い密度で計画されていますが、実際の改良率が低いいため、効率的な道路ネットワークが形成されていない状況にあります。このため、整備の優先順位を検討し、計画的に改良を図る必要があります。
- ・都市計画道路の未改良などにより歩行空間が不足しており、ゆとりある魅力的な歩行空間の整備を図る必要があります。
- ・今後、高齢化社会の更なる進展が予測される中、公共交通の利便性の向上が望まれており、官公庁や公共公益施設、病院などを結ぶ循環バスのネットワークのほか、細かなニーズに対応した新たな交通モードの導入などの検討が求められます。

市民の声：本荘市街地中部地区

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目を抽出。）特に重要度が高いという意向を把握した「土地利用」分野の回答詳細は図5-4の通りです。

・土地利用分野

市街地の再開発などによる計画的なまちづくりの推進、空き地・空き家などへの対策、土地が確保しやすい市街地周辺部の建物や土地・道路も含めた一体的なまちの整備、高齢者が住みやすい住宅の整備、本荘地域の中心市街地における商業機能の充実（商店街のにぎわい）、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備

・交通分野

国道などの主要な幹線道路の整備、冬の積雪時における道路の除雪

・公共施設・公共空間分野

日頃の遊び場となる身近な公園・緑地の整備、家庭や工場から排出される汚水を集め処理し、きれいにしてから海や川に戻す下水道の整備

・環境・エネルギー分野

恵まれた自然環境に対する保護と育成、自然環境を破壊する汚染物質の排出が極めて少ないクリーンエネルギーの活用

・安全・安心分野

洪水等の河川氾濫や浸水被害に対する対策（堤防、遊水地、排水機場等）、津波などの水害対策（防潮堤、防災緑地等）、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定、建物の耐震性向上や不燃化の促進、がけ崩れや土砂災害に対する対策

・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）、高齢者への介護サービスや対応する福祉施設の整備

土地利用（本荘市街地中部地区）

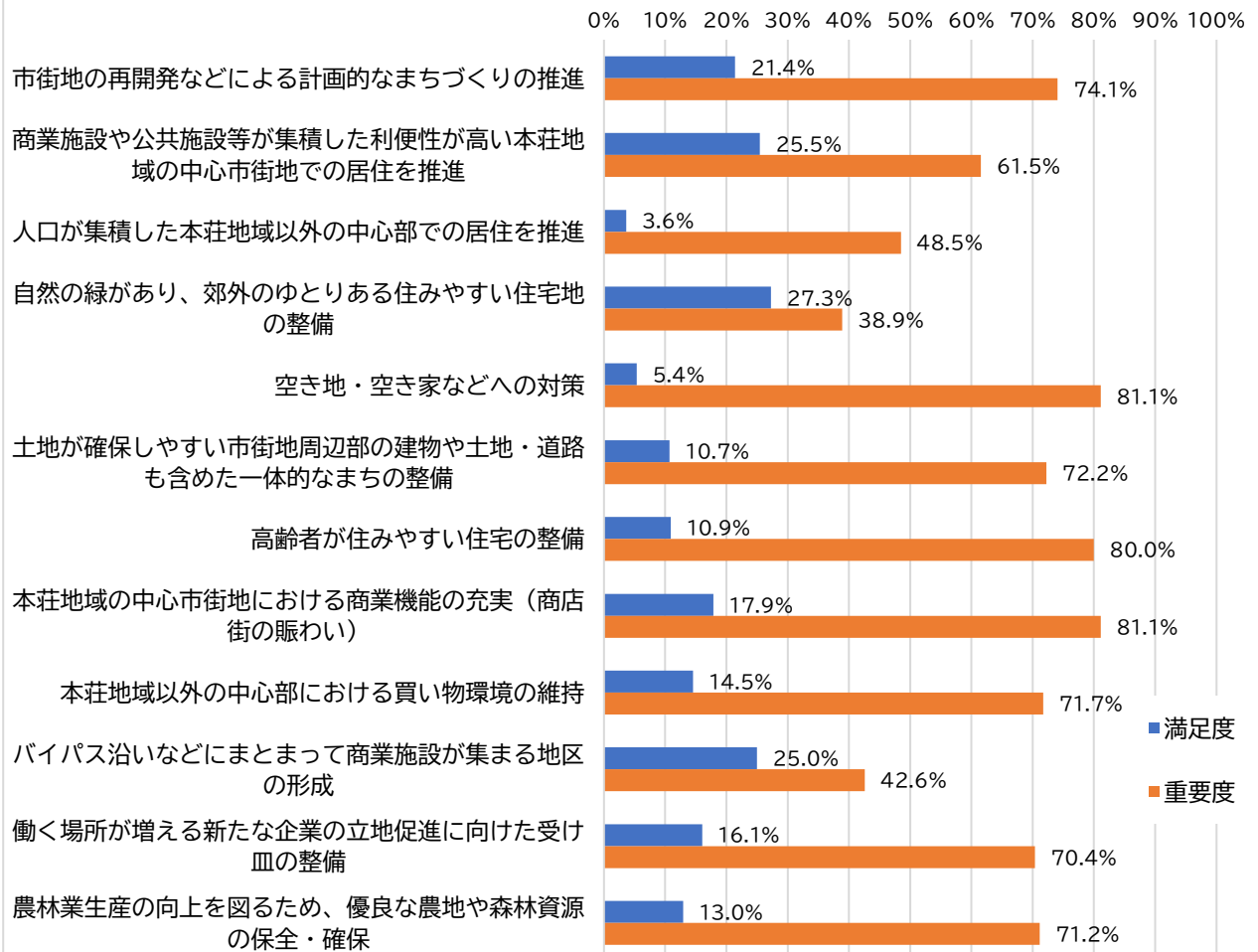


図 5-4 市民意向調査の結果

2) 地区の目標とテーマ

①本荘市街地中部地区の目標

本市及び本荘広域都市圏としての玄関・顔である本地区は、広域における交流・情報拠点として求心力の高い魅力ある都市空間の形成を目指します。

駅周辺を中心とするコンパクトで拠点性の高い都市整備を図り、人々が集い交流し、歩いて楽しい都市空間の創出を図ります。

②テーマ

本荘市街地中部地区のテーマを以下のように設定します。

本市の「玄関」・「顔」としての魅力ある都市空間の創出

3) 地区の整備方針と重点目標

①地区の整備方針

本荘市街地中部地区は、以下の5つのゾーンで構成します。

●中心市街地ゾーン

- ・商業系の用途地域に指定されている羽後本荘駅前を中心とする中心市街地は、本市の玄関口及び県南西の核都市にふさわしい情報・交流機能及び商業・業務・サービス機能などの高度な集積の促進を図ります。

●大門・本町通りゾーン

- ・地区計画も活用しながら住民主体のまちづくりを推進し、大門・本町通り沿道の商店街の景観形成や、周辺の落ち着いた住宅地の保全を図ります。

●住宅市街地ゾーン

- ・桜小路、給人町などの住居系の用途地域においては、良好な住宅地の環境を保全しながら、居住の誘導を図ります。

●子吉川ふれあいゾーン

- ・本市の代表的な水と緑の軸線である子吉川の河川敷は、都市における自然とのふれあいの場、やすらぎの場であるとともに、貴重なオープンスペース・防災空間としての機能も併せ持っており、ボートプラザ・アクアパルの有効活用とともに、今後も引き続き河川緑地などの整備や適切な誘導・保全に努めます。

●公園・緑地ゾーン

- ・都市における自然とのふれあいやレクリエーションの場として、今後も引き続き公園・緑地などの整備や適切な維持管理に努めます。

②地区整備の重点目標

●広域の玄関としての交通拠点整備

- 羽後本荘駅周辺では、これまでに東西自由通路や駅舎、駅西口広場の整備などにより、鉄道をはじめとして循環バス、路線バス、タクシー、自家用車、自転車など多様な交通の結節点機能を高め、利便性が高く、にぎわいのある駅前空間の形成を図ってきました。これからも、本市の広域の玄関としてふさわしい交通拠点機能の維持を図ります。

●にぎわい交流拠点の整備と商業の振興

- コンパクト・プラス・ネットワークの核となる中心市街地の活性化及び駅周辺の拠点性を高めるため、にぎわい交流拠点の形成を図ります。
- 併せて、厳しい経営環境に置かれている地区の商店街や既存店の活性化推進の核施設として、情報・交流・商業・レクリエーション・生涯学習などの機能を併せ持つ複合的でアメニティーの高い拠点を中心に、まちなかの魅力を向上させ、持続的な都市運営を目指します。

●計画的な道路ネットワークの整備

- 市民意向調査からも幹線道路の整備について満足度が低く、かつ重要度が高い意向が示されている通り、本地区の都市計画道路は計画密度は高いものの改良率が低いいため、効率的な道路ネットワークが形成されておらず、歩行空間や交通安全施設の不足などの問題も抱えています。限られた財源で効果的な整備を行うため、整備の優先順位を検討し、計画的に道路網を整備します。

●定住環境の整備

- 市民意向調査から本地区の「市街地整備」や「住環境整備」について満足度は低いが、重要度は高いという結果が得られています。既成市街地においては道路や市街地整備事業などの実現に困難を伴う一方、自動車の増大に伴う交通安全施設の不足や歩道・通学路の安全性確保及びごみ不法投棄などの都市問題が顕在化してきていることが主な要因と考えられます。そのため、安全・安心な道路空間の整備や、良好な住環境の整備を図ります。
- 住みたいまち、住みたいまちであるために、住民主体のまちづくりを促進し、景観の調和が取れた商店街の形成を図るとともに、自然と共生した良好な住環境と、歴史・文化の感じられる街並みの保全に努めます。
- 市街地の一部で洪水浸水などが想定されていることから、防災施策を図ることにより、安全・安心な市街地の形成に努めます。

これら地区整備の目標の実現を図るため、市総合計画の実施計画事業の内容を踏まえ、次の事業を行う方針です。

表 5-3 事業一覧

番号	事業名	事業の緊急性
①	本荘公園整備事業	普通
②	国道 107 号本荘道路改良事業 (瓦谷地交差点～御門交差点 約 0.4 km)	普通
③	本田仲団地建替事業	普通

4) 整備構想図

本荘市街地中部地区の整備構想図を以下に示します。



図 5-5 本荘市街地中部地区 整備構想図

(2) 本荘市街地梵天地区

1) 地区の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・羽後本荘駅の東側に位置し、駅東口広場や東西自由通路などの整備により、駅への良好なアクセスが確保されています。
- ・基本的に住居系の用途地域と子吉川左岸沿いの農業的土地利用からなる地区ですが、国道 105 号沿道にはロードサイド型の大型店、量販店の進出が目立ち、住居専用地域では新興住宅地開発が進むなど、比較的開発圧力の高い地区と言えます。

2. 面積

- ・地区の可住地面積は 210.5ha で、そのうち住居系の用途地域が約 56%、商業系が約 11%、工業系が約 5 % となっています。基本的には住居系用途地域であるのが本地区の特徴です。

3. 地区内人口・人口密度

- ・令和 2（2020）年の地区内人口は 6,692 人です。平成 27（2015）年の人口は 6,561 人であり、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、131 人（2.0%）増加しています。
- ・令和 2（2020）年の地区内人口密度は 31.8 人/ha です。

4. 市街化の動向

- ・過去 5 カ年（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で 249 件で、6 地区で最も多くなっています。
- ・新築建物の 9 割以上が住宅であり、主に新興住宅地開発による戸建住宅ですが、駅周辺部などでは民間アパートの立地も多く見られます。

表 5-4 過去 5 カ年 の新築建物の状況

地区全体	249 件	—
住宅	226 件	91 %
商業	16 件	6 %
工業	2 件	1 %
その他	5 件	2 %

5. 地域資源

- ・街道の道中安全と悪疫が城下に入らないことを祈願する六体の地蔵の一つ「大の道延命地蔵尊」があります。

6. 地区の概要

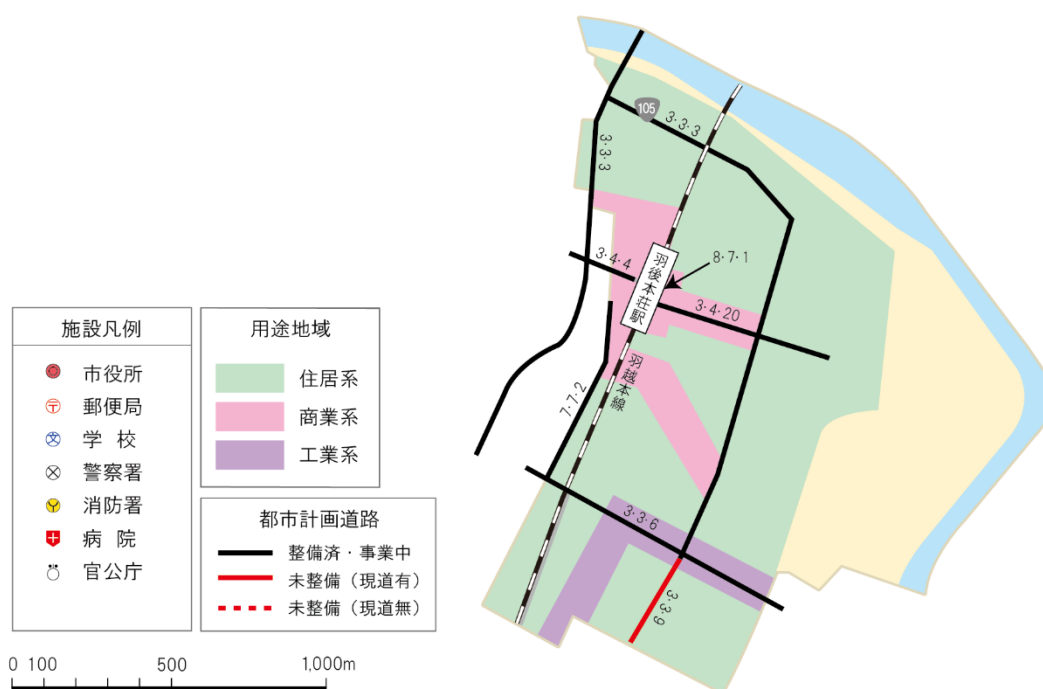


図 5-6 地区の概要

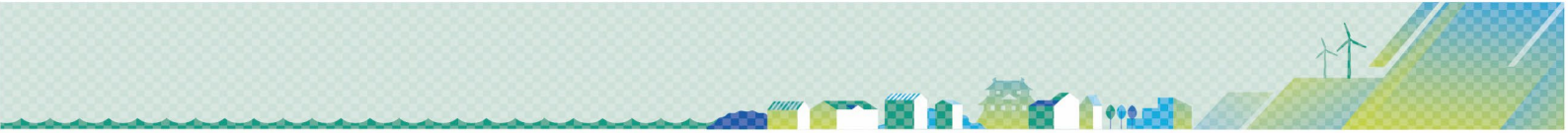
②地区の整備課題

1. 都市構造

- 羽後本荘駅及び駅周辺の拠点機能の強化を図るため、整備済みの駅東口広場へのアクセス道路として都市計画道路 3.4.20 停車場東口線の整備が課題となります。
- 国道 105 号沿道には車利用型の大型店や量販店などが多く立地し、地区及び周辺市民の利便性に寄与しています。中部地区の商店街や既存店との役割分担を図るとともに、幹線道路沿道への立地に対し適切な規制誘導を行い、質の高い沿道景観の形成を図る必要があります。
- 引き続き、平成 27 (2015) 年～令和 2 (2020) 年で 2.0% 増という人口増加に対応した都市基盤整備、市街地整備が求められています。
- 本地区は国道 105 号、107 号、108 号が通り、将来的には駅東口広場、東西自由通路都市計画道路停車場東口線道路整備により駅直近地区となるなど利便性が高い地区です。計画的な開発整備を進め、人口密度を維持する必要があります。

2. 土地利用

- 住居専用地域（一番堰付近など）では新興住宅地の開発が進んでおり、引き続き良質な住空間整備を推進する必要があります。
- 市街地の一部で洪水浸水が想定されているため、災害リスクの低い区域への居住や都市機能の誘導が必要です。



市民の声：本荘市街地梵天地区

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目）特に重要度が高いという意向を把握した「土地利用」分野と、災害リスクに関する「安全・安心」分野の回答詳細は図 5-7、図 5-8 の通りです。

- ・土地利用分野

空き地・空き家などへの対策、高齢者が住みやすい住宅の整備、本荘地域の中心市街地における商業機能の充実（商店街の賑わい）、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備

- ・交通分野

国道などの主要な幹線道路の整備、冬の積雪時における道路の除雪

- ・公共施設・公共空間分野

日頃の遊び場となる身近な公園・緑地の整備、家庭や工場から排出される汚水を集め処理し、きれいにしてから海や川に戻す下水道の整備

- ・環境・エネルギー分野

恵まれた自然環境に対する保護と育成、自然環境を破壊する汚染物質の排出が極めて少ないクリーンエネルギーの活用

- ・安全・安心分野

洪水等の河川氾濫や浸水被害に対する対策（堤防、遊水地、排水機場等）、津波などの水害対策（防潮堤、防災緑地等）、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定、がけ崩れや土砂災害に対する対策

- ・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）、高齢者への介護サービスや対応する福祉施設の整備

土地利用（本荘市街地梵天地区）

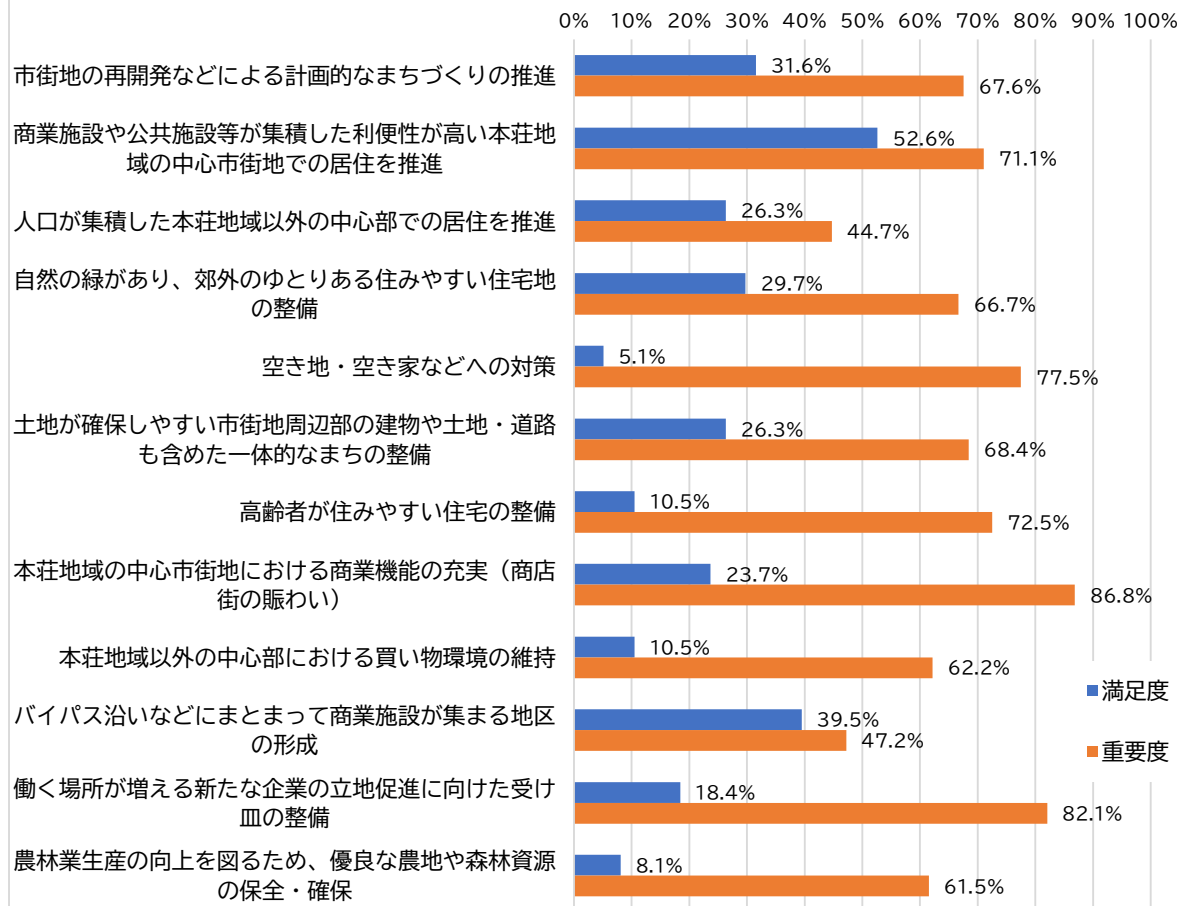


図 5-7 市民意向調査の結果

安全・安心（本荘市街地梵天地区）

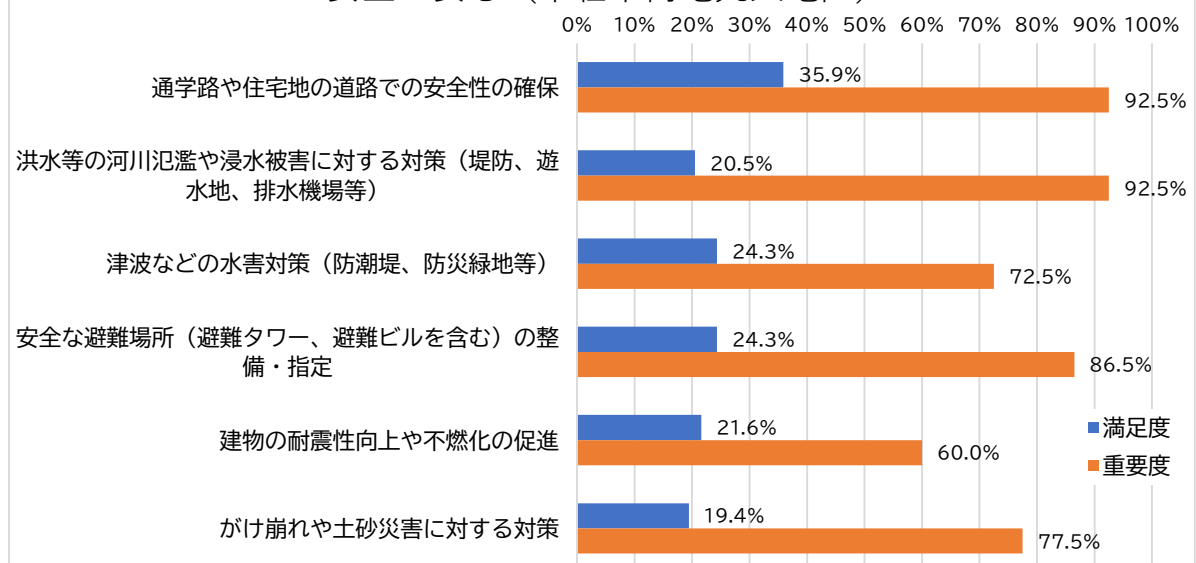


図 5-8 市民意向調査の結果

2) 地区の目標とテーマ

①本荘市街地梵天地区の目標

羽後本荘駅の東側に位置する本地区は交通利便性の向上や、市街化の進展が見込まれ、人口も増加している活力のある地区です。都市計画道路停車場東口線の整備の必要性も向上しており、今後も計画的な開発整備により質の高い居住環境の形成を図ります。

本地区は、質の高い住宅地としての整備を基本としますが、国道沿いには車利用型の大型店などの進出も多いため、中部地区の商店街や既存店との役割分担を検討し、適切な規制・誘導を図ることにより、良質な住宅市街地にふさわしい沿道景観を有する街並み形成を図ります。

②テーマ

本荘市街地梵天地区のテーマを以下のように設定します。

質の高い居住環境を有する活力あるまちの創出

3) 地区の整備方針と整備構想

①地区の整備方針

本荘市街地梵天地区は、以下の5つのゾーンで構成します。

●駅周辺市街地ゾーン

- ・駅東口広場周辺、及び今後整備予定の都市計画道路3.4.20停車場東口線の沿道は、商業系の用途地域に指定されていますが、地区周辺の住民へのサービスを中心とするコンパクトな整備を図ります。駅への近接性や道路交通条件の良さを活かした利便性の高い住宅地整備及び都市型居住の促進を図ります。

●住宅市街地ゾーン

- ・一番堰、二番堰、西梵天などの住居専用地域においては良好な住宅地の環境を保全しながら、居住の誘導を図ります。

●沿道活用ゾーン

- ・幹線道路沿道の土地利用は、有効活用とともに都市全体としての望ましい将来都市像実現に向けた視点からの検討も行い、適正な立地誘導を図るとともに質の高い沿道景観の形成に努めます。

●子吉川ふれあいゾーン

- ・本市の代表的な水と緑の軸線である子吉川の河川敷は、都市における自然とのふれあいの場、やすらぎの場であるとともに、貴重なオープンスペース・防災空間としての機能も併せ持っており、今後も引き続き河川緑地などの整備や適切な誘導・保全に努めます。

●農地保全ゾーン

- ・子吉川左岸に広がる梵天谷地、瀬越場、出戸上野などの良好な農業ゾーンは、今後も営農環境の維持・保全を図ります。

②地区整備の重点目標

●羽後本荘駅へのアクセス道路の整備

- ・地区の利便性の向上を図るため、駅へのアクセス道路である都市計画道路 3.4.20 停車場東口線の整備を図ります。
- ・駅東口周辺の整備にあたっては、鉄道駅舎の利便性向上やユニバーサルデザインに配慮した整備を図ります。

●計画的な開発整備の推進

- ・交通利便性の高い本地区では、今後も計画的な開発整備を推進するよう指導・誘導に努め、無秩序な市街化の進行を防止し、質の高い居住環境と景観を創出・維持するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの核としての役割強化を図ります。

●道路ネットワークの整備

- ・市民意向調査からも幹線道路の整備について満足度が低く、かつ重要度が高い意向が示されています。本地区には、4車線の都市計画道路が3つ計画されていますが、未改良区間が多く効率的な道路ネットワークが形成されていません。
- ・「一番堰まちづくりプロジェクト」が進行中の一番堰地区や羽後本荘駅などへアクセスする幹線道路の整備を図ります。整備にあたっては、住民意向調査で示された「冬の積雪時における道路の除雪」、「歩道や駅、学校や公民館など、人々が集まる施設でのバリアフリー化」に十分配慮し行うものとしします。

●良好な住環境や街並みの保全

- ・住宅地については住民主体のまちづくりを促進し、良好な住環境と街並みを保全し、居住の誘導を図ります。また、住宅開発が進む新興住宅地では、地区計画などの活用により良質な住宅地の形成を目指します。
- ・市街地の一部で洪水浸水などが想定されていることから、防災施策を図ることにより、安全・安心な市街地の形成に努めます。

これら地区整備の目標の実現を図るため市総合計画の実施計画事業の内容を踏まえ、次の事業を行う方針です。

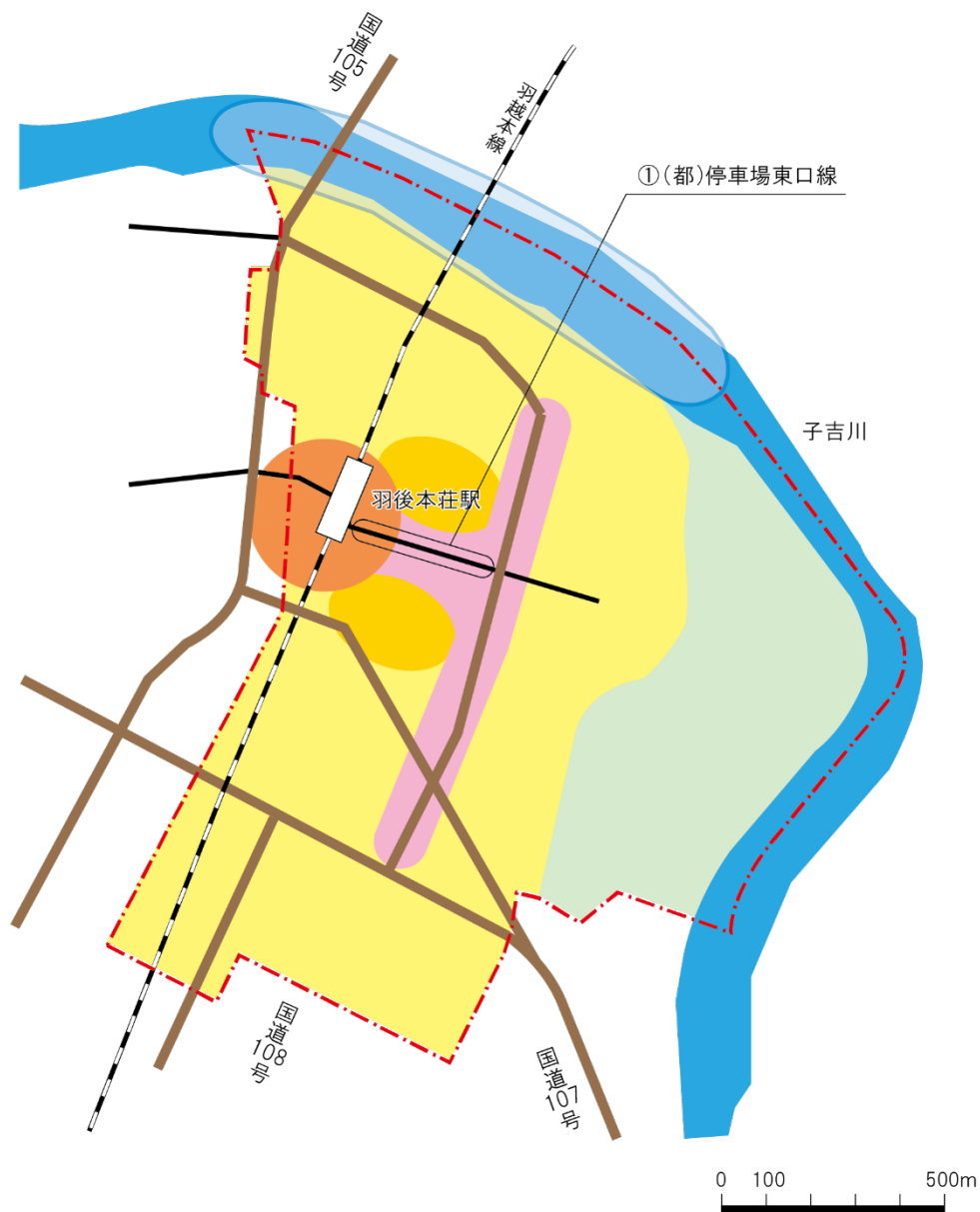
表 5-5 事業一覧

番号	事業名	事業の緊急性
①	(都)停車場東口線 (羽後本荘駅東口～国道105号 約0.3km)	普通

4) 整備構想

本荘市街地梵天地区の整備構想図を以下に示します。

■本荘市街地梵天地区 整備構想図



— 凡例 —		
 	地区境界	 住宅市街地ゾーン
 	交通拠点	 沿道活用ゾーン
 	駅周辺市街地ゾーン	 子吉川ふれあいゾーン
 	農地保全ゾーン	 主要幹線道路
		 幹線道路

図 5-9 本荘市街地梵天地区 整備構想図

(3) 本荘市街地南部地区

1) 地区の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・概ね国道 107 号の南側を占める本地区は、都市的土地利用のほか、農地や国有林など多様な土地利用がなされています。用途地域は地区の東側を中心に指定されており、その大部分は住居系となっています。地区南西部は丘陵地で、国有林や大堤・中堤などの池があり豊かな自然が残され、一部は本荘由利総合運動公園や本荘由利総合福祉エリアとして整備されています。
- ・一番堰まちづくりプロジェクトの推進により、雇用の創出や若者の定住促進に寄与するエリアとして期待されています。

2. 面積

- ・地区の可住地面積は 383.7ha で、そのうち住居系の用途地域が約 50%、商業系が約 1%、工業系が約 9%となっています。工業系も幹線道路沿いに準工業地域が指定されている状況であり、用途地域全体としては住居系が大半で商業系がほとんどないのが本地区の特徴です。

3. 地区内人口・人口密度

- ・令和 2（2020）年の地区内人口は 7,847 人です。平成 27（2015）年の人口は 7,711 人であり、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、136 人（1.8%）増加しています。
- ・令和 2（2020）年の地区内人口密度は 20.5 人/ha です。

4. 市街化の動向

- ・過去 5 カ年（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で 187 件あり、新築建物の約 94%が住宅です。

表 5-6 過去 5 カ年 の新築建物の状況

地区全体	187 件	—
住宅	175 件	94 %
商業	9 件	5 %
工業	1 件	1 %
その他	2 件	1 %

5. 地域資源

- ・本地区と中部地区にまたがり本荘公園があり、ゆりほんスマイルフェスタ、本荘さくらまつりなどのイベントが行われます。
- ・丘陵地には本荘由利総合運動公園があり、市民のスポーツ活動に広く利用されています。
- ・本荘公園内の御手作堤の近くに鶴舞温泉があります。
- ・秋田県指定有形文化財（工芸品）として「扇面図脇差拵金具」があります。

6. 地区の概要



図 5-10 地区の概要

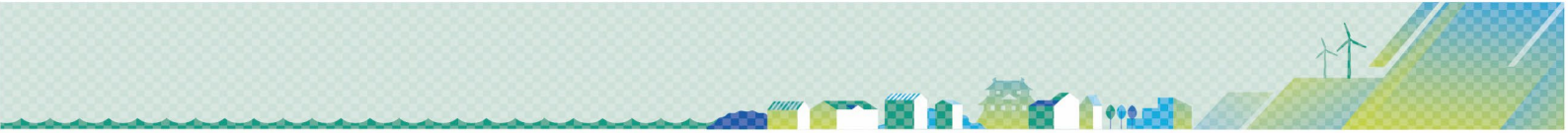
②地区の整備課題

1. 都市構造

- ・本荘 I C と国道 7 号を結ぶ国道 107 号が本地区の市街地を横断しているため、未整備の区間については交通量に対し適切な道路整備が必要です。
- ・本荘公園、本荘由利総合運動公園、蟻山風致地区の自然環境、鶴舞温泉などの恵まれた地域資源を活かしたまちづくりが、求められています。

2. 土地利用

- ・用途地域が指定されている区域外での開発が進行しており、無秩序な市街化を防ぐための規制・誘導などが必要です。J R 羽越本線東側で梵天地区の南側に位置する本荘東中学校や薬師堂周辺は用途地域外ですが、一番堰地区や梵天地区の高い開発圧力の影響を受け小規模開発が進行しており、良質な農地の保全・維持のためにも適切な規制・誘導などの検討が必要です。
- ・一番堰まちづくりプロジェクトが進行中の一番堰地区では、適切な用途のコントロールや都市機能の誘導が必要です。
- ・国道 108 号沿いに指定された準工業地域では、沿道利用型の商業施設の立地による用途の混在が進んでいるため、幹線道路沿道への立地に対し適切な規制誘導を行い、居住環境の保全と質の高い沿道景観の形成を図る必要があります。
- ・都市計画道路 3.3.9 駅東中央環状線沿道では、一番堰まちづくりプロジェクトを引き続き推進し、本市の人口減少の抑制に向けて産業振興と雇用創出を図る必要があります。



市民の声：本荘市街地南部地区

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目を抽出。）特に本荘市街地南部地区において、他地区よりも重要度が高い傾向にあった「福祉・医療・教育」分野の回答詳細は図 5-11 の通りです。

- ・土地利用分野

市街地の再開発などによる計画的なまちづくりの推進、空き地・空き家などへの対策、高齢者が住みやすい住宅の整備、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備

- ・交通分野

国道などの主要な幹線道路の整備、冬の積雪時における道路の除雪

- ・公共施設・公共空間分野

日頃の遊び場となる身近な公園・緑地の整備、家庭や工場から排出される污水を集め処理し、きれいにしてから海や川に戻す下水道の整備

- ・環境・エネルギー分野

海や川の自然を維持するための水質保全

- ・安全・安心分野

通学路や住宅地の道路での安全性の確保、洪水等の河川氾濫や浸水被害に対する対策（堤防、遊水地、排水機場等）、津波などの水害対策（防潮堤、防災緑地等）、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定

- ・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）、高齢者への介護サービスや対応する福祉施設の整備、総合病院等の総合的な医療施設の維持・確保

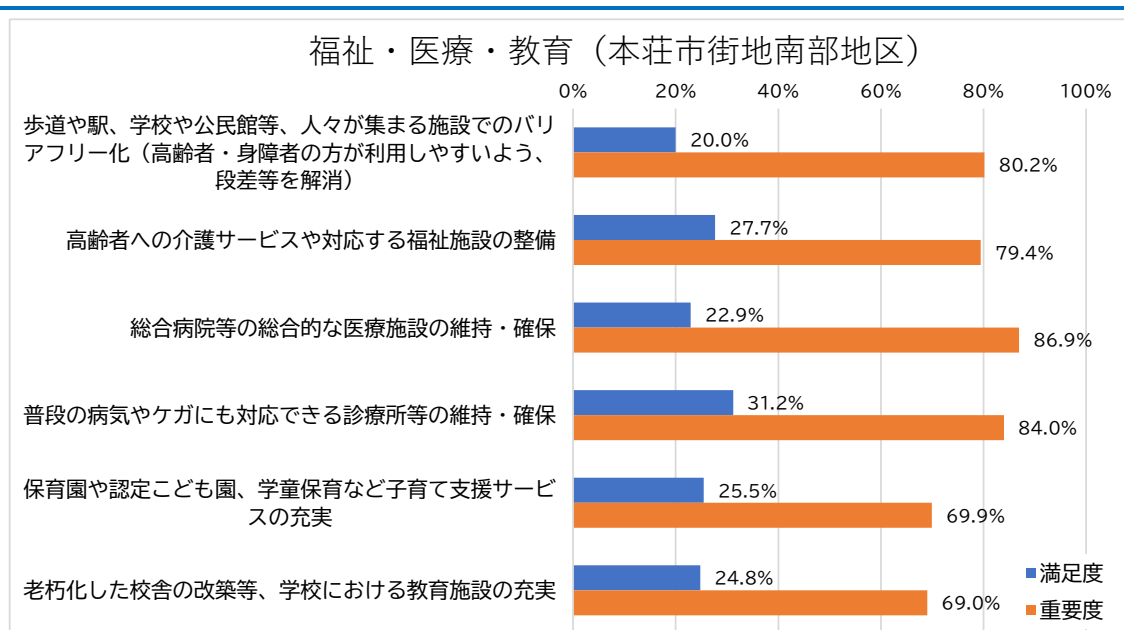
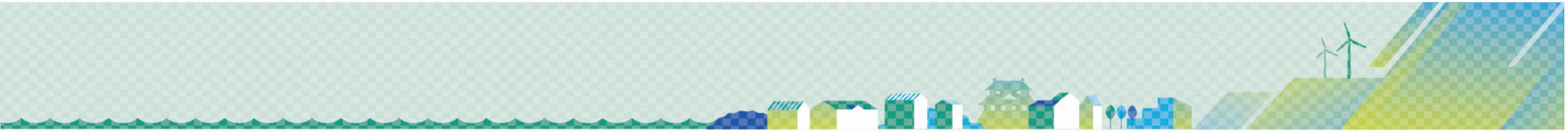


図 5-11 市民意向調査の結果



2) 地区の目標とテーマ

①本荘市街地南部地区の目標

本地区は、現在比較的低密度な住宅地が形成されており、今後もゆとりある住宅市街地を基本としますが、都市として適度な密度の住宅市街地への誘導や居住環境づくりに努めます。

また、一番堰まちづくりプロジェクトとして、共同住宅や商業・福祉・医療・教育施設の整備が進められており、都市機能の誘導により、本市における新たな魅力創出や地域活性化、産業振興を目指します。

地区の南西部は、丘陵地となっており、林や池などの豊かな自然が残されています。計画的な開発整備により自然資源の保全と活用を図ります。

②テーマ

本荘市街地南部地区のテーマを以下のように設定します。

緑と福祉・ゆとりとやすらぎのまちづくり

3) 地区の整備方針と整備構想

①地域の整備方針

本荘市街地南部地区は、以下の8つのゾーンで構成します。

●既成住宅市街地ゾーン

- ・J R 羽越本線西側の小人町・大楯町などの既成住宅地は、現在の良好な住宅地の環境保全に努めるとともに居住の誘導を図ります。

●新興住宅市街地ゾーン

- ・J R 羽越本線東側の上大野・下大野などでは、用途地域外での開発による宅地化が進行しているため、適切なコントロールにより計画的な整備を図ります。

●一番堰まちづくりゾーン

- ・J R 羽越本線東側の一坂堰では、整備が進められている共同住宅や商業・福祉・医療・教育施設を活かし、本市における新たな魅力創出や地域活性化、産業振興を目指します。

●幹線道路沿道ゾーン

- ・幹線道路沿道の土地利用は、有効活用とともに都市全体としての望ましい将来都市像実現に向けた視点からの検討も行い、適正な立地誘導を図るとともに質の高い沿道景観の形成に努めます。

●総合福祉ゾーン

- ・病院や特別支援学校、養護老人ホームといった施設が集積するゾーンとして、これら施設の機能維持を図ります。

●公園・緑地ゾーン

- ・都市における自然とのふれあいやレクリエーションの場として、今後も引き続き公園・緑地などの適切な維持管理に努めます。

●農地ゾーン

- ・子吉川左岸の農地ゾーンは農業振興地域であるため原則として今後も営農環境の維持を図ります。
- ・一番堰まちづくりゾーンに隣接するエリアでは開発圧力が高まっているため、無秩序な開発が行われないよう地区計画や特別用途制限地域などによる適切なコントロールを検討していきます。

●自然とのふれあいゾーン

- ・地区南西部に広がる丘陵地は、市街地に近接した自然とのふれあいゾーンとして、本荘由利総合運動公園や総合福祉エリアが整備されています。今後も計画的な維持管理により、市民の憩い・レクリエーションの場としての機能維持を図ります。

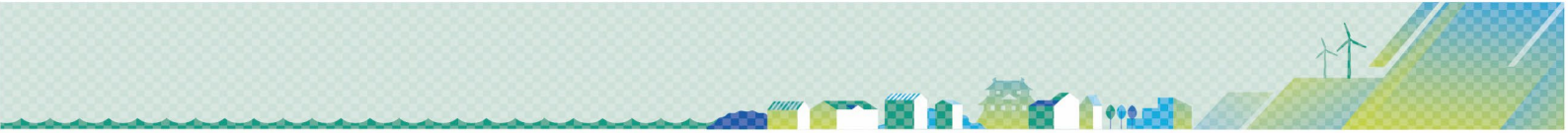
②地区整備の重点目標

●道路ネットワークの整備

- ・市民意向調査からも幹線道路の整備及び冬の積雪時における道路の除雪について満足度が低く、かつ重要度が高い意向が示されています。
- ・本地区は、国道7号と本荘ICを結ぶ国道107号が地区を横断しているため、将来的にさらに交通量が増大する可能性があります。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークのネットワーク部分を担う幹線道路の整備を図ります。整備にあたっては、住民意向調査で示された「歩道や駅、学校や公民館など、人々が集まる施設でのバリアフリー化」に十分配慮し行うものとします。

●計画的な開発整備と適切なコントロール

- ・用途地域に指定されている区域外での無秩序な宅地開発を防止し、良好な居住環境と緑と調和した景観を保全・維持するため、適切な指導・誘導などにより、計画的な開発整備を図ります。
- ・また、用途地域が準工業地域に指定され用途の混在化が見られる地区では、都市全体としての望ましい将来都市像実現に向けた視点からの検討も行い、適正な立地誘導を図るとともに良好な沿道景観の形成に努めます。
- ・一番堰エリアでは、一番堰まちづくりプロジェクトを引き続き推進し、本市の人口減少の抑制に向けて産業振興と雇用創出を図ります。



●良好な住環境や街並みの保全

- ・都市として適度な密度を持つ居住誘導区域の住宅市街地への誘導や定住環境の整備を図り、本地区の持つ豊かな緑・自然資源と調和したゆとりある住環境と街並みの保全に努めます。また、住宅開発が進む新興住宅地では、地区計画などの活用などにより良質な住宅地の形成を目指します。
- ・市街地の一部で津波浸水や洪水浸水などが想定されていることから、防災施策を図ることにより、安全・安心な市街地の形成に努めます。

●丘陵地の保全とまちづくりへの活用

- ・地区南西部に広がる丘陵地は、豊かな自然が残されており、本荘公園～蟻山風致地区から本荘由利総合運動公園へと続く緑のゾーンは、市街地に近接した自然とのふれあいの場として利用されています。計画的な維持管理により、市民の憩い・レクリエーションの場としての機能維持を図ります。

これら地区整備の目標の実現を図るため、市総合計画の実施計画事業の内容を踏まえ、次の事業を行う方針です。

表 5-7 事業一覧

番号	事業名	事業の緊急性
①	市道鶴沼薬師堂線Ⅳ期現道拡幅歩道設置事業	高い

4) 整備構想

本荘市街地南部地区の整備構想図を以下に示します。

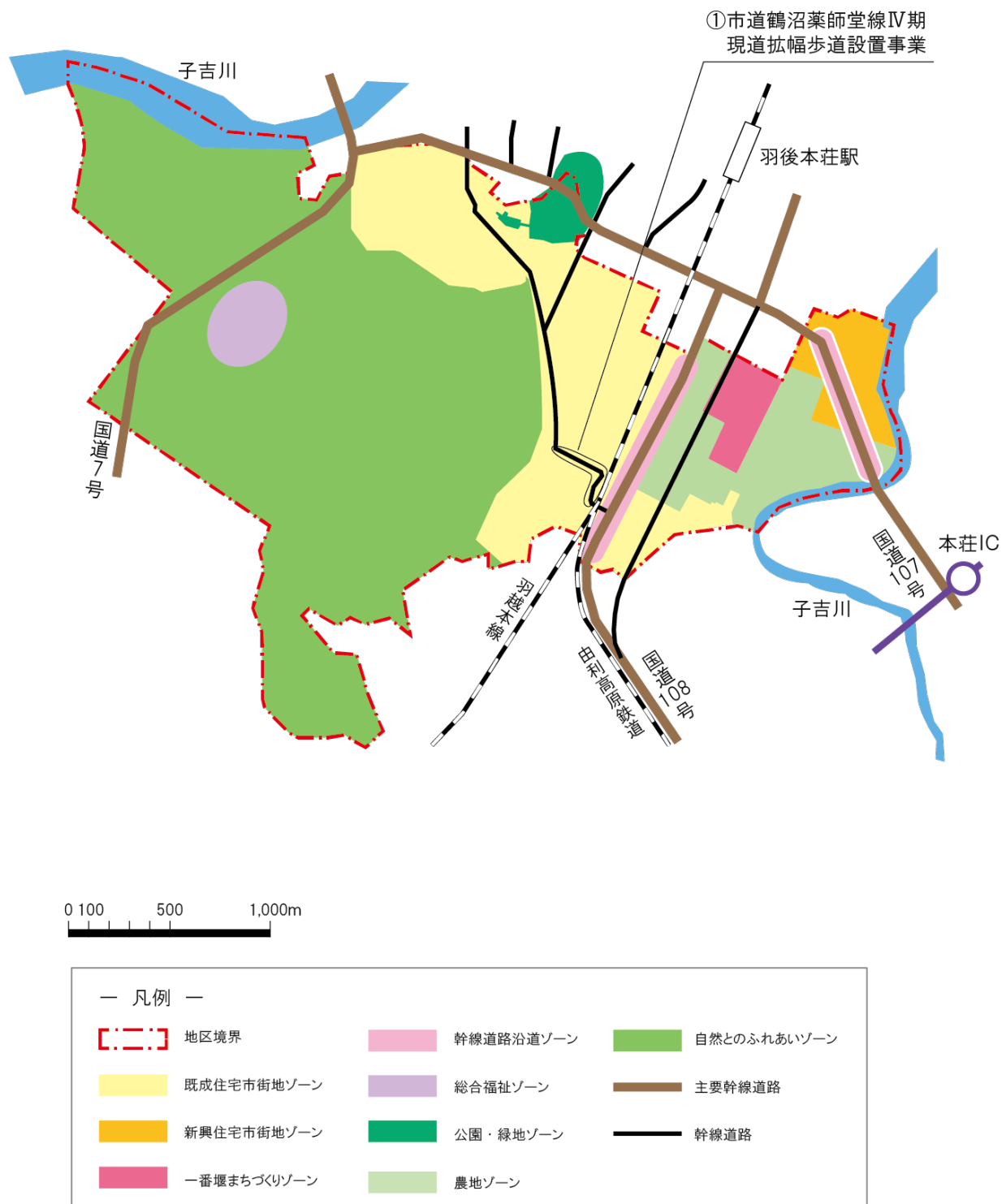


図 5-12 本荘市街地南部地区 整備構想図

(4) 本荘市街地北部地区

1) 地区の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・子吉川の北側でその支流である芋川の西に位置する本地区は、西が日本海に面し、北部は丘陵地となっており、南と東に川が流れる変化に富んだ地勢であり、日本海沿いに国道7号が、芋川沿いに国道105号の2つの国道が南北にとおっています。市街地は子吉川右岸沿い、国道7号沿い、芋川沿いに形成されており、その大部分は住居系ですが、国道7号沿道の準工業地域には商業・業務施設が立地し、工業地域に指定されている北部の三川地区は工業施設の集積も進んでいます。

2. 面積

- ・地区の可住地面積は758.8haで、そのうち住居系の用途地域が約42%、商業系が約2%、工業系が約21%となっています。その他の約35%は、可住地ですが用途地域の指定がない農地や丘陵地となっています。

3. 地区内人口・人口密度

- ・令和2（2020）年の地区内人口は11,628人です。平成27（2015）年の人口は12,185人であり、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、557人（4.6%）減少しています。
- ・令和2（2020）年の地区内人口密度は15.3人/haです。

4. 市街化の動向

- ・過去5カ年（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で172件であり、梵天地区、南部地区に次いで3番目に多くなっています。

表 5-8 過去5カ年 の新築建物の状況

地区全体	172 件	—
住宅	153 件	89 %
商業	6 件	3 %
工業	8 件	5 %
その他	5 件	3 %

5. 地域資源

- ・丘陵地には新山公園が、海辺には本荘マリーナや本荘マリーナ海水浴場があります。
- ・祭りは、新山神社裸まいりがあり、登録有形文化財（建造物）として齋彌酒造店やヤマキチ味噌醤油醸造元があります。
- ・由利本荘総合防災公園及び由利本荘アリーナが整備され、各種大会の開催やスポーツ振興の取組が行われています。

6. 地区の概要

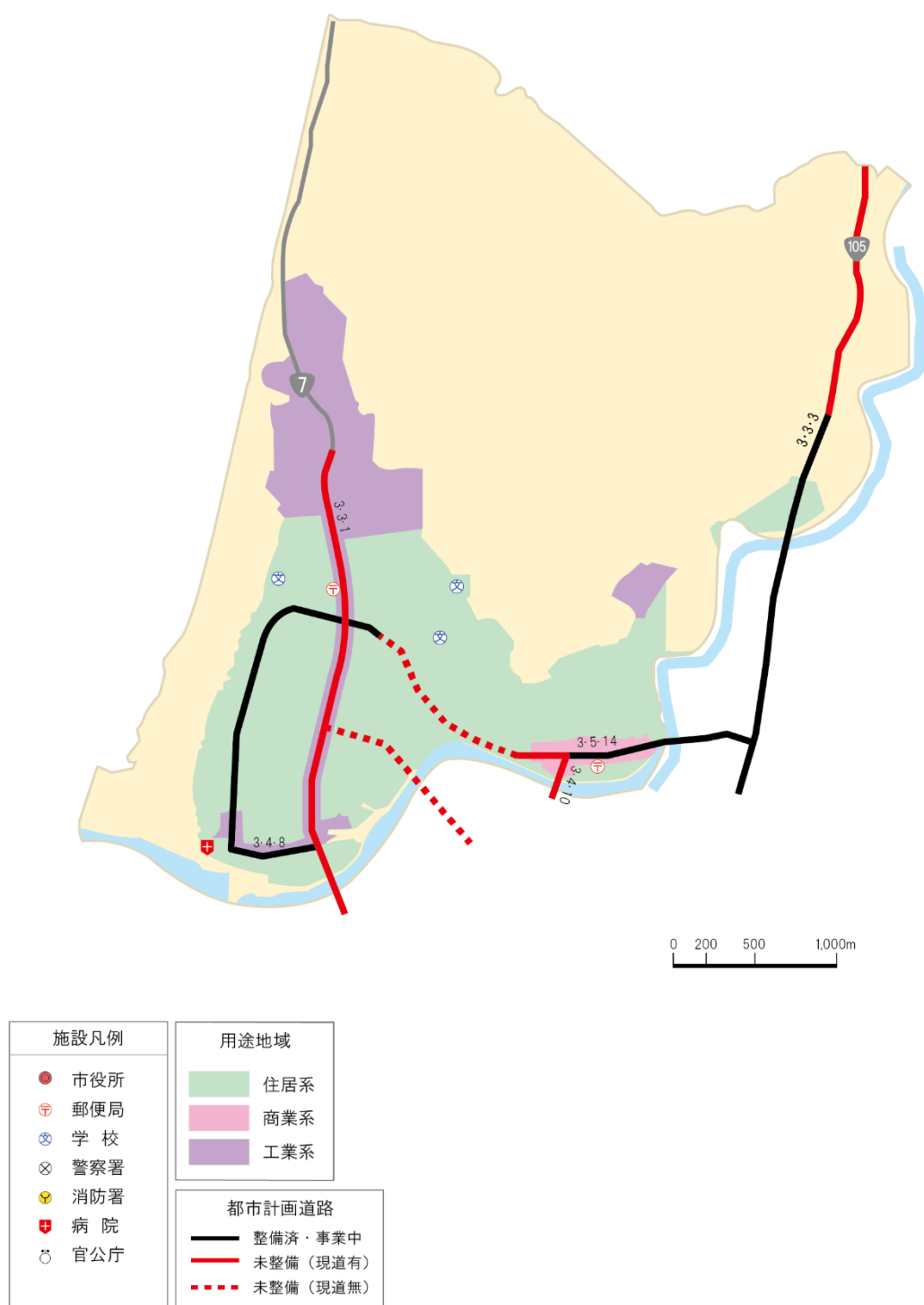
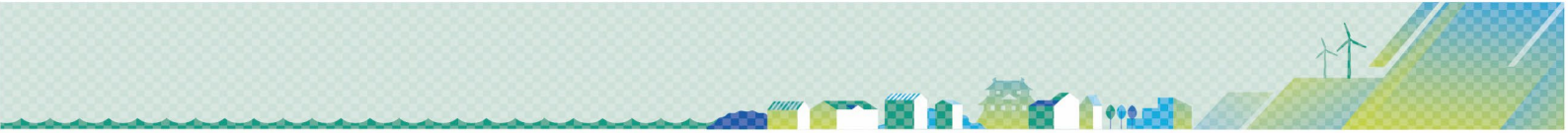


図 5-13 地区の概要



②地区の整備課題

1. 都市構造

- ・海岸線エリアの温暖な気候やマリーナ、海水浴場、オートキャンプ場などの資源を活用した観光の活性化が求められています。
- ・夏期の観光入り込み数の更なる増加を図るだけでなく、日本海沿岸東北自動車道本荘ICを最大限活用し、市内観光資源のネットワーク化や観光モデルプランのPRなどにより、県外客数の増加、宿泊客比率の向上を目指す必要があります。
- ・国道7号沿いには、自動車利用型の大型ショッピングセンターやホームセンターなどの立地進出が多く見られ、これらの商業施設と中心市街地の商店街・既存店などとの役割分担、望ましいあり方について検討を行い、適切な誘導を図ることが求められています。
- ・由利本荘総合防災公園及び由利本荘アリーナを活用した地域活性化が求められています。

2. 交通体系

- ・南北方向に2本の国道が通っていますが、東西方向の都市計画道路が未整備なため、効率的な道路ネットワークが形成されておらず、コンパクト・プラス・ネットワークのネットワーク部分を担う東西方向の交通軸の強化が課題です。

市民の声：本荘市街地北部地区

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目を抽出。）なお、特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目には該当しないものの、本荘市街地北部地区における重要なテーマとなり得る「歴史・文化・景観」分野の回答詳細は図 5-14 の通りです。

・土地利用分野

空き地・空き家などへの対策、高齢者が住みやすい住宅の整備、本荘地域の中心市街地における商業機能の充実（商店街の賑わい）、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備

・交通分野

冬の積雪時における道路の除雪、自動車・バスにおける交通渋滞の解消

・環境・エネルギー分野

恵まれた自然環境に対する保護と育成、海や川の自然を維持するための水質保全

・安全・安心分野

通学路や住宅地の道路での安全性の確保、津波などの水害対策（防潮堤、防災緑地等）、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定、がけ崩れや土砂災害に対する対策

・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）、総合病院等の総合的な医療施設の維持・確保

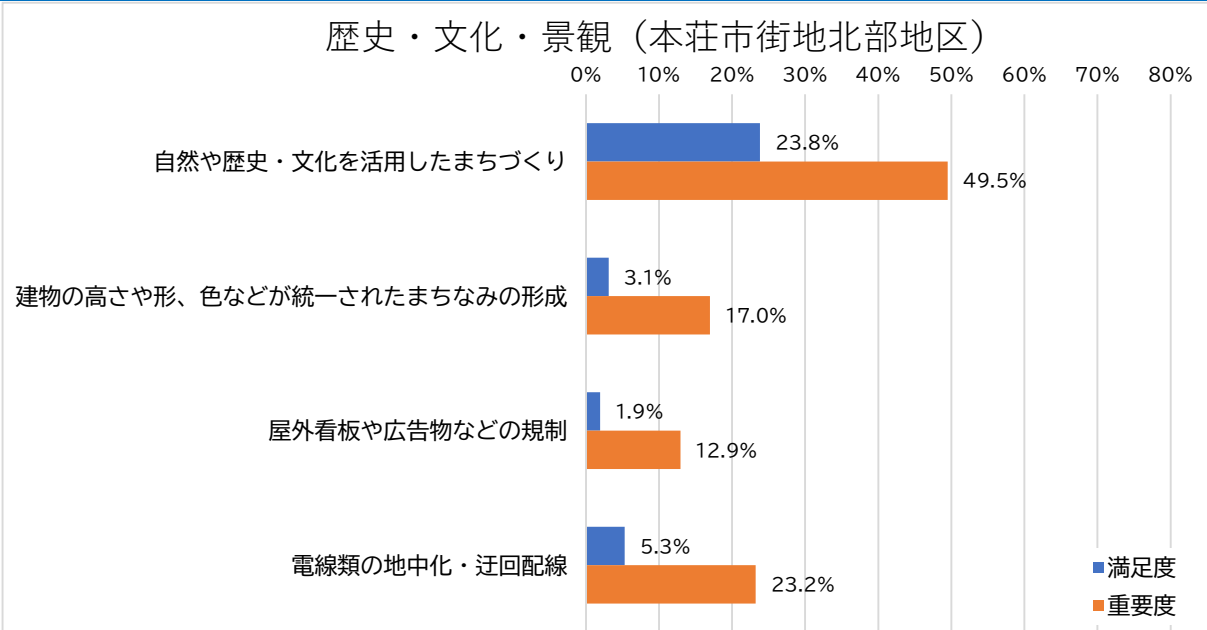
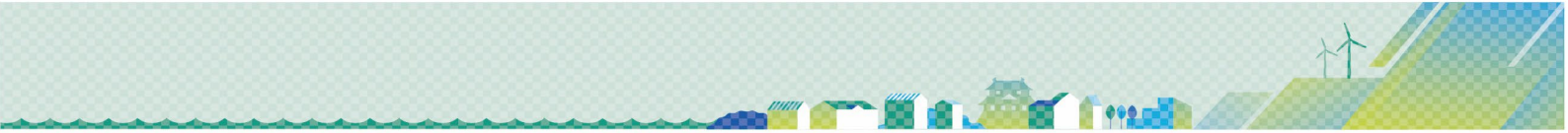


図 5-14 市民意向調査の結果

2) 地区の目標とテーマ

①本荘市街地北部地区の目標

子吉川右岸の石脇地区は、藩政時代は亀田藩の物流拠点として栄え、子吉川を下って集められた米や木材などが石脇港から北前船に積まれ大坂や江戸に運ばれました。現在でも、古くからの特産品の店舗などが軒を連ね歴史の面影を残す街並みが形成されています。これら歴史と風格ある街並みの保全を図ります。

海岸エリアのマリーナ・海水浴場などの観光資源と石脇の歴史ある街並みやほかの観光資源とのネットワーク化を図り、観光の活性化を目指します。

また、由利本荘総合防災公園・由利本荘アリーナを核として、スポーツ及びレクリエーションの普及振興並びに地域活性化を図ることを目指します。

②テーマ

本荘市街地北部地区のテーマを以下のように設定します。

歴史と観光資源を活かした ときめきの創出

3) 地区の整備方針と整備構想

①地域の整備方針

本荘市街地北部地区は、以下の9つのゾーンで構成します。

●既成住宅市街地ゾーン

- ・子吉川沿いの既成市街地は、藩政時代の物流拠点としての面影を残す街並みをはじめとする歴史的資源や良好な居住環境を有しており、それらの保全に努めます。

●地場産業振興ゾーン

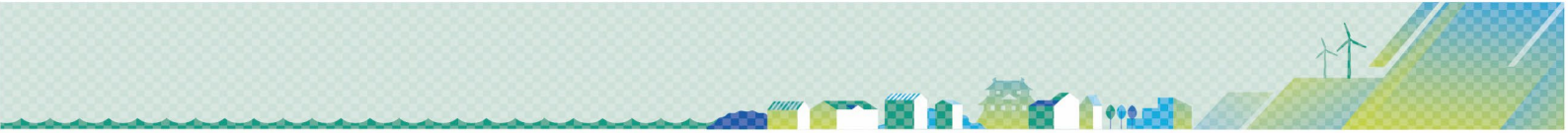
- ・趣のある作業所などが個性ある街並み景観の重要な要素となっていることから、周辺の市街地との調和を図りながら、地場産業の振興を図ります。

●新興住宅市街地ゾーン

- ・市営住宅松涛団地、新山団地などの新興住宅地は、計画的な整備を進め、良好な居住環境の整備を図ります。
- ・市街地の一部で津波浸水や洪水浸水などが想定されていることから、防災施策を図ることにより、安全・安心な市街地の形成に努めます。

●沿道活用ゾーン

- ・広域連携軸である国道7号沿道は、商業・業務系施設の立地誘導による有効活用を図ります。



●産業立地誘導ゾーン

- ・国道7号沿道の北部にあたる石脇・浜三川地区には、北部工業団地が形成されており、今後も地域の経済・雇用を担う工業拠点として周辺の居住環境との調和に配慮しながら、新規企業の立地誘導などの促進による機能の維持・強化を図ります。

●海辺の観光・リゾートゾーン

- ・本荘マリーナや海水浴場などがある海辺の観光ゾーンは、広域高速交通時代を迎えた観光・リゾートのあり方の再検討を図ります。

●緑の活用ゾーン

- ・市街地に近く、自然的環境を活かした新山公園、新山野墓園、東山風致地区などについては整備と保全を図っていきます。

●川とのふれあいゾーン

- ・本市の代表的な水と緑の軸線である子吉川や芋川の河川敷は、都市における自然とのふれあいの場、やすらぎの場であるとともに、貴重なオープンスペース・防災空間としての機能も併せ持っており、今後も引き続き河川緑地などの維持に努めます。

●自然環境保全ゾーン

- ・地区北部に広がる森林・丘陵ゾーンは、原則として将来も保全するものとします。

②地区整備の重点目標

●観光・リゾート資源の充実とネットワーク化

- ・海辺の本荘マリーナなどの施設の充実を図るとともに、子吉川沿いの藩政時代の物流拠点としての面影を残す街並み、その他の市内観光資源を結ぶなどのネットワーク化により、広域高速交通時代を迎えた観光・リゾートのあり方の再検討を図ります。

●良好な住環境や街並みの保全

- ・藩政時代の面影を残す街並みの維持・保全に努め、本地区の持つ豊かな緑・自然資源と調和したゆとりある住環境と街並みの保全に努めます。
- ・市営住宅松涛団地、新山団地など住宅開発が進む新興住宅地では、地区計画などの活用などにより良質な住宅地の形成を目指します。
- ・一定の人口密度が集積しており、公共交通の利便性も高い石脇字田尻野などへの居住の誘導を図ります。

●道路ネットワークの整備と都市計画道路の見直し

- ・市民意向調査からも「冬の積雪時における道路の除雪」、「自動車・バスにおける交通渋滞の解消」など交通分野の満足度が低く、かつ重要度が高い意向が示されています。本地区は、国道7号と国道105号が南北に通っていますが、東西方向の都市計画道路が未整備で安全な道路ネットワークが形成されていないため、優先的に整備すべき都市計画道路から、整備を進めます。

●丘陵地の保全とまちづくりへの活用

- ・地区北部に広がる丘陵地は、豊かな自然が残されており保全を図ります。丘陵地のうち、比較的市街地に近い場所については新山公園や新山野墓園などのようにまちづくりに活用するゾーンとして整備を進めます。

これら地区整備の目標の実現を図るため、市総合計画の実施計画事業の内容を踏まえ、次の事業を行う方針です。

表 5-9 事業一覧

番号	事業名	事業の緊急性
①	松涛団地建替事業	普通
②	(都)田尻野石脇線道路整備事業	普通

4) 整備構想

本荘市街地北部地区の整備構想図を以下に示します。

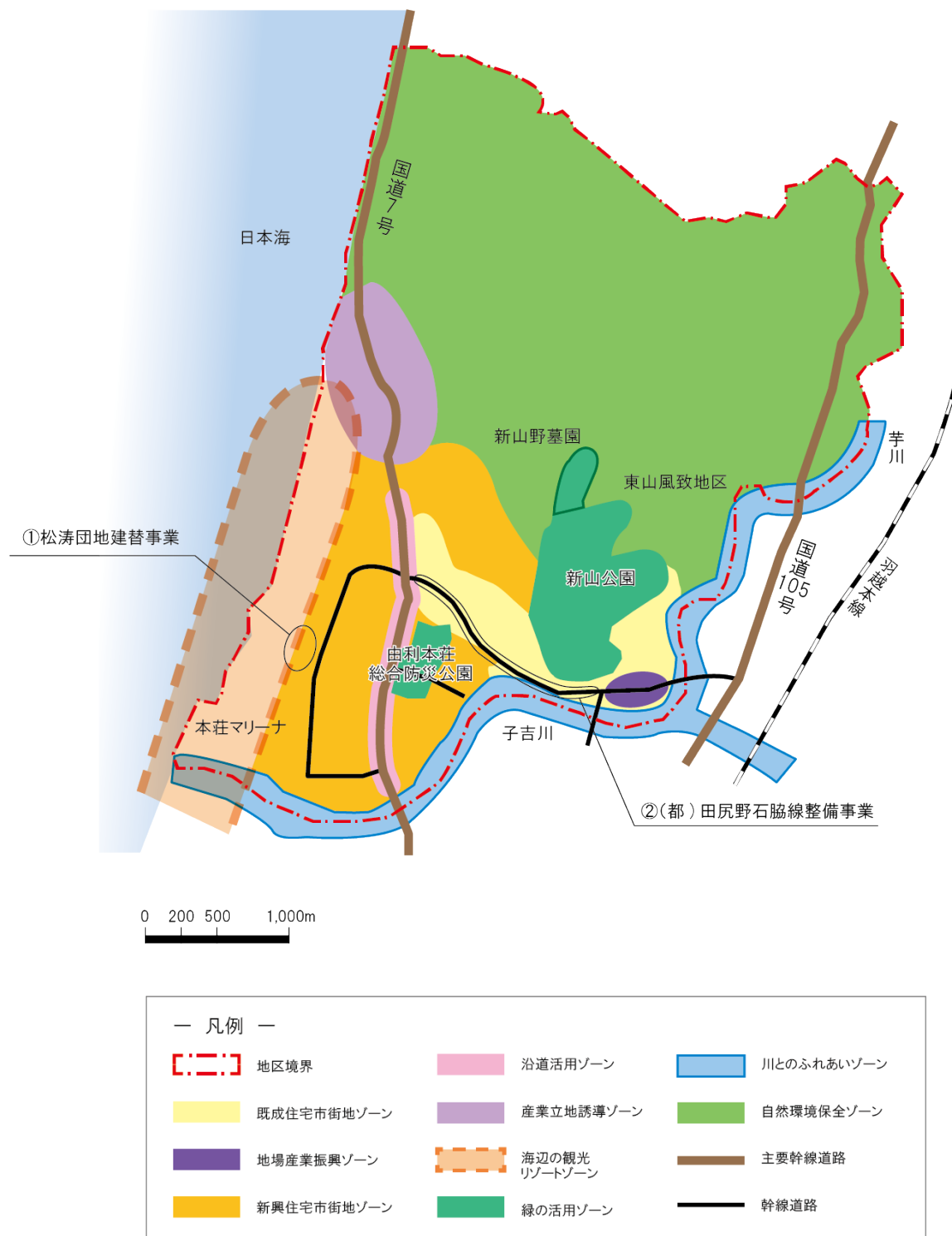


図 5-15 本荘市街地北部地区 整備構想図

(5) 本荘市街地東部地区

1) 地区の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・子吉川の東側で、日本海沿岸東北自動車道に沿い南北に細長い本地区は、その大半が農地及び丘陵地となっており、住宅地などの都市的土地利用は羽越本線と芋川の間を南北に通る国道 105 号沿いの一部のみです。しかし平成 19 (2007) 年に日本海沿岸東北自動車道の本荘 I C が供用開始となり、本地区は高速道路網における本市の玄関としての役割を担う地区となりました。また、由利組合総合病院や秋田県立大学本荘キャンパス、本荘由利産学共同研究センターといった教育研究施設、し尿処理場、ごみ処理場などの主要な都市施設も立地しています。

2. 面積

- ・地区の可住地面積は 1431.7ha で、そのうち住居系の用途地域が約 5 %、工業系が約 3 %となっています。その他の約 92%は、農地や丘陵地となっています。

3. 地区内人口・人口密度

- ・令和 2 (2020) 年の地区内人口は 4,820 人です。平成 27 (2015) 年の人口は 4,910 人であり、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、90 人 (1.8%) 減少しています。
- ・令和 2 (2020) 年の地区内人口密度は 3.4 人/ha です。

4. 市街化の動向

- ・過去 5 カ年(平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で 63 件であり、本荘市街地の他地区と比べ低い水準です。

表 5-10 過去 5 カ年 の新築建物の状況

地区全体	63 件	—
住宅	44 件	70 %
商業	5 件	8 %
工業	6 件	10 %
その他	8 件	13 %

5. 地域資源

- ・地区西側の子吉川沿いに、菖蒲崎貝塚があります。

6. 地区の概要

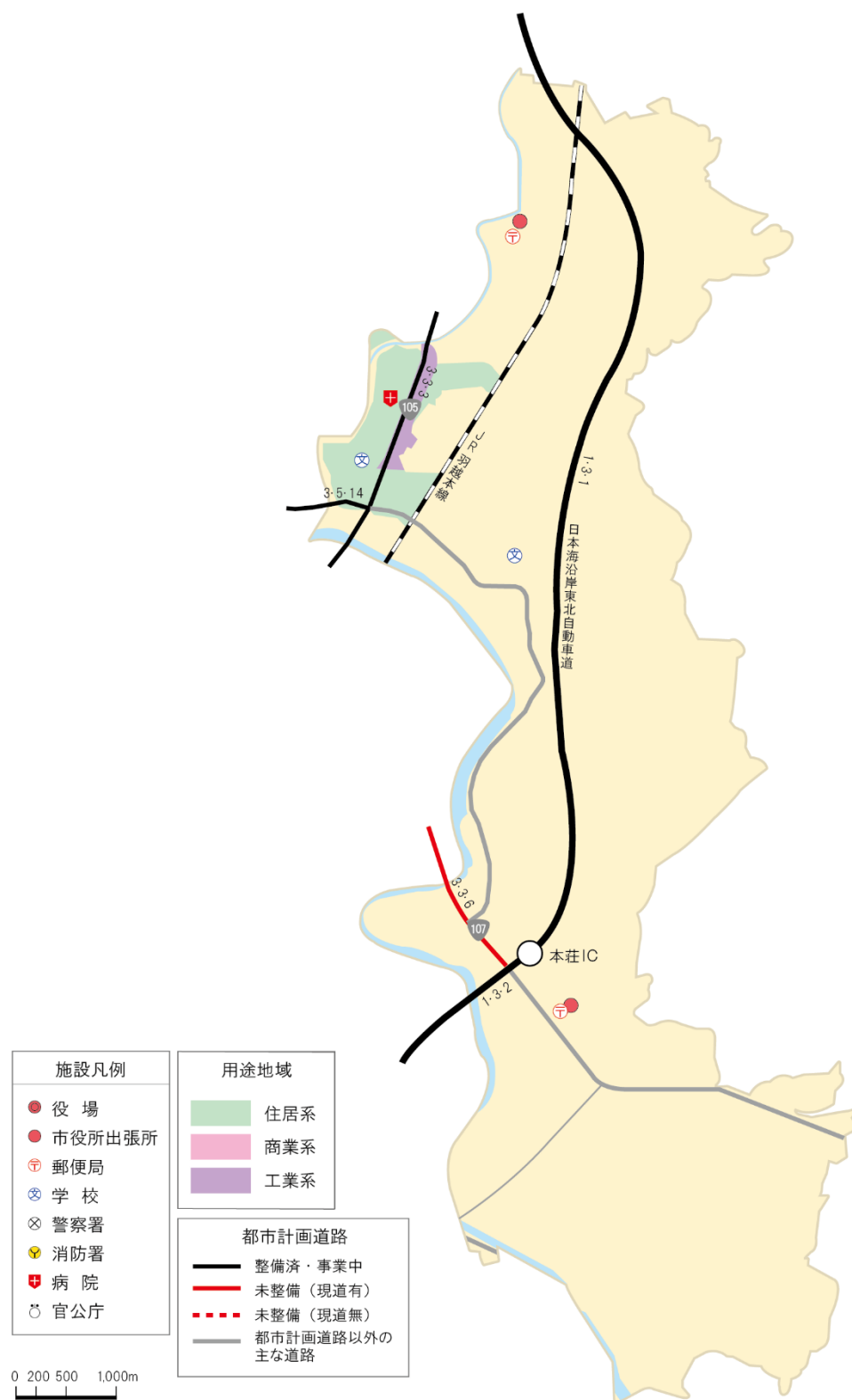


図 5-16 地区の概要

②地区の整備課題

1. 都市構造

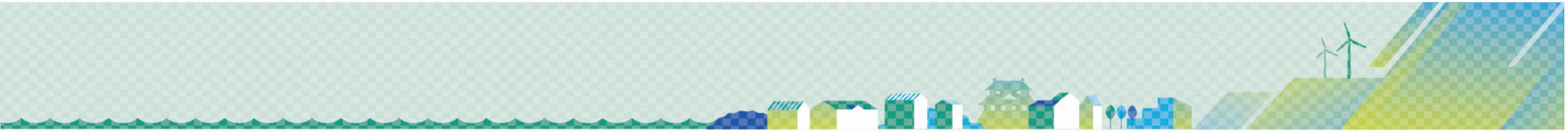
- ・従来、本地区は郊外の田園地区でしたが、日本海沿岸東北自動車道の本荘ＩＣ供用開始によりその性格が大きく変化し、高速道路網における本市の玄関としての役割を担う地区となりました。本荘ＩＣの整備を活用したまちづくりの推進とアクセス道路沿道などの計画的な建物の立地誘導及びコントロールが本地区の最大の課題です。

2. 土地利用

- ・本荘ＩＣ周辺及びアクセス道路である国道 107 号沿道（地区内区間）は、用途地域の指定がありません。まちづくりへの有効活用と無秩序な開発を抑制する視点から、本荘ＩＣ周辺及び国道 107 号沿道地区の用途地域指定の検討を行う必要があります。
- ・本地区の中央部や北部に広がる優良農地は、全体構想において位置付けたように保全を図ります。農業は後継者や市場解放など多くの課題を抱えていますが、近年、食の安全や食糧自給率などから農業を見直す動きが高まっています。将来にわたり安定的に優良農地を保全する方法などについての検討が課題となります。
- ・用途地域外は山林が大部分を占めることから、この保全を図り、自然との共生を図ります。

3. 交通体系

- ・コンパクト・プラス・ネットワークのネットワーク部分を担う道路について、今後も引き続き活用を図るため、道路施設の長寿命化を進めます。



市民の声：本荘市街地東部地区

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目を抽出。）特に、本荘ICを有する本荘市街地東部地区において重要なテーマとなり得る「交通」分野の回答詳細は図 5-17 の通りです。

・土地利用分野

空き地・空き家などへの対策、土地が確保しやすい市街地周辺部の建物や土地・道路も含めた一体的なまちの整備、本荘地域の中心市街地における商業機能の充実（商店街の賑わい）、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備

・交通分野

国道などの主要な幹線道路の整備、冬の積雪時における道路の除雪、自動車・バスにおける交通渋滞の解消

・環境・エネルギー分野

海や川の自然を維持するための水質保全、自然環境を破壊する汚染物質の排出が極めて少ないクリーンエネルギーの活用

・安全・安心分野

通学路や住宅地の道路での安全性の確保、洪水等の河川氾濫や浸水被害に対する対策（堤防、遊水地、排水機場等）、津波などの水害対策（防潮堤、防災緑地等）、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定、がけ崩れや土砂災害に対する対策

・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）、高齢者への介護サービスや対応する福祉施設の整備

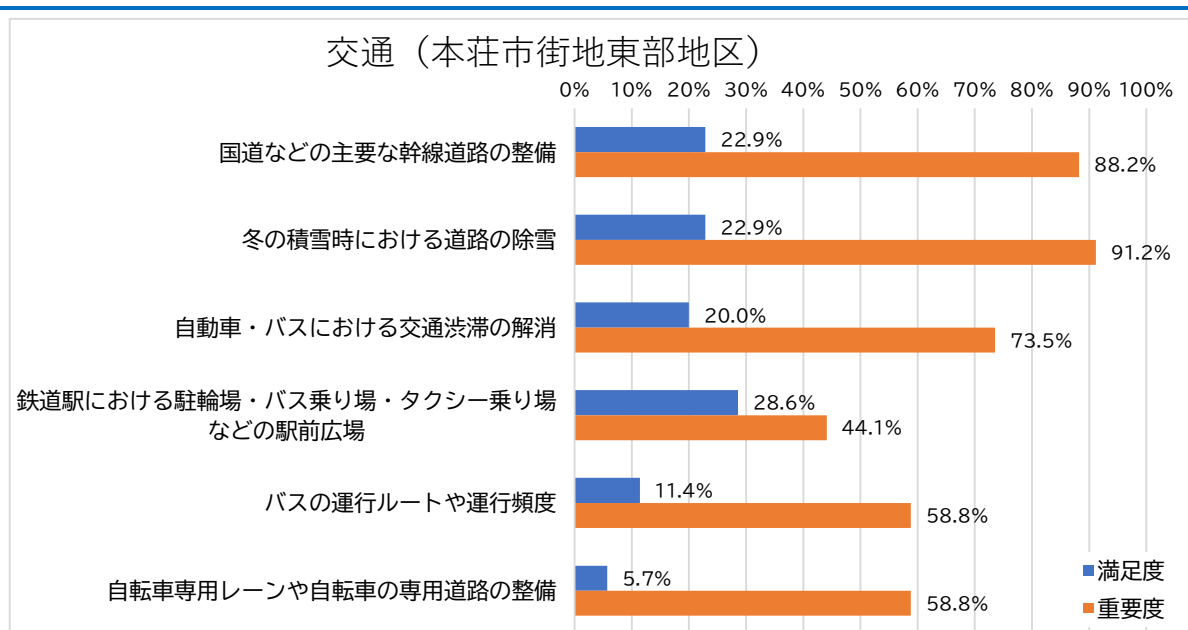


図 5-17 市民意向調査の結果

2) 地区の目標とテーマ

①本荘市街地東部地区の目標

日本海沿岸自動車道の本荘 I C を最大限活用し、本市の活性化及び望ましい将来像の実現に向けた計画的な整備の推進を図ります。

I C 周辺とアクセス道路沿道は、用途地域指定や地区計画など適切な規制・誘導手法導入の検討を行い計画的な整備・開発を進めます。

一方、その他の地区は、現在、用途地域が指定されている区域以外は市街化を抑制する方針とし、特に地区の中央部や北部の優良農地については保全エリアと位置付け、将来にわたり保全します。

②テーマ

本荘市街地東部地区のテーマを以下のように設定します。

本荘 IC のまちづくりへの活用と優良農地の保全

3) 地区の整備方針と整備構想

①地区の整備方針

本荘市街地東部地区は、以下の 8 つのゾーンで構成します。

●既成住宅市街地ゾーン

- ・国道 105 号沿いの用途地域が指定されている既成市街地ゾーンは、良好な居住環境の保全と国道沿道の整序のとれた有効利用を図ります。
- ・市街地の一部で津波浸水や洪水浸水などが想定されていることから、防災施策を図ることにより、安全・安心な市街地の形成に努めます。

●I C 周辺整備ゾーン

- ・本荘 I C 及びアクセス道路沿道は、高速道路ネットワークにおける本市の玄関としての役割を果たすための計画的な整備・開発を検討するとともに、I C 周辺での基盤整備や産業機能の集積を図ります。また、無秩序な開発を抑制するための規制・誘導方法の検討も行います。

●優良農地保全ゾーン

- ・地区の中央部及び北部に広がる優良農地は、将来にわたり保全を図ります。

●学術研究ゾーン

- ・秋田県立大学本荘キャンパス、本荘由利産学共同研究センター周辺は、本市の学術研究の拠点として活用を図ります。

●産業立地誘導ゾーン

- ・地区南部では、整備済の本荘工業団地をはじめとして、本荘ＩＣに近い立地条件のよさを活かして、新たな産業の集積を図ります。

●農・住環境整備ゾーン

- ・現在は主に農業的土地利用ですが、新たな市街地としての整備が望ましい地区は宅地としての整備を、農業の継続などが望ましい地区は集落環境・営農環境の整備に努めます。

●川とのふれあいゾーン

- ・市街地に近接し、芋川桜づつみ河川緑地として整備された芋川沿いは、憩いと安らぎの空間として環境維持を図ります。

●自然環境保全ゾーン

- ・地区東側に南北に連なる丘陵地の緑は、本荘市街地近郊における代表的な緑のゾーンであり、これらの自然環境は保全に努めます。

②地区整備の重点目標

●本荘ＩＣ周辺の計画的な整備

- ・高速道路ネットワークにおける本市の玄関となる本荘ＩＣ周辺の無秩序な開発をコントロールし、本市の活性化、望ましい将来像の実現に寄与する計画的な整備を図ります。

●優良農地及び丘陵地の緑の保全

- ・地区中央部及び北部のまとまりのある優良農地は、将来にわたり保全するものとします。食の安全・食料自給率の向上などの面から、国内農業を見直す気運が高まっており、将来にわたり安定的に農業経営・農地の保全が可能なシステムのありかたについての検討が必要です。
- ・また、日本海沿岸東北自動車道の東側沿いに南北に連なる丘陵地の緑は、市街地近郊における代表的な緑のゾーンであり、今後とも保全を図ります。

●学術研究拠点の形成

- ・地区中央部に立地する秋田県立大学本荘キャンパス、本荘由利産学共同研究センター周辺は、大学を核とする本市の学術研究拠点として整備を推進します。施設の立地誘導による機能の集積や施設整備の充実を図ります。

これら地区整備の目標の実現を図るため、市総合計画の実施計画事業の内容を踏まえ、次の事業を行う方針です。

表 5-11 事業一覧

番号	事業名	事業の緊急性
①	新ごみ処理施設整備事業	高い

4) 整備構想

本荘市街地東部地区の整備構想図を以下に示します。

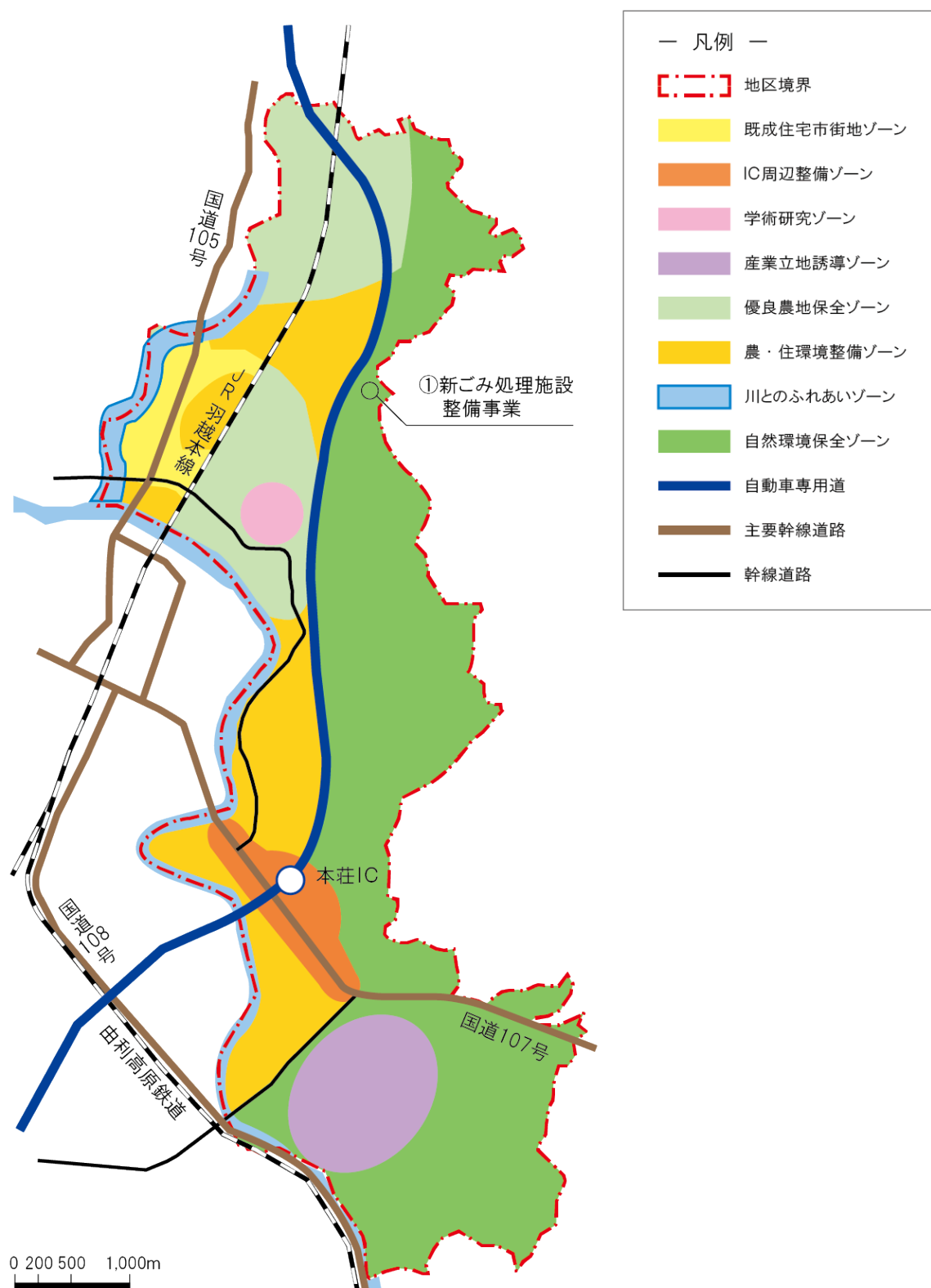


図 5-18 本荘市街地東部地区 整備構想図

5-4 由利本荘都市計画区域（矢島区域）

旧矢島町の都市計画区域 447ha を対象として、地区別の検討を行います。

矢島市街地地区

1) 区域の現況と課題

①現況

1. 概況

- ・由利高原鉄道の矢島駅を中心に西部の丘陵地と北東部の国道 108 号や子吉川を外郭としてコンパクトな市街地が形成されています。城下町として町が形成されてきたため西部の城跡付近に役場・学校などの公共施設が立地し、その周辺に商店街や住宅地が広がりましたが、近年は国道沿いに商業施設などが立地する傾向を示しています。

2. 面積

- ・地域の可住地面積は 223.8ha で、これは都市計画区域（矢島区域）面積の約 49% になります。
- ・また、矢島区域には、区域区分及び用途地域の指定はありません。

3. 区域内人口・人口密度

- ・令和 2（2020）年の地区内人口は 2,551 人です。平成 27（2015）年の人口は 2,923 人であり、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて、372 人（12.7%）減少しています。
- ・平成 27（2015）年の地区内人口密度は 7.2 人/ha で、都市計画区域の人口密度としては非常に低密度ですが、農地と市街地が共存している影響と思われます。

4. 市街化の動向

- ・過去 5 カ年（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）の新築建物の状況を下表に示します。新築建物数は地区全体で 12 件あり、住居系が約 83% と最も多くの割合を占めています。

表 5-12 過去 5 カ年 の新築建物の状況

地区全体	12 件	—
住宅	10 件	83 %
商業	1 件	8 %
工業	0 件	0 %
その他	1 件	8 %

5. 地域資源

- ・城下町としての歴史に培われた多くの地域資源に恵まれています。
- ・祭り：矢島神明社八朔祭り
- ・重要文化財（建造物）：土田家住宅
- ・登録有形文化財（建造物）：金嶺山龍源寺本堂・八森苑・大井家住宅主屋
- ・秋田県指定文化財（建造物）：薬師堂宮殿残闕 など

6. 区域の概要



図 5-19 区域の概要

②区域の整備課題

1. 都市構造

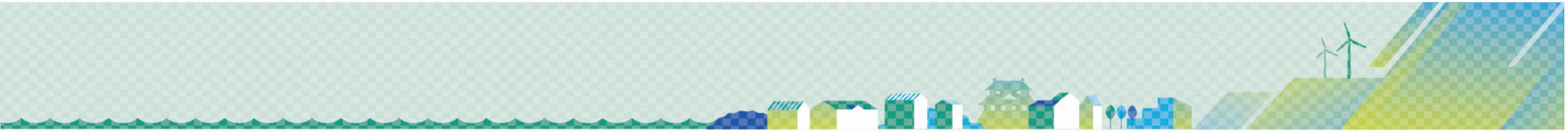
- ・ 矢島駅の南側を通る主要地方道・仁賀保矢島館合線沿線の七日町地区に商店街が形成され、地域の人々の日常生活サービスを支えています。しかし、近年はモータリゼーションの進展などによる買い物圏の広域化や沿道型商業施設の増加により、他都市と同様に中心商店街の空洞化が進んでおり、地域コミュニティを持続させるために、必要な商業機能の維持・強化が課題となっています。

2. 土地利用

- ・ 本地区は、区域区分及び用途地域の指定がありませんが、町が形成されてきた歴史的経緯から、八森城址のある家中地区は武家屋敷など昔ながらの歴史的街並みを残す住宅地が形成され、その周りを取り囲むように既存住宅地が広がっており、さらに市街地南側には新興住宅地が形成されており、歴史の流れの中で土地利用の整序化が行われてきました。
- ・ しかし、既存住宅地については狭小道路や行き止まり道路なども多く、防災性の向上が課題となっています。また、用途地域指定がないため工場・倉庫などと住宅が混在している地区もあり、居住環境の改善が課題となっています。
- ・ 用途地域の指定はないが、国道 108 号沿いに比較的大規模な工場が立地し、元町地区では農工団地が整備されています。国道 108 号沿いの元町地区を工業地として位置付け、新規企業の立地誘導や市街地に散在している小規模工場の移転促進を図ることが課題となります。
- ・ 本地区の西側及び南側を取り囲む段丘樹林帯は、身近な緑のふちどりとなって本地区を特徴づける印象的な景観を形成しています。これら良好な緑資源を将来にわたり保全するための風致地区指定などの制度・システムの検討が課題です。

3. 交通体系

- ・ 本地区では、広域幹線道路である国道 108 号が北東部を貫き、これに主要地方道・象潟矢島線、仁賀保矢島館合線が接続して広域的な道路ネットワークを形成していますが、これらの路線の交通安全性と円滑性の向上が課題となっています。
- ・ 市街地内道路では、狭小道路や行き止まり道路が多く、歩道の整備も十分ではありません。このため、防災面や高齢化社会の進展に対応し、安全で安心できる市街地内道路ネットワークの充実や、歩行者空間の確保などが課題となります。



市民の声：由利本荘都市計画区域（矢島区域）

～市民意向調査より～

個別の分野・施策別に特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目として、以下のものが示されています。（重要度の回答「重要である」と「やや重要である」の合計が70%以上で、満足度の回答「満足している」と「やや満足している」の合計値が30%未満の項目を抽出。）特に、矢島地区において重要なテーマとなり得る「環境・エネルギー」分野と「歴史・文化・景観」分野の回答詳細は図 5-20、図 5-21 の通りです。なお、「歴史・文化・景観」分野では、特に満足度が低く、かつ重要度が高い項目は存在しません。

・土地利用分野

空き地・空き家などへの対策、土地が確保しやすい市街地周辺部の建物や土地・道路も含めた一体的なまちの整備、高齢者が住みやすい住宅の整備、本荘地域以外の中心部における買い物環境の維持、働く場所が増える新たな企業の立地促進に向けた受け皿の整備、農林業生産の向上を図るため、優良な農地や森林資源の保全・確保

・交通分野

国道などの主要な幹線道路の整備、自動車・バスにおける交通渋滞の解消

・公共施設・公共空間分野

日頃の遊び場となる身近な公園・緑地の整備

・環境・エネルギー分野

海や川の自然を維持するための水質保全、自然環境を破壊する汚染物質の排出が極めて少ないクリーンエネルギーの活用

・安全・安心分野

通学路や住宅地の道路での安全性の確保、安全な避難場所（避難タワー、避難ビルを含む）の整備・指定、がけ崩れや土砂災害に対する対策

・福祉・医療・教育分野

歩道や駅、学校や公民館等、人々が集まる施設でのバリアフリー化（高齢者・身障者の方が利用しやすいよう、段差等を解消）

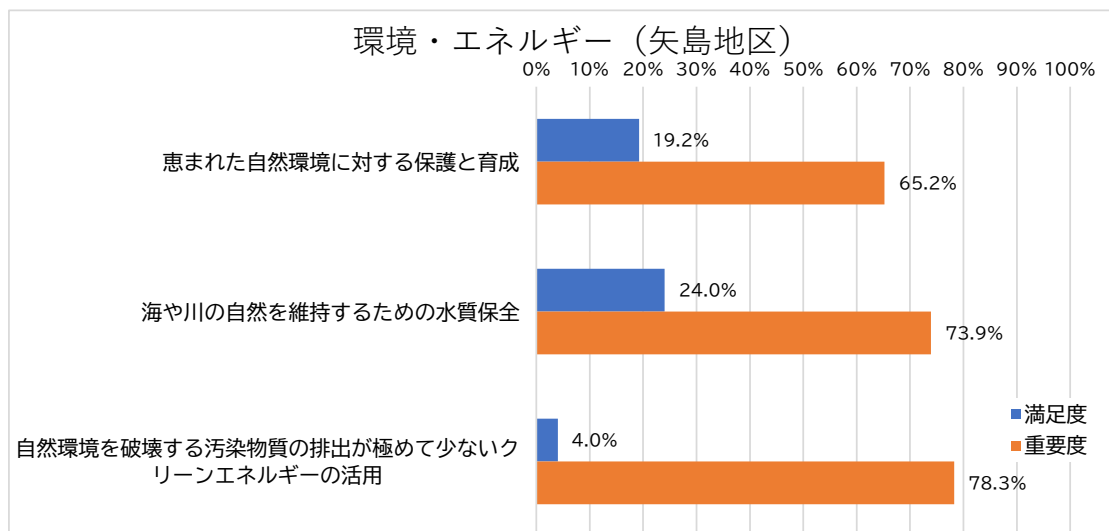


図 5-20 由利本荘市の将来のまちづくりに関するアンケート

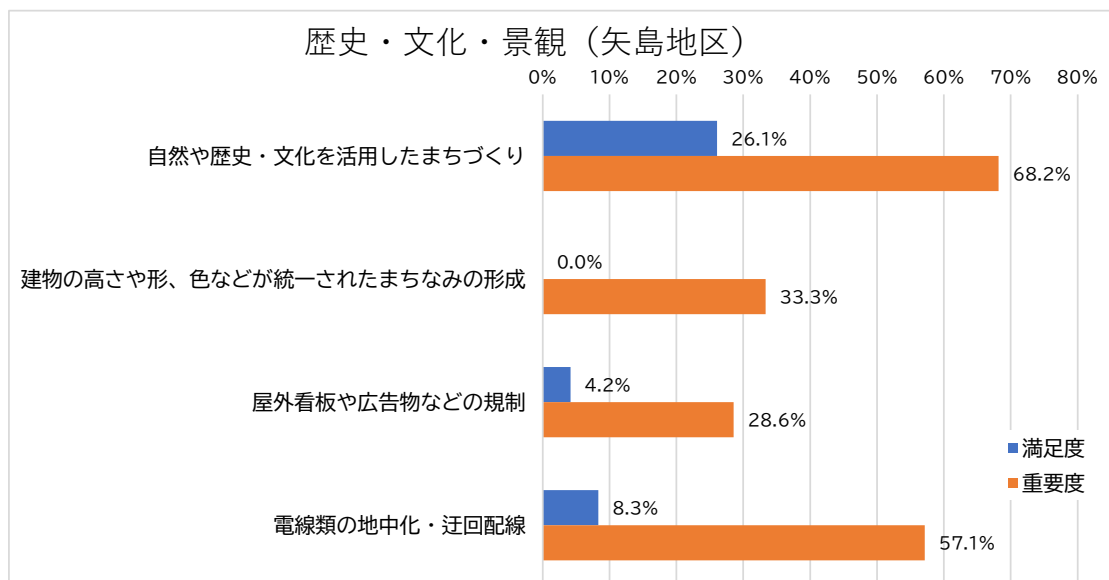
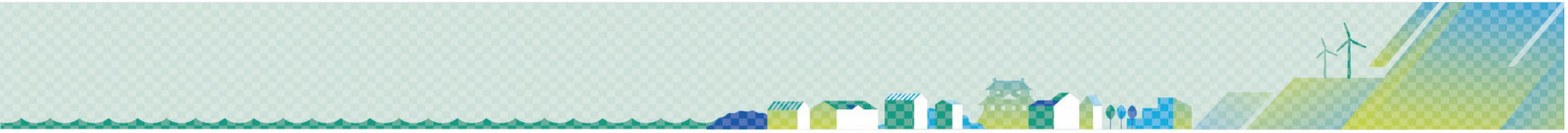


図 5-21 市民意向調査の結果



2) 区域の目標とテーマ

①矢島市街地地区の目標

本区域は、子吉川上流部にコンパクトな市街地を形成し、周囲には鳥海山麓の自然に囲まれた田園風景が広がっています。また、かつては生駒藩の城下町として栄えた面影をしのばせる武家屋敷、寺社、石積みの水路など歴史的街並みが残されています。

このように自然環境と調和した歴史・文化のまちとして適切な保全と整備により、潤いのある生活環境の形成を図るとともに、鳥海国立公園の北の玄関口、由利高原鉄道のターミナル駅のあるまちとして、観光拠点及び地域サービス拠点として交流とにぎわいのあるまちづくりを目指します。

②テーマ

矢島市街地地区のテーマを以下のように設定します。

鳥海山の麓、自然と歴史に包まれた交流文化都市の形成

3) 区域の整備方針と整備構想

①区域の整備方針

由利本荘都市計画区域（矢島区域）は、以下の7つのゾーンで構成します。

●商業活用ゾーン

・既存商業地

主要地方道・仁賀保矢島館合線沿線の七日町地区に形成された商店街で、これまで地域の人々の日常生活を支えてきたが、近年空洞化が進んでいるため、商業機能の確保を図ります。

・駅前商業地

駅前地区を地域内外の人々が集い交流する場として、商業、サービス、情報交流などの多様な機能が集積するにぎわいのある商業拠点の形成を目指します。

・沿道商業地

国道108号沿道の城内地区は、地域のゲートウェイ機能を持った沿道商業地として、計画的な立地誘導を図ります。

●工業誘導ゾーン

・国道108号沿道の元町地区を工業ゾーンと位置付け、新規企業の立地誘導と市街地内に散在する小規模工場の移転促進を図ります。

●住環境保全ゾーン

・歴史的街並みを残す住宅地、既存住宅地、新興住宅地が歴史的流れの中で形成されており、地区状況に応じた良好な居住環境の保全を図ります。

●集落環境保全ゾーン

- ・街道沿いなどに歴史ある集落が形成されており、引き続き良好な居住環境の保全を図ります。

●公共福祉ゾーン

- ・総合支所をはじめとした公共施設が集積するゾーンとして、既存の公共施設や公共施設跡地の有効な活用を図るとともに、市民によるまちづくり活動の基盤を維持します。

●優良農地保全ゾーン

- ・丘陵の緑に囲まれた田園景観は本区域を特徴づけるものであり、まとまりのある優良農地は都市的土地利用を抑制し、今後とも保全を図ります。

●自然環境保全ゾーン

- ・市街地西側及び南側を囲む段丘樹林帯は、鳥海国定公園の北の玄関口にふさわしい緑の景観を形成しており、緑の景観保全地区として位置付け、将来とも保全を図ります。

②区域整備の重点目標

●居住環境の整備・改善

- ・歴史的街並みを残す住宅地の周辺を取り囲むように広がっている既存住宅地では、狭小道路や行き止まり道路などが多く、用途地域の指定がされていないこともあり、小規模な工場・倉庫が混在している地区もあります。
- ・防災性の向上や高齢化社会への対応などの面から、都市内道路ネットワークの整備や、安全な歩行者空間の整備など、居住環境の整備・改善に努めます。

●商業地の再生と商業・観光拠点の形成

- ・地域の生活を支えてきた七日町地区の商店街は、車社会の進展により買い物客が他地域に流れ、求心力の低下・空洞化が進行しています。単に買い物をするだけでなく、地域の人々が行き交い会話する交流の場としての再生に努めます。
- ・駅前地区は、鳥海国定公園の北の玄関口、由利高原鉄道のターミナル駅として地域内外の人々が集い交流する場として、商業・観光・情報・交流などの多様な機能が集積するにぎわいのある商業・観光拠点の形成を目指します。

●優良農地及び緑の保全

- ・歴史と文化あふれる本区域は、市街地周辺の豊かな田園風景と清流子吉川及び市街地を包むような丘陵地の緑のふちどりにより特徴ある景観が形成されています。自然と田園景観、町の歴史と文化が融合した恵まれた環境や景観を地域の大切な資産として保全するとともに、自然環境学習の場や自然とのふれあいの場として環境整備を図ります。

4) 整備構想

矢島市街地地区の整備構想図を以下に示します。

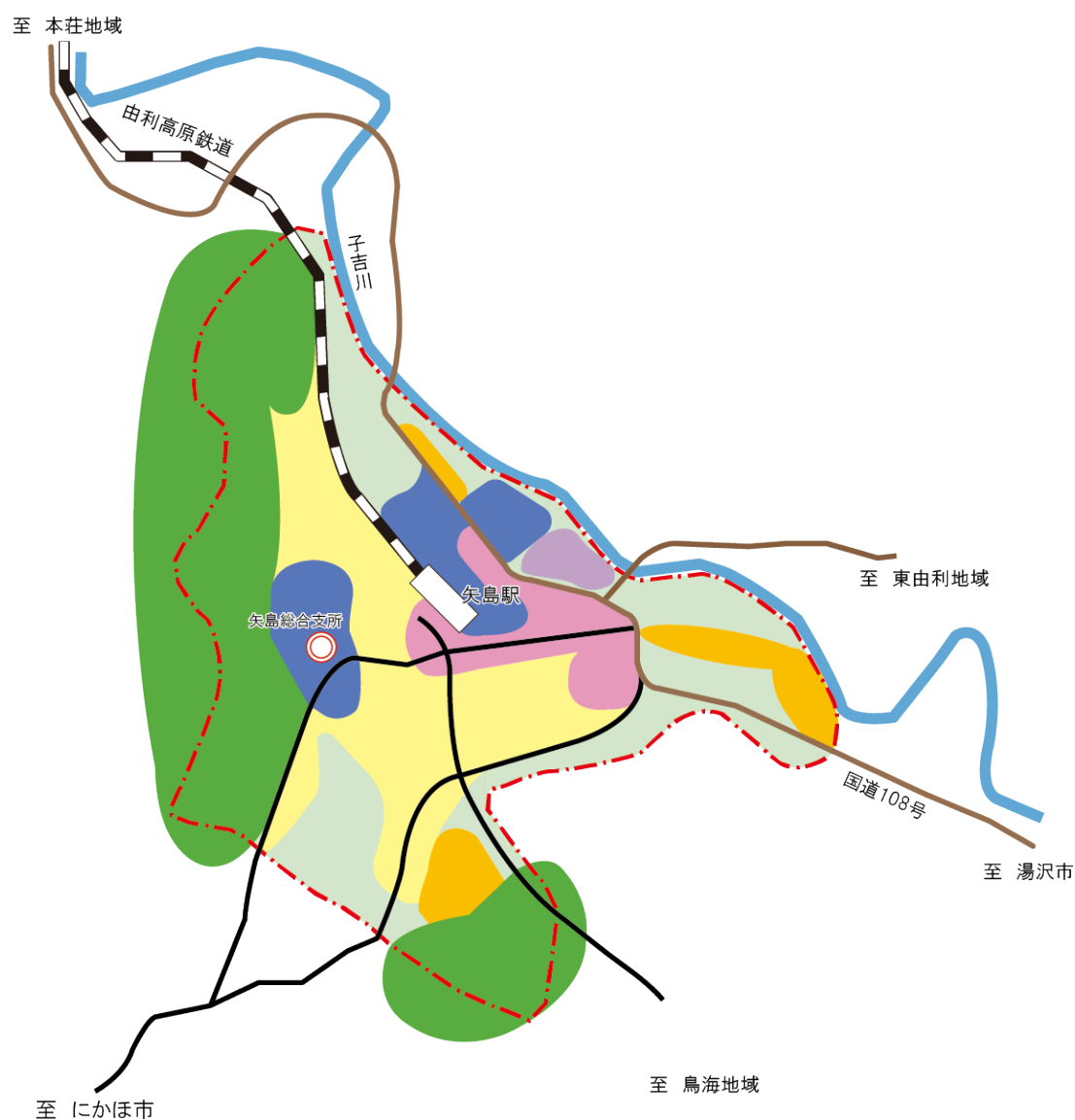
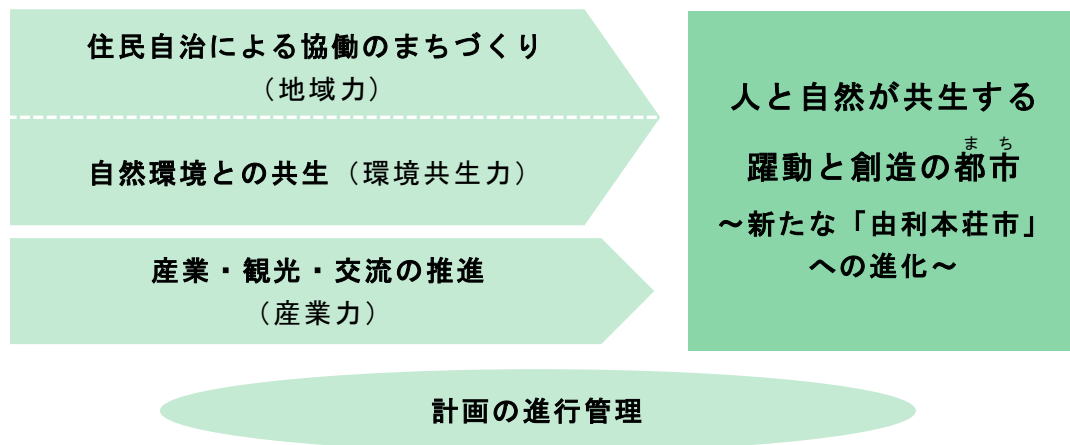


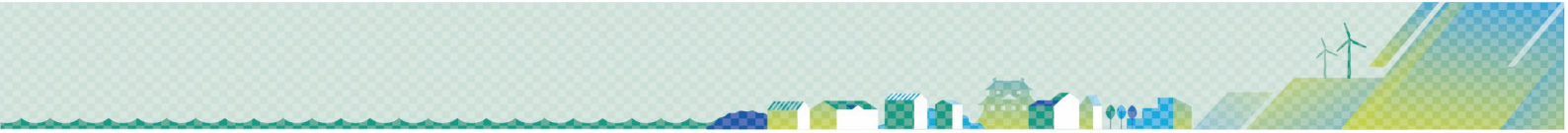
図 5-22 矢島市街地地区 整備構想図

6 計画の実現・推進方策

都市計画マスタープランは、本市のまちづくりの最も上位の計画である市総合計画の内容を実現していくために、主として都市計画の面からその基本的な方針を示すものです。

市総合計画及び本計画における目指すべき将来像「人と自然が共生する 躍動と創造の都市」を実現するためには、諸施策をそれぞれ関連させながら総合的に推進する必要があります。その柱として3つの推進方策を掲げるとともに、計画の進行管理の方針を定めます。





6-1 推進方策

(1) 住民自治による協働のまちづくり

本市は、1市7町の合併により平成17（2005）年に誕生した都市で、全市的なシビルミニマムの充足を図ることは大切ですが、8つの地域が有する特性や伝統・文化を互いに尊重しつつ、それぞれの地域が有機的に連携するバランスのとれたまちづくりに取り組む必要があります。

その実現に向けては地域住民による主体的なまちづくりへの参加により、地域における住民組織とコミュニティ機能の強化を図ることが必要であり、目指すべき将来像の実現を目指し住民と行政との適正な役割分担に基づいた「住民自治のまちづくり」を確立する必要があります。

具体的な施策としては、市総合計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○地域コミュニティ機能の活性化

高齢化などにより地域活力の低下が予測される中で、より主体的な地域コミュニティ活動を維持し、地域を活性化させる仕組みづくりを検討する。

○NPOなどとの連携強化・活動支援

住民のまちづくりをサポートするボランティア・NPOなどの育成や活動支援を行う。また、住民・行政の双方向による情報ネットワークを構築し、連携を強化する。

○各種助成・地域づくり維持事業などの実施

住民が自主的に行う地域づくり事業に対し助成措置を講じ、住民自治組織の活性化を図る。

○地域リーダーの発掘・育成

住民自治活動を活性化するため、地域リーダーを担う若い人財の発掘・育成を図る。

○コミュニティ施設の整備

住民自治活動の拠点となる市民ニーズに沿った公民館・集会所などの整備を支援する。

(2) 自然環境との共生

環境と共生した社会づくりは、今や全世界で取り組むべき課題と認識されています。現代文明は多くの部分を有限な化石燃料の消費に依存し、その過程で地球環境に多大な負荷を与え、地球温暖化や環境汚染など人類の生存にも関わる問題を生じています。

本市は、豊かな海、緑の山々、清流をたたえる川など自然環境に恵まれており、この貴重で美しい自然を守り育て、次の世代へ継承することも都市計画・まちづくりの重要な役割です。本市のまちづくりでは、自然環境の保全や脱炭素化に配慮した生活基盤の整備を推進し、自然と調和した個性的で魅力ある都市の実現を推進します。

1) 拡散から集約のまちづくりへ

自動車への依存度が高い地方都市では、住宅や産業施設、集客施設などの郊外部への拡散的立地が進み、低密度な市街地が膨張を続け、農地や丘陵地が宅地化されてきました。人口減少時代を迎え、これまでの市街地の拡散傾向から集約化させる方向に転換を図ります。市街地中心部への集約立地へと誘導することにより、中心市街地の活性化を図るとともに、都市基盤などの維持管理の効率化及び農地・丘陵地の開発抑制による環境負荷の軽減を目指します。

全市的な都市機能は、都市拠点と位置付けた本荘中心市街地への集約化を図り、各地域の生活圏では地域拠点と位置付けた旧 7 町の中心市街地への集約化を図ります。

具体的な施策としては、市総合計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○住環境・住景観の整備

民間主体の高齢化に配慮した住環境・住景観の整備を促進するほか、空き家の状況把握及び危険家屋の特定を行う。

○公共交通で結ばれた拠点の確保

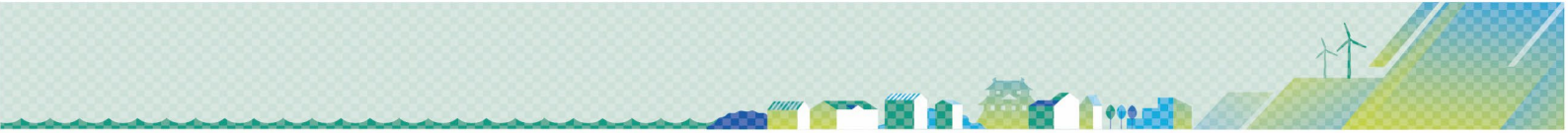
商業集積、生活機能集積（コンパクト化）に向けた事業を推進するとともに、機能集積地と居住地を結ぶ公共交通の確保を図る。

○市街地道路網の整備

市街地内の交通渋滞緩和と交通の円滑化、安全性の確保を図るため、市街地内の幹線街路や市道の整備を推進する。

○駅周辺の整備

都市の玄関である羽後本荘駅へのアクセス道の整備を図る。



2) 自然環境の保全と活用

海・山・川といった本市が有する恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくために、自然環境の保全に努めるとともに、市街地においても自然との調和に十分配慮し、自然との共生を図っていく必要があります。

さらに、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用やリサイクルの推進により、二酸化炭素を実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すとともに、森林や水辺における自然とのふれあい体験・学習を促進し、自然環境との共生意識の啓蒙活動を推進します。

市総合計画の内容を踏まえ、次のような施策があげられます。

○自然保護・育成に対する意識の啓発と活動の推進

市民の自主的な清掃活動の推進や自然保護活動団体との協力を図りながら、貴重な自然を保全するために住民意識の啓発や支援を進める。

○自然環境の監視・調査体制の充実

自然環境の保全を図るため、環境監視員などによるパトロールを実施するとともに、ごみの不法投棄防止策の充実を図る。

○ごみの減量化・資源化の促進

ごみのリサイクルや減量化・再資源化に努め、環境負荷の低減と自然との共生を目指す。

○クリーンエネルギーの活用

風力などクリーンエネルギーの活用を進める。

○親水レクリエーション機能の充実

親水型河川環境の整備を進め、親水レクリエーション機能の充実を図る。

○豊かな森林の保全・育成と多面的活用

長期的視野に立って植栽、保育、間伐など森林の保全・育成を推進し、国土保全や水源涵養、保健休養など多面的な活用を図る。

(3) 産業・観光・交流の推進

J R羽越本線や平成 19（2007）年に供用を開始した日本海沿岸東北自動車道などを通じて他都市との連携を図り、広域的な産業誘致活動や観光・交流を推進していきます。

1) 魅力ある働く場の創出

雇用の安定・拡大、若者の定住化促進は活力ある都市づくりには不可欠であり、新規企業の誘致や居住環境の整備などを推進します。

また近年、食の安心・安全、食糧自給率の向上などの面から、農林水産業などの重要性を見直す気運が高まっており、営農組織や法人化などの経営形態のあり方と併せ、新規就労者の働く場として第一次産業を考える必要があります。

市総合計画の内容を踏まえ、次のような施策があげられます。

○雇用創出のための環境整備

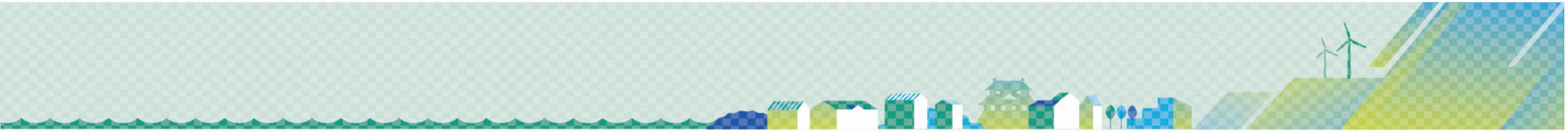
新たな工場立地などに対して支援を行うとともに、「一番堰まちづくりプロジェクト」の推進により居住環境を整備する。

○個人・中小企業の強靱化の推進

本荘由利産学振興財団や由利本荘市商工会などと連携を図り、創業や産業振興による地域経済の活性化と雇用の場の創出を図る。

○農業などの担い手の確保・育成

幅広い新規就農希望者に向けた P R を推進するとともに、就農支援を充実させる。また、潜在的担い手の発掘につなげる体験型観光（農業体験）を充実させるとともに、農協などと連携した若者の農業チャレンジ（挑戦）を促す総合的な支援スキーム（技術育成、生活支援、土地・資金調達など）を実施する。



2) 観光・交流の活性化

本市は、鳥海山や子吉川、日本海といった多様な自然資源に恵まれており、旧城下町に由来する歴史や文化遺産が今に残されています。しかし、情報発信が脆弱であるほか、宿泊や滞在を促す観光資源や観光ルートの形成が不十分です。

引き続き、観光振興計画などの年次計画に基づき、観光交流集客拠点の整備や拠点間ネットワークの強化をはじめとした施策を計画的に進めるとともに、新たな「由利本荘ブランドの観光資源」を活用した観光振興を図り、更なる魅力の向上、広域連携の強化に取組、リピーターを含めた滞在型観光客の誘致拡大に努めます。

具体的な施策としては、市総合計画の内容を踏まえ次のようなものがあげられます。

○観光ルートの整備

本紙の観光拠点を結ぶルート整備、観光拠点のネットワーク化を進めるとともに案内機能の充実を図る。

○観光情報の発信

インターネットの活用により観光情報の充実を図るとともに、パンフレットやガイドマップを作成し、多様なニーズへの対応に努める。

道の駅をはじめとする観光施設の情報ネットワーク化により、タイムリーな観光情報の提供・発信に努める。

6-2 計画の進行管理

(1) PDCAによる進行管理

本計画に位置付けた取組については、PDCAサイクルのもと、個別の事業・施策の実施及び評価・検証を行います。

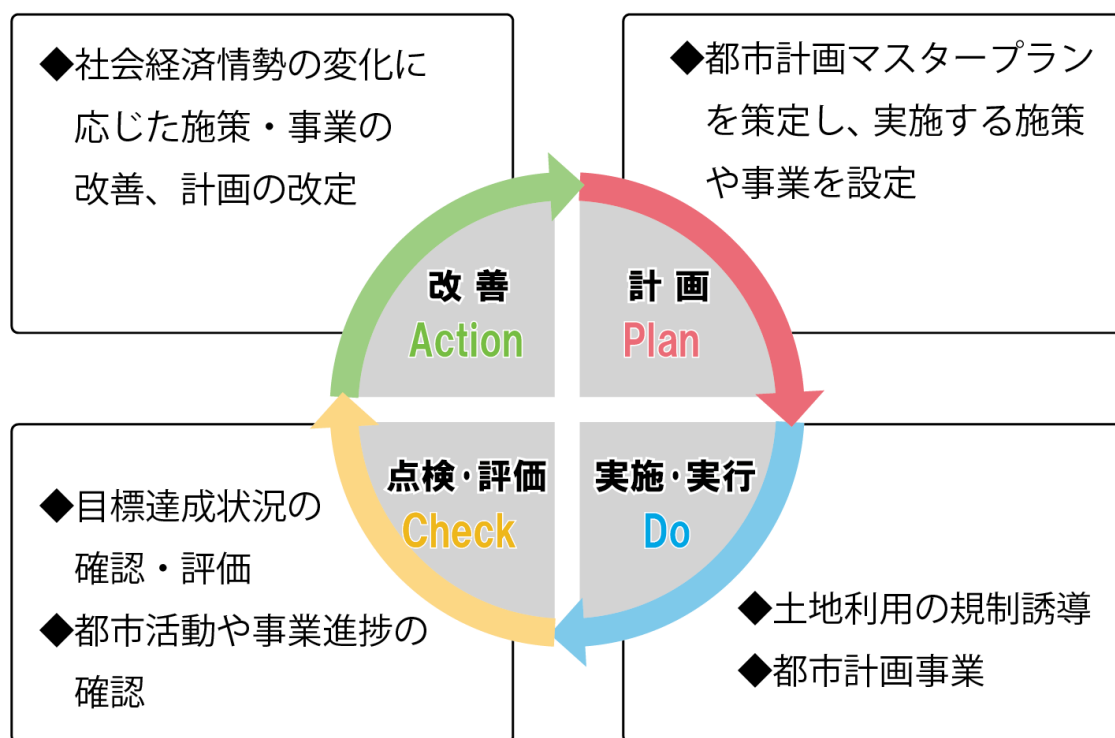


図 6-1 PDCAサイクルのイメージ

(2) 計画の見直し

本計画の目標年次は策定から 20 年後の令和 26 (2044) 年としましたが、この間に社会経済情勢や市民ニーズが大きく変化することもあります。そのため、これらの状況を的確に把握しながら、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。

7 資料編

7-1 都市計画マスタープランによる効果

(1) 都市計画マスタープランを策定することによる主な効果

都市計画マスタープランを策定することによる主な効果を以下に示します。

- 都市計画マスタープランを策定することで、一体的・計画的な都市整備を推進することができる
- 良好な環境や景観形成のための様々なルールを定めることができる
- 各種都市計画事業を展開しやすくなり、また各種補助や助成を受けることができる
- 都市計画税による税収が担保されることで、計画的な都市施設などの整備が可能となる

このように、都市計画マスタープランを策定することにより、一体の都市として整備・開発または保全する区域を明確化し、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進することができます。その一方で、都市計画に伴う各種制度や計画を定める代わりに、地域住民に対しては新たな制限や手続きの必要が生じます。

(2) 都市計画の指定に伴うメリット・デメリット

メリット

- 都市計画区域内では、「開発許可制度」「建築確認制度」などによって無秩序な開発を抑制
⇒例えば住宅街に工場が突如立地し騒音や環境汚染に悩まされるといった心配がありません
- 都市計画区域内では、道路、公園、下水道などの都市計画事業によって、計画的な住環境の整備が進められる

デメリット

- 一定の開発行為には「開発許可」及び「建築確認」の許可基準に追加や制限が生じる項目がある
⇒例えば開発許可の面積要件では、都市計画区域外は1ha以上が要件であるのに対し、都市計画区域内では0.3ha以上から必要となります。
- また、建築物には、「建ぺい率・容積率」の制限や、「接道義務」(建築基準法上の4m以上道路に、敷地が2m以上接地)が発生
⇒例えば、上述の制限や義務を満たしていない建築物は、区域に指定されることにより不適格建築物となり、建替時等にこれらの制限や義務を満たす必要が生じます。
- 都市計画区域外の住民にとっては、都市計画区域に指定されることによって新たな税負担として「都市計画税」が課せられる場合がある

図 7-1 土地利用方針図

(3) (参考) 都市計画決定状況による規制内容の比較

表 7-1 用途地域における土地利用の基本的な考え方

	都市計画区域				都市計画区域外	
	線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域		準都市計画区域	その他区域
	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	非線引き用途白地地域		
用途地域	用途地域特別用途地区地区計画	原則用途地域を定めない。市街地開発事業、促進区域等は定められない。地区計画	用途地域特別用途地区地区計画	特定用途制限地区地区計画	用途地域、特定用途制限地域、風致地区等建築物の用途制限や景観の維持に係るような地域地区及び地区計画	
開発規制	1000㎡以上 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可	原則として全ての開発行為	3000㎡以上 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可		3000㎡以上 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引き下げ可 市街地の最低水準を担保する技術基準のみ。	1ha以上の開発行為を対象。 市街地の最低水準を担保する技術基準のみ。
建築規制	全域に用途地域が定められており、建築物の用途、容積率等が用途地域等により定められる規制内容を満たせば、建築確認。	用途地域は原則として定められない。 開発許可申請に関わる予定建築物については建築確認申請のみ。 開発行為を伴わない建築については許可制。容積率、建ぺい率(それぞれ50%、30%までの範囲)などを土地利用の状況に応じて指定。	市街化区域と同様	容積率、建ぺい率(それぞれ50%、30%までの範囲)などを土地利用の状況に応じて指定。特定用途制限地域では、具体的案建築制限を建築基準法に基づく条例で定め、建築確認で条例の制限内容を担保。	建築基準法の集団規定を適用。	都道府県が市町村の意見を聞き、条例で定めることができる。
農地転用	農業委員会への届出で転用可能。	すべての農地が許可対象。農地区分により許可方針は異なる。 農用地区域内農地や集団優良農地は原則として許可しない。	すべての農地が許可対象。 農地区分により許可方針は異なる。			

本市で該当する区域：

都市計画区域

都市計画区域外

7-2 用語集

●か行

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地、主要な施設間などの相互間の交通処理を主として受け持つ道路。さらに、主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路に大別される。幹線道路は、交通処置機能のほか、市街地形成機能や災害時の避難路、延焼遮断帯などの空間機能も併せ持つものである。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と、植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させ、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすること。

協働

住民と行政など、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取組をすること。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

高度利用

都市空間をその場に要請されている機能に応じて、建築的にはもちろんのこと、社会的・経済的にも高度に利用すること。

コミュニティ

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。ここでは、住宅団地や各地域における近隣関係、地域の集団などを示す。

コミュニティバス

路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合バスの総称。バス不便地域における交通体系の確立、高齢者・障がい者のモビリティ(移動の容易性)の確保、環境負荷の軽減などの観点から導入の必要性が高まっている。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方。住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより実現を図る。

●さ行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった、自然界に存在し温室効果ガスを排出しないエネルギー。

市町村の都市計画に関する基本的方針

都市計画法において、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、通常「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称される。

(同法第18条の2第1項)

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂(二酸化炭素)を排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体。

●た行

地区計画

地区計画は、一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園などの地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定めた都市計画である。

地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為などを規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる。

（都市計画法第12条の4第1項第1号）

中心市街地

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地（街）。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成などを行うために、周辺の良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する必要がある場合に定めるもの。（都市計画法第8条第1項第2の2号）

都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。

都市計画区域

市又は一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する。（都市計画法第5条第1項）

都市計画区域を指定すれば、1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物などへの建築基準法による集団規定の適用などがなされる。

また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。

都市施設

道路、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法では次の施設を都市施設としている。（都市計画法第11条第1項各号、都計令5）

- (1)道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設
- (2)公園、緑地などの公共空地
- (3)水道、下水道、ごみ焼却場などの供給施設・処理施設
- (4)河川、運河などの水路
- (5)学校、図書館、研究施設などの教育文化施設
- (6)病院、保育所などの医療施設、社会福祉施設
- (7)市場、と畜場、火葬場
- (8)一団地の住宅施設
- (9)一団地の官公庁施設
- (10)流通業務団地
- (11)電気通信施設、防風・防火・防水・除雪・防砂・防潮施設

これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。（都市計画法第13条第1項第6号）

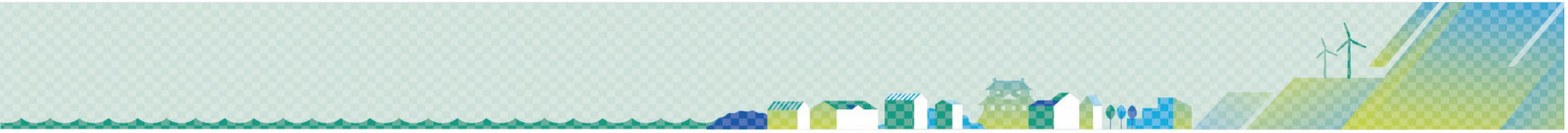
土地利用

ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること。都市計画及び都市地理的な視点から用いる。

●な行

二地域居住

都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの1つ。



●は行

バリアフリー

障がい者や高齢者などの行動・生活上の障害を取り除いた環境のこと。

公共空間では、段差のない歩道や駅のエレベーター設置、ノンステップバスなどがバリアフリー施設となる。

●や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしているという考え方。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて、用途別に分類される13種類の都市計画の総称のこと（都市計画法第8条第1項第1号）。都市機能の維持増進や住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う。

●ら行

流域治水

集水域（雨が河川に流入する地域）から氾濫域（河川などの氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方。

●わ行

ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことを指す。

●ローマ字

AIオンデマンド交通

AI（人工知能）を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。

NPO

Non Profit Organization。民間非営利団体のこと。市民の自発的な意志に基づき組織された非営利の団体で、医療、福祉、環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体の総称。NPOは一般的に、非営利活動であるほか、自発的組織、自治的運営であることなどがその基準になっている。

平成10(1998)年12月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行された。

由利本荘市都市計画マスタープラン

人と自然が共生する 躍動と創造の都市^{まち}

令和 6 年 8 月 発行

編集・発行 由利本荘市建設部都市計画課
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 1 7
TEL : 0184-24-6332
Fax : 0184-24-1599
E-mail : toshi@city.yurihonjo.lg.jp
